

昭和五年
樺太要覽

樺太廳

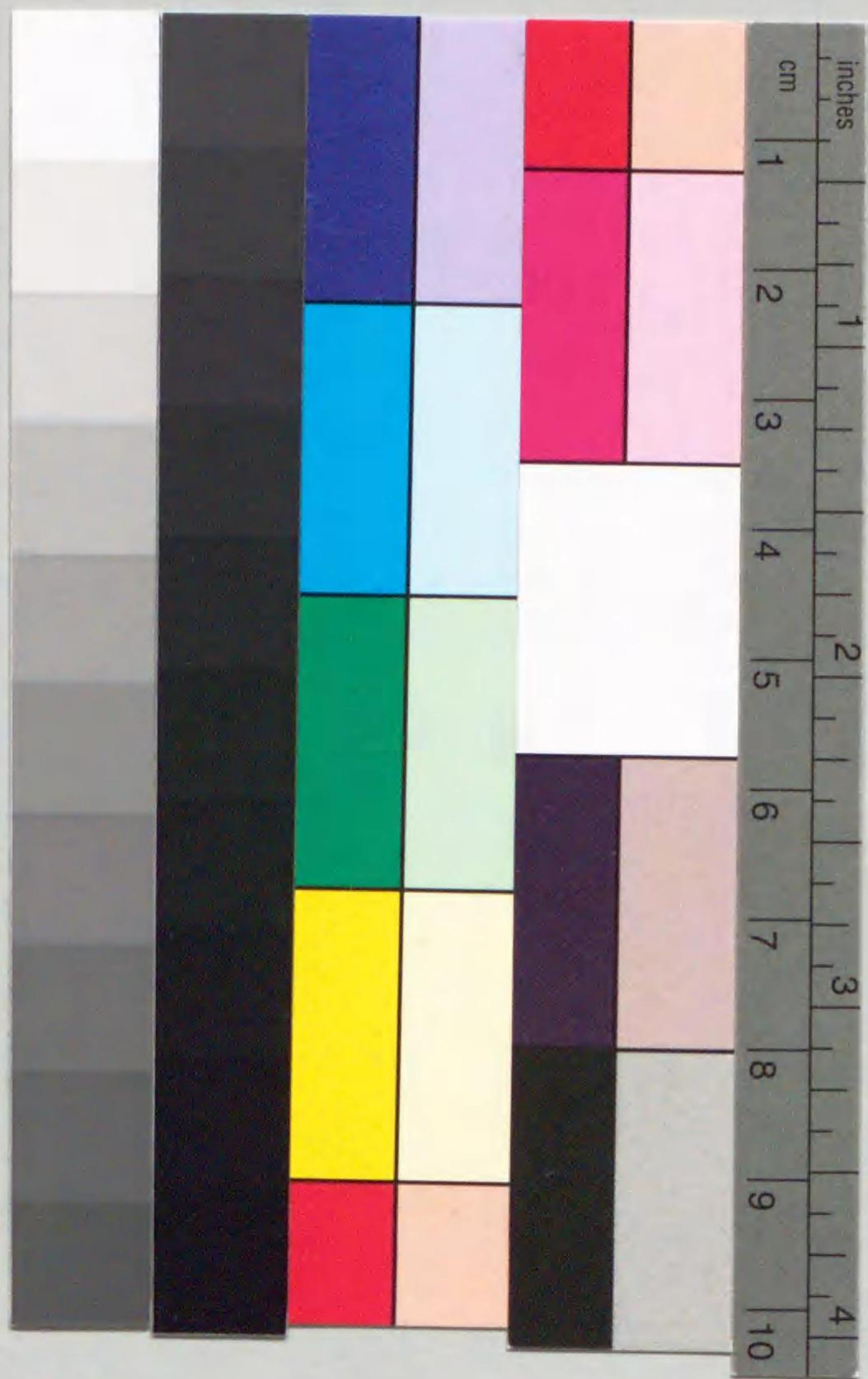
GE491

23



83W63045

口
複
写





1210-10

樺太廳編纂

樺太要覽

昭和五年

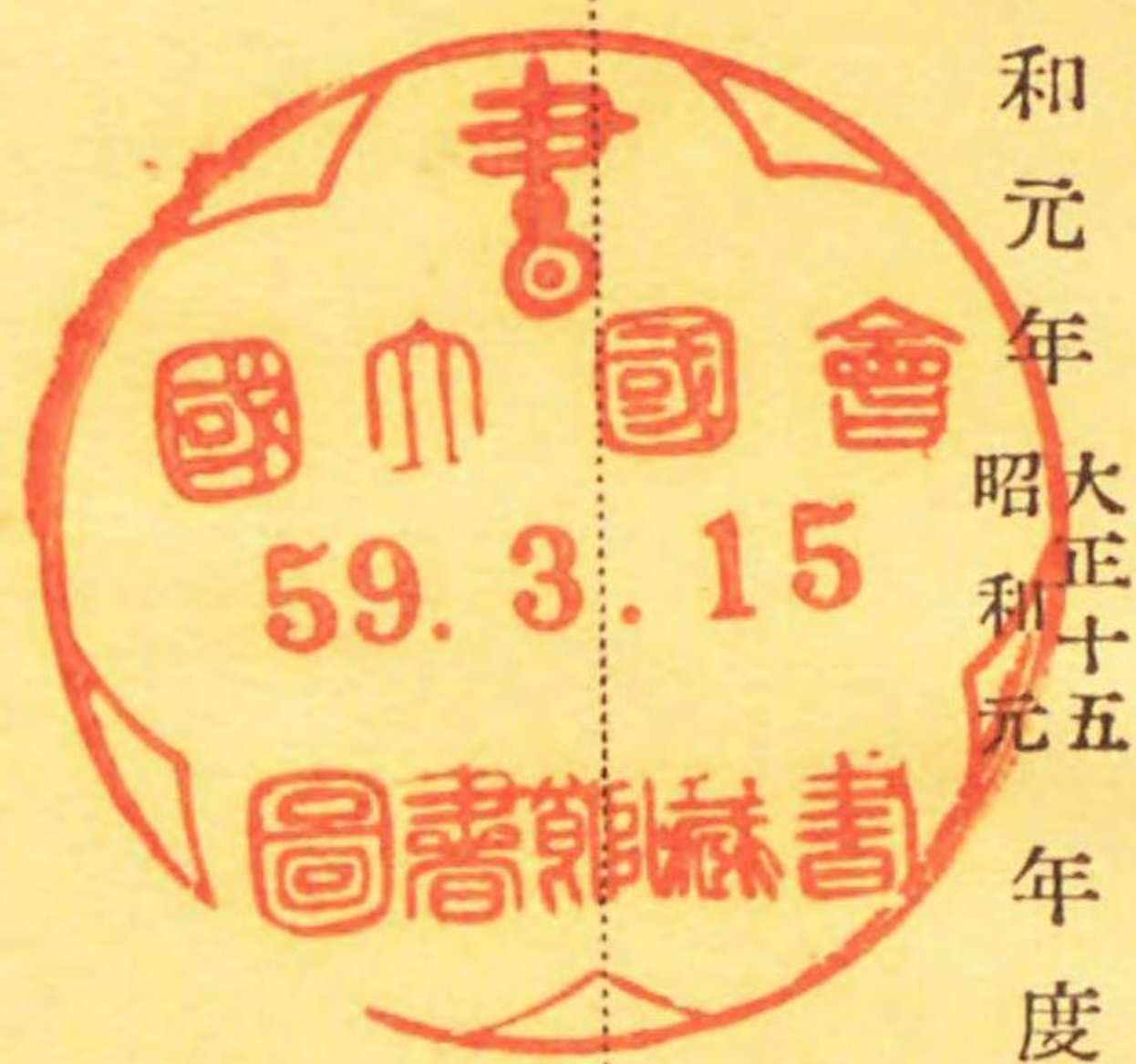


GE491
23

一、本書は最近に於ける樺太の事情を廣く紹介せんが爲に編纂したるものなり。

一、本書所載の事項は主として前暦年又は前會計年度のものに據りたり。

一、本書中 大正十五年は昭和元年 昭和十五年は昭和元年とせり。



292.923

83W63045

トエID-10

要覽正誤表

頁	行	誤	正
目次 七	十七行		
本文一七頁次	折表中	組織	組織
九六	一行	警部補	警部補
九六	一行	拓殖銀行	拓殖銀行
九八	三行	拓殖資金	拓殖資金
二六三	表中三行目下段	積立金高	積立金高
二九四	表中三行目下段	豊原郡	豊原郡
		大泊郡	大泊郡
		泊町	大泊郡大泊町

樺太要覽目次

第一章 總論

第一節 領有の沿革	一
第一款 松前氏及幕府の探險施設	一
第二款 露國の東侵と南樺太の恢復	二
第二節 經濟施設	五
第一款 千島樺太交換以前	五
第一項 幕府時代	五
第二項 開拓使時代	七
第二款 軍政施設	八
第一項 軍政署時代	八
第二項 民政署時代	九
第三款 樺太廳の設置及官制改正	一一

第二章 地誌

第一節 位置及面積	一九
-----------	----

第二節 地勢……………元

第三節 地質……………三

第四節 主要市街地……………三

第五節 氣象……………七

第一款 氣象觀測事業の變遷……………七

第二項 露領時代……………七

第二項 邦領後の觀測……………七

第二款 概説……………元

第三款 氣溫、及風……………三

第四款 濕度、降水及霜雪……………三

第五款 海霧及海水……………三

第六節 戶口……………三

第三章 交通通信

第一節 交通……………四

第一款 道路……………四

第二款 鐵道……………四

第三款 港灣……………三

東部縱貫幹線、西部縱貫幹線、橫斷線、農耕道路、其の他……………四

運輸、地方鐵道……………四

大泊港、眞岡港、本斗港、船入湖……………三

第四款 航路……………五

第一項 樺太廳命令航路……………五

第二項 遞信省命令航路……………五

第三項 鐵道省連絡線……………五

第四項 社外線……………五

第五款 航路標識……………五

第六款 驛遞……………五

第二節 通信……………五

第一款 概説……………五

第二款 郵便……………六

第三款 爲替貯金……………六

第四款 電信……………六

第五款 電話……………七

第六款 簡易生命保險並郵便年金……………七

第四章 地方制度

第一節 地方制度の沿革……………七

第二節 町村……………六

第一款 概 説……………七
 第二款 町村會……………七
 第三款 町村吏員……………七
 第三節 町村の財政……………七

第五章 財政及金融

第一節 財 政……………八
 第一款 概 説……………八
 第二款 歳 入……………八
 第一項 租 稅……………八
 第二項 租稅外收入……………八
 第三款 歳 出……………八
 第二節 金 融……………九
 第三款 煙草專賣……………九

第六章 教 化

第一節 教 育……………一〇三
 第一款 概 説……………一〇三

第二款 初等教育……………一〇五
 第三款 中等教育……………一〇七
 大泊高等女學校、眞岡高等女學校、私立學校……………一〇七
 第四款 教員養生及其他教育施設……………一一三
 第一項 教員養成……………一一三
 第二項 其の他の教育施設……………一一五
 第二節 博 物 館……………一二〇
 第三節 社 會 事 業……………一二一
 第四節 神社及宗教……………一二三
 第一款 神 社……………一二四
 第二款 宗 教……………一二五

第七章 兵 事

…海軍募兵、在郷軍人、軍隊と地方との關係……………二七

第八章 殖民及農業

第一節 土 地……………一三〇
 第二節 移 民……………一三三

第一款 交換前の殖民概況……………一三三

第二款 露領時代の本島殖民概況……………一三六

第三款 領有後に於ける殖民概況……………一三六

第三節 農 業……………一四四

第一款 概 説……………一四四

第二款 現状及施設……………一四七

第四節 畜 産……………一五五

畜牛、馬匹、養豚、養鶏、緬羊、養狐、牛酪……………一五五

第九章 鑛 業

第一節 總 説……………一六六

第一款 鑛業制度……………一六六

第二款 鑛務行政の狀況……………一六九

第二節 鑛 物……………一七〇

第一款 石 炭……………一七〇

第二款 石 油……………一七三

第三款 海 綠 石……………一七五

第四款 柘 榴 石……………一七六

第五款 金屬鑛物……………一七七

第三節 鑛 業……………一七七

第一款 鑛業の現況……………一七九

第二款 鑛業の將來……………一八一

第三款 封鎖炭田の開放……………一八四

第四款 石油試掘鑛區……………一八五

第十章 林 業

第一節 總 説……………一八七

第二節 林 政……………一八八

第三節 造 林……………一九八

第四節 森林調査……………一九九

第五節 林業試験……………一九七

第六節 大學演習林……………一九九

第七節 官行斫伐……………二〇〇

第一款 概 説……………二〇〇

第一項 事業の開始……………二〇〇

第二項 事業の計畫……………二〇一

第三項 事業の組織……………二〇一

第二款 事業の概況……………二〇一

第三款 事業の成績……………101

第十一章 水産業

第一節 總説……………106
 第二節 漁業並に水産製造……………108
 第三節 水産物検査……………118
 第四節 水産に關する組合……………119

第十二章 中央試験所

第一節 沿革……………111
 第二節 事業と組織……………113
 第一款 事業……………113
 第二款 組織……………114
 第三節 事業分掌……………115
 第一款 農業部……………115
 第二款 畜産部……………130
 第三款 林業部……………133
 第四款 水産部……………135

第十三章 商工業

第一節 商業……………136
 第二節 工業……………143
 第三款 貿易……………150
 第四節 商工會議所……………156
 第五節 度量衡……………157

第十四章 警察

第一節 總説……………161
 第一款 沿革……………161
 第二款 警察機關の配置……………162
 第三款 警察官吏の教養……………165
 第二節 行政警察……………166
 第一款 保安警察……………166
 消防、水難救濟會……………166
 第二款 風俗警察……………172
 第三款 交通警察……………172
 第四款 營業警察……………173

第三節 司法警察……………二七三

第十五章 衛生

第一節 總 說……………二七五

第二節 醫 事……………二七六

第一款 醫 院……………二七六

第二款 公 醫……………二七七

第三款 醫師、齒科醫師其他……………二七八

第三節 救療機關……………二七八

第四節 藥 品……………二七九

第五節 海港檢疫……………二八〇

第六節 檢 微……………二八一

第七節 飲料水及氷……………二八二

第一款 上 水……………二八二

第二款 清涼飲料水……………二八二

第三款 氷……………二八三

第八節 屠場及屠畜……………二八三

第九節 飲食物及其他の物品……………二八四

第一款 牛 乳……………二八四

第二款 生 肉……………二八四

第三款 飲食物取扱又は製造所の取締……………二八五

第四款 飲食用器具類……………二八五

第十節 傳 染 病……………二八五

第十一節 汚物掃除……………二八六

第十六章 法 制

第十七章 司 法

第一節 沿 革……………二九三

第二節 裁 判 所……………二九三

第三節 供託事務……………三〇一

第四節 刑 務 所……………三〇一

第十八章 公 共 施 設

第一節 水 道……………三〇四

第二節 電氣事業……………三〇九

第十九章 土人

第一節 總覽	三四
第二節 種族及戶口	三四
第三節 風俗習慣	三七
第一款 概説	三七
第二款 衣食住	三八
第三款 社會及家族關係	三九
第四款 經濟及法律關係	三一
第五款 娛樂及祭禮	三二
第四節 文化	三三
第一款 教育	三三
第二款 衛生	三四
第五節 産業	三五
第六節 救恤	三五

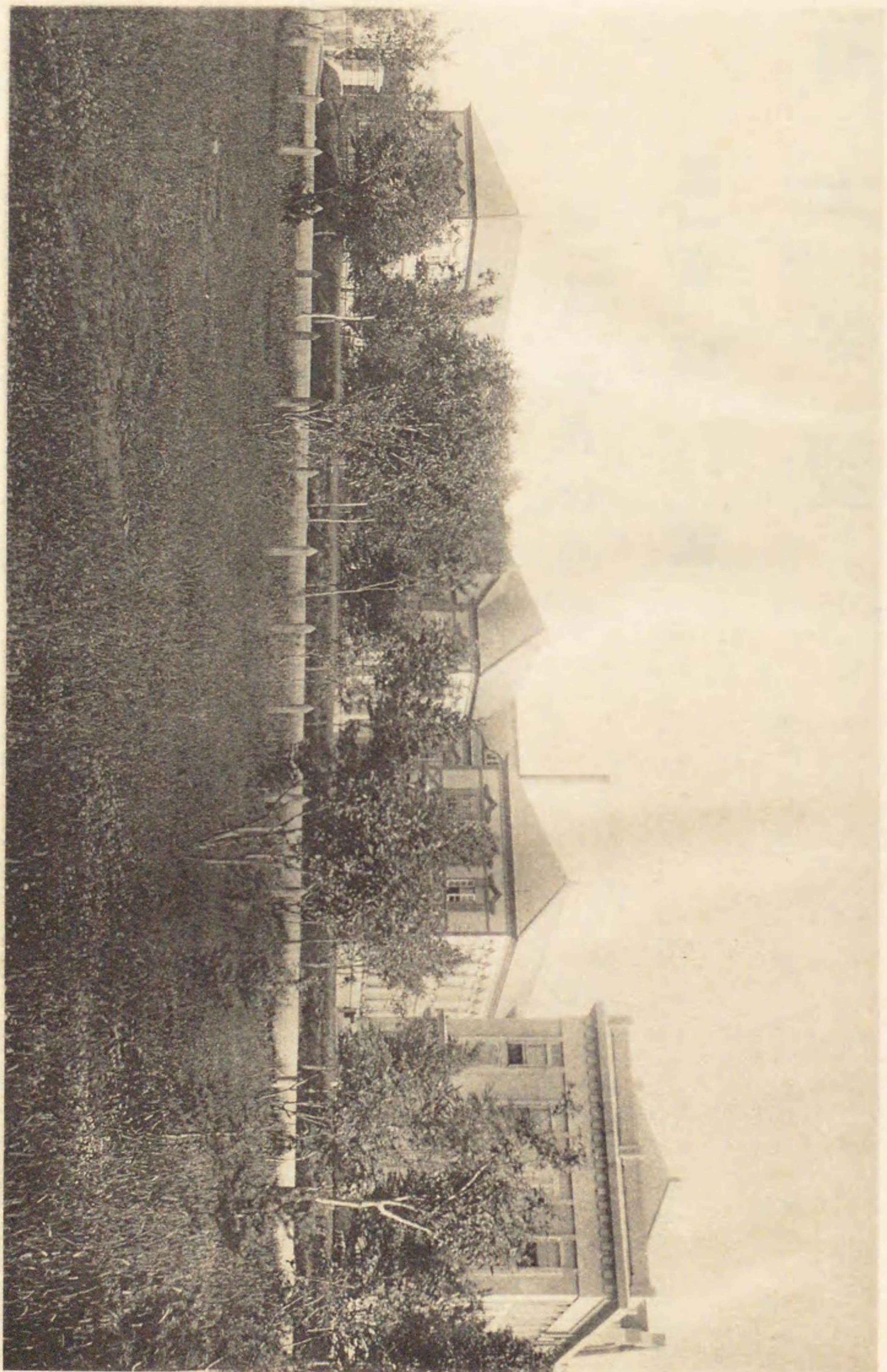
挿入寫真目次

樺太廳	一九頁ノ前
國境標	三三頁ノ次
豊原市街の一部	三四頁ノ次
大泊市街の一部	三六頁ノ次
眞岡市街の一部	四四頁ノ次
豊原驛	五三頁ノ次
大泊港驛棧橋	一〇三頁ノ次
豊原第一小學校	一〇六頁ノ次
樺太廳豊原中學校	一一〇頁ノ次
樺太廳大泊高等女學校	一二四頁ノ次
樺太神社	一四四頁ノ次
開墾と殖民地	一五五頁ノ次
農作と農産物	一五五頁ノ次
養狐場	一五五頁ノ次
緬羊	一六〇頁ノ次
大榮炭礦	一六〇頁ノ次
鯨大漁	二〇八頁ノ次

目次

一四

海豹島(臘肭獸及ロツベン鳥の群集)..... 二六頁ノ次
 豊原パルプ工場..... 二六頁ノ次
 泊居パルプ工場..... 二四頁ノ次
 樺太地方裁判所..... 二九頁ノ次
 馴鹿の群集..... 三四頁ノ次



樺太廳

樺太要覽

第一章 總論

第一節 領有の沿革

第一款 松前氏及幕府の探險施設

樺太古代の状態に關しては文献の徴すべきものなしと雖も、自然の地理的關係と近世に於ける史實とに依りて之を稽ふるに、樺太の先住者は北海道より移住して南部に居を構へるアイヌ族と、山丹地方より渡り北部に繁殖せるニクブン（ギリヤーク）、オロツコ（オロチヨン）等の祖先なることは想像するに難からず。然れども彼等は單に移住したりと云ふに止まり、唯水草を逐ふて遊牧を事としたるに過ぎず。其の統治權の歸屬に關しては史乘明確を缺くと雖も、之を邦領として認むるに至りたるは文祿二年豊臣秀吉の松前慶廣に對する蝦夷地統轄の公許及寛永以後に於ける松前氏の樺太探險施設に始まる。

松前氏は寛永以後屢次家臣を派遣して樺太を視察探險せしめたるが、土人の漁業に従事する者尠からざ

るのみならず奥羽地方より渡來して漁撈を業とする者漸を逐ひ増加せるを以て、寛政二年にはシラヌシ、(自主)、クシユンコタン(大泊楠溪)等に勤番所を設け、藩吏を派して之が保護取締に任せしめたり。然れども當時に於ては國防警備に關して未だ何等の施設なく、勤番の藩吏と雖も僅に漁期中のみ在勤するに過ぎざりき。然るに北陲に於ける露國との交渉倍々頻繁を加へ事態漸く多事ならんとするを以て、幕府に於ては天明五年以降松本秀持其の他を相踵で特派して蝦夷各地を調査探險せしめ、其の進言獻策に依り之が經營の實を擧げ斯くて管轄統治の端を啓けり。

第二款 露國の東侵と南樺太の恢復

露國の東方經略は素と其の祖宗の遺蹟歴代の國是に基くものにして、其の西比利亞より貝加爾以東に進出し、更に清國と尼布楚條約を結びてスタノボイ山脈以西の地を得たるは實に西曆一六八九年(元祿二年)なり。越えて一八四七年(弘化四年)海軍中將ムラヴィヨフを東部西比利亞總督に任じて今の黑龍縣及沿海縣を略し一八五八年(安政五年)愛琿條約を締結して黑龍江以北を併せ、一八六〇年(萬延元年)北京條約を斡旋したるの故を以て烏蘇里江東の地を獲たり。

斯くて東方活躍の基礎定まるや更にベーリング海峡を涉りて北米大陸のアラスカ地方に其の驥足を伸すと共に、一方千島に南下して我が北門を窺ふに至れり。北方の危態斯の如く急なるに而かも松前藩の北方

經營は唯だ名あるのみにして其の實之に伴はず。勘察加を根據とせるコサツクは千島列島竝に樺太との間を往來して其の動靜を窺ひ、黑龍江口を地盤とせる露人は北部樺太より侵入して漸次南下せり。

露國は斯くして其の勢力の伸張に努むると共に、一方一七九二年(寛政四年)ラツクスマンをして我が瀛流民を伴はしめて我が國に派し交易を請ふも成らず、一八〇四年(文化元年)レザノフ再び修交を求めて來りしが是亦幕府の拒む所となれり。然るに露國は一八五三年(嘉永六年)三度水師提督プウチャチンを派して一は和親通商を求め、一は樺太に於ける日露國境劃定の事を議せしむ。

我が交渉委員は大目付筒井肥後守政憲及勘定奉行川路左門尉聖謨にして、プウチャチンは千島の擇捉以北及亞庭灣沿岸の一部を除くの外樺太の全土を露領なりと云ひ、我が委員は北緯五十度線境界を主張して譲らず、爲に交渉遅々として抄らず荏苒三年に亙り、遂に所謂下田條約に依り千島の擇捉以南を邦領とし得撫以北を露領と認めたるが、樺太の境界に就ては決定するに至らず唯從來の儘として終結せり。亞で一八五九年(安政六年)東部西比利亞總督ムラヴィヨフは愛琿條約の例を試みんとして渡來し、極めて強硬なる態度を以て樺太全島を露領なりと主張せるが、我が委員遠藤但馬守及酒井右京亮等之を峻拒したる爲め遂に其の目的を達する能はずして空しく歸れり。越えて一八六一年(文久元年)我國は修好の爲め國使として外國奉行竹内下野守、松平石見守、京極能登守等を歐洲各國に派遣し、露國に對しては特に樺太の境界劃定を提議せしめたり。

此の交渉に際し露國は初め樺太露有を唱へ後北緯四十八度線を主張し、我が委員は北緯五十度線を固持して相譲らず、依つて翌年を期して兩國の使節を樺太に會せしめ、實地に山河の形勢を視察し之に従つて協定せんことを約せしも、當時幕末の紛擾其の極に達し外事を顧みるの暇なく、遂に之が履行を見ること能はずして止みたり。

幕府は一八六六年(慶應二年)再び小出大和守及石川駿河守を露都に派し、曩に提議せる北緯五十度線劃定の實行を迫らしめたるも議合はず、従前の通り漫然日露兩國の所屬として之が假條約を締結し、一八七二年(明治五年)露國代理公使ビオツオフの來りて樺太に關し協定を試むる所ありしも議熱せざりき。

外務卿副島種臣は樺太の買收を提唱し力説大に努めたりしが、偶々開拓使次官黒田清隆の樺太拋棄の建白政府の容るゝ所となり、一八七四年(明治七年)駐露公使榎本武揚は政府の命を受け之が交渉に任じ、一八七五年(明治八年)遂に千島樺太交換條約を締結するに至れり。

露國の東方經略は既述の如しと雖も、其の勢力は日清戰役の後更に滿洲を南下して朝鮮を脅かせる結果日露兩國は遂に干戈相見ゆるに至り、一九〇五年(明治三十八年)十月ポーツマス條約に依り樺太南半は永遠に我が領有に歸したることは尙ほ人の耳目に新たなる所なれば茲に詳記せず。

第二節 經營施設

第一款 千島樺太交換以前

第一項 幕府時代

樺太の經營は當初松前藩之に當りクシユンコタン(大泊楠溪)、シラヌン(自主)等に勤番所を設け、夏期間のみ藩吏を派して保護取締に任じたが、露國の東侵により北邊の情勢漸く多事ならんとし、松平定信等は北境の保全開拓の閑却すべからざるを高唱す。依つて幕府は天明五年勘定奉行松本秀持等を派遣して蝦夷各地を視察せしめたりと雖も何等積極的施設を見ず、一方露國は倍々暴威を逞ふし北方の形勢愈々急なり。書院番頭松平信濃守忠明は屢次北邊の事態の忽にすべからざるを上書して當路を激勵せるが、寛政九年に至り先づ之を實地に監察せしめ其の復命を得て施設することに幕議決し、翌寛政十年目付渡邊胤、使番大河内政壽、勘定吟味役三橋成方を監察使として簡派し、其の復命を復ち同年末松平忠明を拔擢して蝦夷地行政を統督せしめ之に勘定奉行石川忠房、目付羽太庄左衛門正養及大河内政壽、三橋成方等を配する外、幕府に蝦夷地掛を置きて老中戸田采女正氏教、若年寄立花出雲守種周等之を監し、東蝦夷地を七箇年を限り上地せしめて幕府直接之が經營に當れり。

寛政十一年蝦夷地統治の大本を確立し、戸田氏教の蝦夷地掛を解きて老中連帯之に任ずることとなり、蝦夷地經營漸く其の緒に就きたるを以て享和二年東蝦夷地を永久上地せしめ、箱館に蝦夷地奉行を置き新に納戸頭戸川筑前守安倫、羽太安藝守正養を奉行に任じて松平忠明以下の職を解き、後蝦夷地奉行を箱館奉行と改め蝦夷地統轄の陣容漸く整ひたりと雖も尙大勢は之を以て止むべくもあらず、文化四年遂に西蝦夷地及北蝦夷地(樺太)をも上地せしめ茲に蝦夷地全部を幕府の直轄とし、翌文化五年松田傳十郎及間宮林藏に命じて樺太を調査見分せしむると共に奥羽の大藩をして之が守備に任ぜしむ。即ち文化五年には會津藩之に當り翌文化六年より津輕藩之に代る。

然るに之より先歐洲に於ける國際紛争の爲め極東の事態稍小康を保ちたるを以て、文政四年幕府は其の施設する所を守り邊要の警備を嚴にすべきことを命じて松前氏を蝦夷地に封じ再度其の所領に復せしめたり。

茲に於て松前藩は樺太に毎年藩吏を派して土人の戸口を調査し、海岸を測量して里程を明かにし、漁業を奨励する等銳意經營に努めたり。然れども内外の形勢は斯る消極的施設の永續を許さず、偶々神奈川條約の結果其の必要を迫られ、安政元年幕府は箱館及其の附近の地を收めて箱館奉行を置き、勘定吟味役竹内清太郎保徳及堀織部正利熙を奉行に任じたるが、滔々たる中外の大勢は幕府を刺戟し、遂に翌安政二年松前氏に令して再び蝦夷地一帯を上納せしめ之を幕府直轄とせり。

樺太は箱館奉行の管轄に屬シクシユンコタン(大泊楠溪)に調役を、シラヌシ(白主)、西トシナイ(眞岡)其の他の要地に調役下役、同心等を配置し、萬延元年以後は組頭駐在して行政を擔當し、警備は始め秋田藩之に任じたりしが後仙臺、會津、庄内及秋田の四藩をして二藩宛隔年交代之に當らしめたり。歴代の奉行は屢次渡航し島内の實狀を視察して土人を撫育指導し、道路を修築し航路を開きて交通運輸に便し、漁業を奨励する等經營大に努めたるも、時恰も幕末に際し内憂外患頻發して幕府の威信殆ど地に委し治績の見るべきものなかりき。

第二項 開拓使時代

明治元年四月箱館に裁判所を置き侍從清水谷公考を總督に任じて箱館奉行に代らしめたるが、閏四月之を廢して箱館府とし清水谷公考を府知事に任じ、翌明治二年六月清水谷公考を罷め鍋島直正に蝦夷開拓督務を命じ、亞で七月箱館に開拓使を置きて鍋島直正を長官に任じ蝦夷地一般の行政を統督せしむ。

樺太には明治元年八月權判事岡本監輔命を奉じて楠溪に駐し、此の地に公議所を置き地方に出張所を設けて樺太の行政事務を統轄す。

明治三年二月開拓使を北海道開拓使(明治二年八月蝦夷を北海道と改稱す) 樺太開拓使に分離獨立せしめ、五月兵部大丞黒

田清隆北海道開拓使次官に任じ兼て樺太開拓使の事務を擔當す。

是より先岡本監輔は諸般の施設を改善し銳意土人の撫育産業の開発に努め治績稍見るべきものありたる

が偶々樺太南部に根據を築くべく機會を窺へる露國は我が維新の紛擾を聞知して機乘すべしと爲し、明治二年六月露兵は突如函泊（大泊榮町）に強行上陸し、我が勸告を肯ぜず暴逆を振舞ひて毫も憚る所なかりしを以て岡本監輔は倉皇上京して北方の急を政府に報じ保境の緊要を力説大に努めたり。

然るに開拓使に新任せる黒田清隆は先づ北海道の開拓を遂行し、而して後樺太に及ぶべしと爲し樺太の積極的施設を肯ぜず、岡本監輔等議合はざるを以て明治三年閏十月遂に其の職を辭し、權判官長谷部辰連岡本監輔の後を襲ひ、監事堀基之を扶く。

明治四年八月樺太開拓使を北海道開拓使に合併して開拓使と稱し、明治五年八月クシユンコタン（大泊楠溪）の公議所を廢して樺太支廳を置き出張所を増設し、明治六年八月には黒田次官開拓使長官に任じたるが施設の見るべきものなく、我が勢力は愈々萎微し露國の勢力を倍々増長せしめたるのみならず黒田開拓使長官の樺太拋棄建議となり、外務卿副島種臣の樺太買收論も政府の容るゝ所とならず、明治八年五月樺太島は遂に千島列島と交換せらるゝに至れり。

第二款 軍政施設

第一項 軍政署時代

明治三十八年七月我が獨立第十三師團の樺太を占領するや、軍事上の必要及占領地の安寧秩序を保持する爲め臨戰的軍政を施行せり。即ち軍政署をコルサコフ（大泊）に設け軍政署に軍政長官及軍政委員を置き軍政長官は占領軍司令官之を兼ね軍政を統轄し、軍政委員は軍參謀其の他の職員を以て之に充て軍政事務を擔當す。占領地域を數箇の假軍政區管に分ち假軍政區管に軍政區署を置き、軍政委員長及軍政委員を配置し軍政の執行に任ず。

軍政長官は立法、司法、行政の權を行ひ、軍政委員は軍人を以て之に充て、特異の組織を以て百般の事項を裁斷し占領地の安寧秩序保持に努めたり。

軍政區署は最初コルサコフ（大泊）に置き、占領地域の擴大するに従ひ逐次増設してウラジミロフカ（豊原）ガルキノウラスコエ（落合）、マウカ（眞岡）の四箇所に及びたるが、其の期間は僅々一箇月餘に過ぎざりき。

第二項 民政署時代

民政署は樺太占領草創時に於ける軍政署の後を承け、明治三十八年八月二十八日軍令第一號に依り樺太民政署をアレキサンドルフスク（同年九月コルサコフに移轉）に支署をコルサコフに置き、軍令第二號を以てコルサコフ、ポロアントマリ（大泊）ペルワヤパージ（一ノ澤）及其の附近に民政を布きたるに始まる。

民政署は明治三十八年勅令第五十六號「占領地民政署ノ職員ニ關スル件」に依り編制せられ民政長官、

事務官其の他の職員を置く。

樺太軍司令官(後樺太守備隊司令官以下同じ)は軍令を發して各種の規則を制定し、民政署司法委員條例を定めて民事刑事事件を審判せしむる外一般民政を統督して立法、司法及行政の權を行ひ、民政長官は軍司令官に隸し民政事務を統轄し、支署長は事務官を以て之に充て民政事務の執行に任じ、茲に組織的機關の樹立を見新版圖の秩序漸く其の緒に就きたり。

民政署統治は其の期間長からずと雖も百事草創の時に際し、其の施設頗る多端にして後に於ける樺太廳統治の基礎を爲せるものと云ふべし。今民政署、民政支署及支署出張所を示せば左の如し。

民政署	民政署支署	支署出張所	設置年月日
樺太民政署	コルサコフ(大泊)支署	ルウタカ(留多加)出張所	明治三十八年八月二十八日
	ウラジミロフカ(豊原)支署	ポロアントマリ出張所	明治三十八年八月二十八日
	マウカ(眞岡)支署	ルウタカ(留多加)出張所	明治三十八年九月十四日
		ポロアントマリ出張所	不詳
		ガルキノウラスコエ(落合)出張所	明治三十八年九月十四日
		ナイヨロ(内路)出張所	明治三十九年七月二十五日
		クスンナイ(久春内)出張所	明治三十八年十月二十五日
			不詳

第三款 樺太廳の設置及官制改正

斯くて新領土の庶政其の緒に就きたるを以て明治四十年三月勅令第三十三號樺太廳官制の公布あり同年三月三十一日限り軍政を廢し、四月一日より豊原に樺太廳を設置せらる。即ち樺太廳長官は一般行政事務を管理し、司法事務に關しては新に裁判所を設け、之を掌理することゝなれり。

長官は拓務大臣(自明治四十年四月至明治四十三年六月は内務大臣)(自明治四十二年六月至大正六年七月)(自明治四十六年八月至昭和四年六月)は總理大臣の指揮監督を承け法律命令を執行し部内の行政事務を管理す。

初め廳に長官官房、第一部及第二部を置き、第二部に拓殖、土木、鑛業、森林、農業及牧畜に關する事務を掌り第一部は以上を除きたる以外の助長行政事務並に警察及衛生事務をも管掌せり。其の後樺太廳官制改正の主なる沿革を擧ぐれば左の如し。

- 一、明治四十二年五月 第一部より警察及衛生に關する事務を分離し第三部を設く。
- 一、大正二年十二月 第一部、第二部、第三部、を内務部、拓殖部、警察部に改む。
- 一、大正三年十一月 拓殖部を廢し拓殖部の事務は内務部に移る。
- 一、大正七年六月 拓殖部設置、支廳より警察及衛生に關する事務を分離し警察署及警察分署を置く。

總論	專任	九人	判任
視學部	專任	十四人	判任
警部	專任	六十二人	判任
技手	專任	一人	判任
通譯	專任	二百六十三人	判任
森林主事	專任	十九人	判任
警部補	專任	九人	判任

教習中ノ森林主事ハ之ヲ前項定員ノ外トス

第三條 長官ハ拓務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス但シ郵便、電信及電話ニ關スル事務ニ付テハ遞信大臣、貨幣銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣、度量衡及計量ニ關スル事務ニ付テハ商工大臣ノ監督ヲ承ケ

第四條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ三月以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第五條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ師團長ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得

第六條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ拓務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ

第七條 長官ハ所部ノ高等官ノ懲戒ヲ拓務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ懲戒ハ之ヲ行フ

第八條 長官所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第九條 長官事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ部長其ノ職務ヲ代理ス

長官及部長共ニ事故アルトキハ拓務大臣ニ於テ他ノ高等官ノ一人ヲシテ長官ノ職務ヲ代理セシム

長官ハ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十條 長官ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ所轄官廳ニ委任スルコトヲ得

第十一條 樺太廳ニ長官官房及左ノ三部ヲ置ク

內務部
農林部
警察部

長官官房及各部ノ事務分掌ハ長官之ヲ定ム

第十二條 樺太廳管內須要ノ地ニ樺太廳支廳ヲ置ク其ノ名稱、位置及管轄區域ハ拓務大臣ノ認可ヲ經テ長官之ヲ定ム

第十三條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十四條 警察部長ハ事務ノ執行ニ關シ長官ノ命ヲ承ケ警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第十五條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

第十六條 支廳長ハ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十七條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得

第十八條 支廳長事故アルトキハ其ノ廳勤務ノ上席屬其ノ職務ヲ代理ス

第十九條 支廳長ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十九條ノ二 警視ハ上官ノ命ヲ承ケ警察及衛生ニ關スル事務ヲ掌リ部下ノ警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第二十一條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二十二條 視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ニ従事ス

第二十三條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ従事シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第二十五條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ従事ス

第二十六條 (削 除)

第二十七條 森林主事ハ上官ノ指揮ヲ承ケ營林及林野保護ノ事務ニ従事ス

第二十八條 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生上ノ事務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

第二十九條 長官ハ支廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲メ支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ

長官之ヲ定ム

第三十條 支廳出張所長ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第三十一條 樺太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク。其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

第三十二條 警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ地方ノ狀況ニ依リ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコト

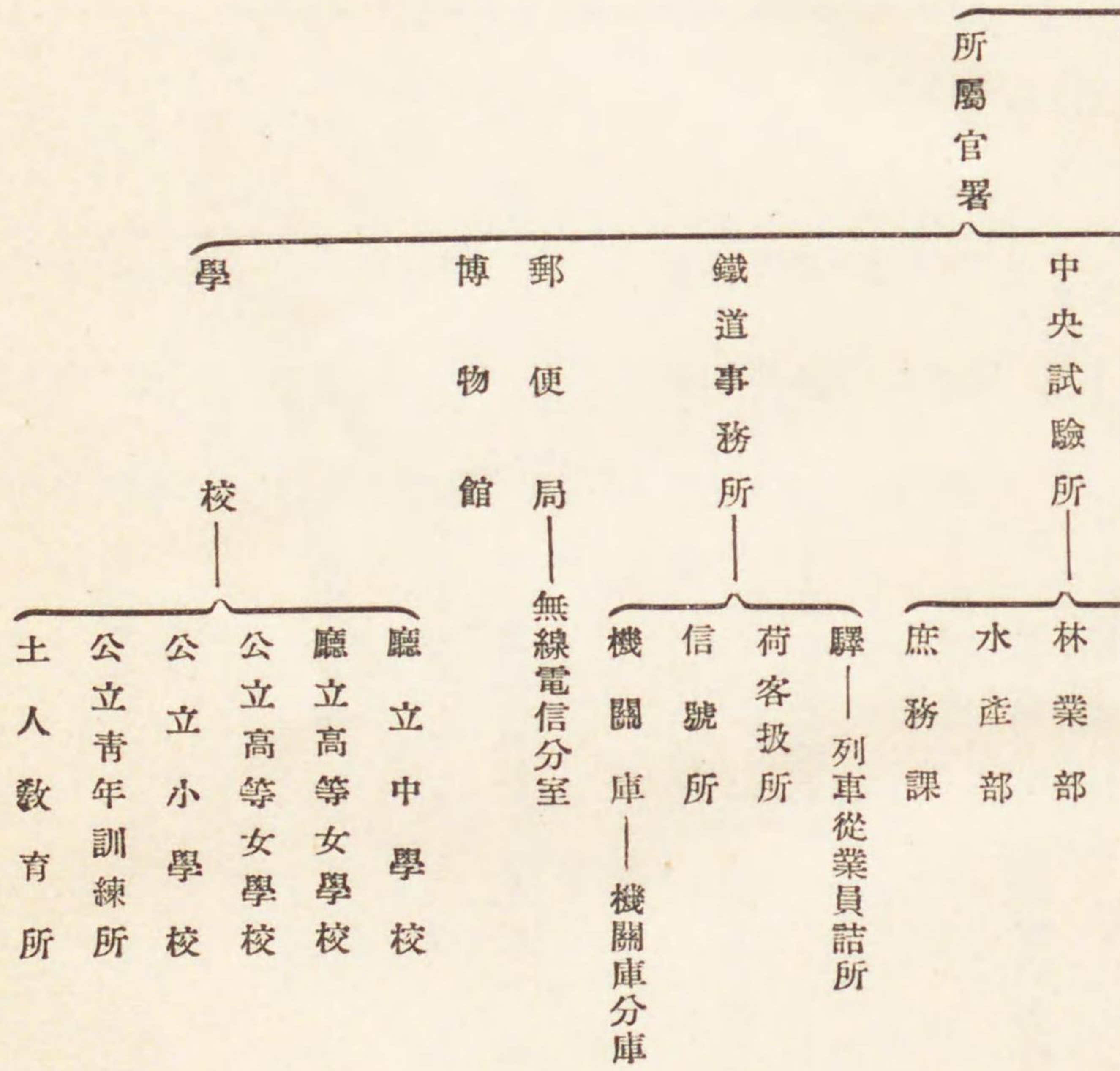
ヲ得

警察署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警察及衛生ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

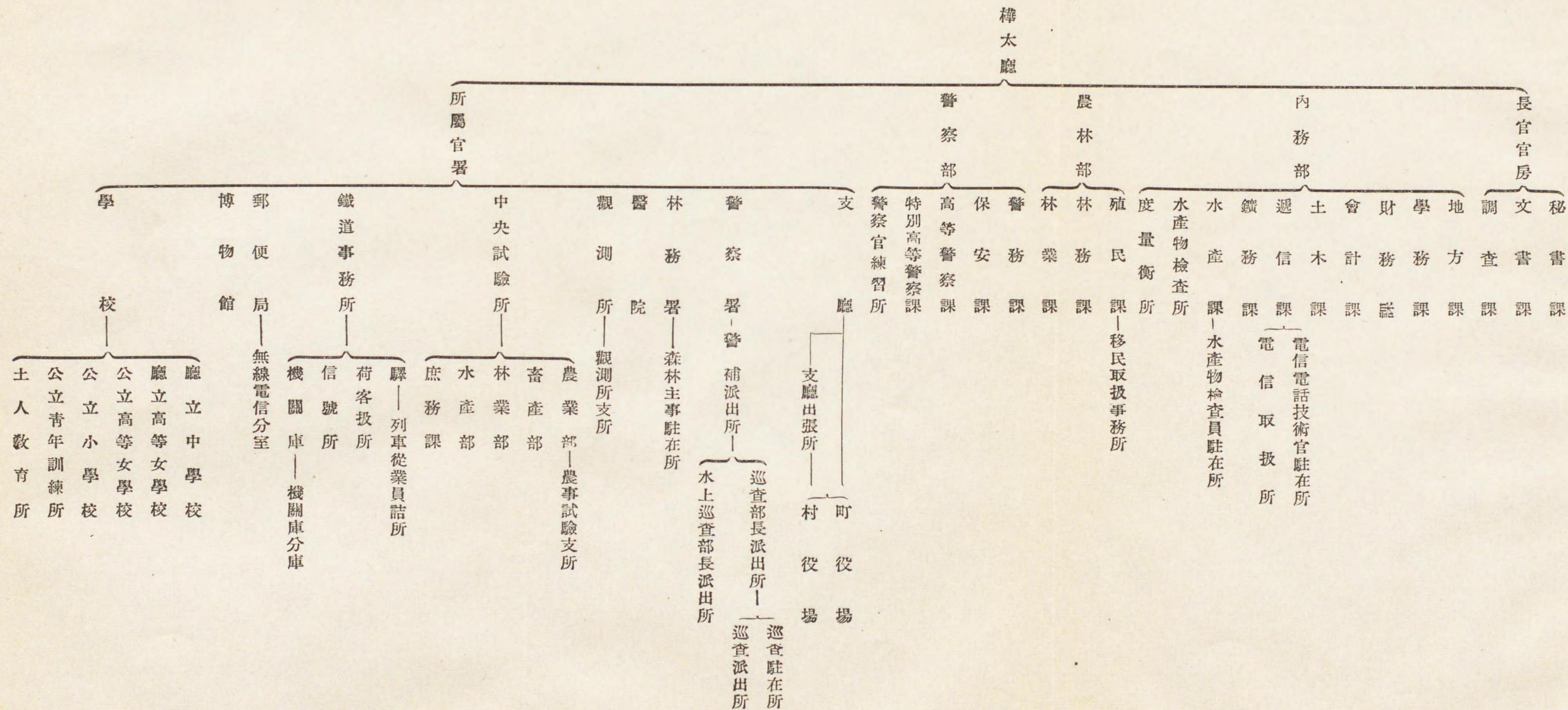
第三十三條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク判任官ノ待遇トス

巡查ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

樺太廳及所屬官公署を表示すれば左の如し



樺太廳及所屬官公署を表示すれば左の如し



第二章 地誌

第一節 位置及面積

樺太はオホツク海と日本海との間に介在して南北に延び、西は間宮海峡を隔て、沿海州に對し、南端西能登呂岬は北緯四十五度五十四分に位し、峽間約二十三哩の宗谷海峡を隔て、北海道宗谷岬と相呼應す、北部は北緯五十度を以て露領樺太と境し、延長百十六里餘、幅員八里乃至四十里、其の面積約二千三百三十九方里にして臺灣より稍大なり。

第二節 地勢

樺太は地貌及地質に由り之を東部山地帯、中央凹地帯及西部山地帯の三地帯に區別するを得べし。
西部山地帯 西部山地帯の脊骨を成せる山嶽は所謂西樺太山脈にして、概ね南北に延び、平頂を有し幾條の深谷を以て南北に連続す。本山脈は五十度以南に在りては四十九度半附近に於て屹然最高峯、(敷香嶽)を爲し、海拔約四千餘尺に達す。四十八度以南に至るや漸く下り、最狭部たる眞縫、久春内附近に於て最も低しと雖も再び上りて野田寒嶽、留多加嶽等の高峯を爲せり。本山脈の東西兩側には丘陵性の臺地蜿蜒と

して起伏し、西海岸鵜城地方及登帆より眞縫に至る東海岸に於ては是等丘陵性山地を貫きて迸出せる火山岩より成れる高峯南北に併立して直に海に臨めり。

東部山地帯 東部山地帯は多來加灣頭より榮濱に至る間海中に没するを以て南北に二分す。北部は東北山脈と稱し五十度附近に於て幅廣く海拔二千尺に達する所あり、西南は多來加湖の北方に於て絶え、東南は船越に於て没し、再起して一連の山丘は北知床半島と爲り遠く南方に突出す。本地帯の南半には海拔三千五百尺の鈴谷山峯を有する鈴谷山脈其の脊骨と爲り、南は楠溪高原と爲り、東南は富内、地邊譚等の諸湖を湛へたる遠淵低地を以て一度断絶し、再び中知床半島を起して海拔約二千尺に達する山地となりて南走し中知床岬に至りて海中に没す。

中央凹地帯 中央凹地帯は東側に於ける東部山地帯の中絶するや、幌内河口附近より榮濱附近迄の間は海面下に没し爲めに南北二帯に分たる。北中央凹地帯はツイミ、幌内兩河の流域にして其の長さ約七十餘里五十度以南邦領に屬する部分は長さ約二十八里幅約五里乃至八里とす。其の大部分は所謂ツンドラと稱する一種の低濕地にして、厚層の泥炭上に厚き蘚苔類密生し、倭小なる落葉松點々疎生するのみにして、沼澤多き階段的平地なり。然れども幌内河畔の兩側及其の支流の兩岸には柳、どろ、椴松、蝦夷松及落葉松等叢生し、或は階段的平地の乾燥する部分に於ては往々白樺の純林を見る。斯の如く幌内河の兩側に展開するツンドラは寂漠荒茫たる濕地なりと雖も、其の地方に住するオロツコ及ニクブンに對して馴鹿の好

放牧地なり。南中央凹地帯は榮濱附近より鈴谷河口附近に至る約二十二里に互れる平野にして、北中央凹地帯に於けるが如き泥炭の厚層なく、土地豊饒にして農牧に適し、良好なる部分は既に之を開墾して幾多の農村處々に發達せり。

河川 河川の主なるものは概ね南流又は北流す。東海岸に注ぐものに幌内川、知取川、内淵川、亞庭灣に注ぐものに鈴谷川、留多加川、西海岸に注ぐものに名好川、惠須取川、名寄川、泊居川、野田川、椎内川等あり。

湖沼 西部山地帯より東側に多來加湖、白鳥湖、富内湖、遠淵湖、和愛湖等ありて、西側には來知志湖あり。

第三節 地質

邦領樺太を構成する地質及岩石は左の如し。

水成岩

- 一、結晶片岩系 石墨片岩、綠泥片岩、石英片岩、絹雲母片岩、紅簾片岩等
- 二、古生界 硅岩、硬砂岩、粘板岩、蠻岩、石灰岩、輝岩、輝綠凝灰岩等
- 三、中生界 白堊紀、砂岩、頁岩、蠻岩、泥灰岩

四、近生界

第三紀、砂岩、頁岩、蠻岩、凝灰岩

第四紀、砂、礫、粘土、泥灰、玄武岩、安山岩、流紋岩等

火成岩

深成岩、花崗岩、閃綠岩、橄欖岩等

迸出岩、安山岩、玄武岩、流紋岩及アルカリ岩等

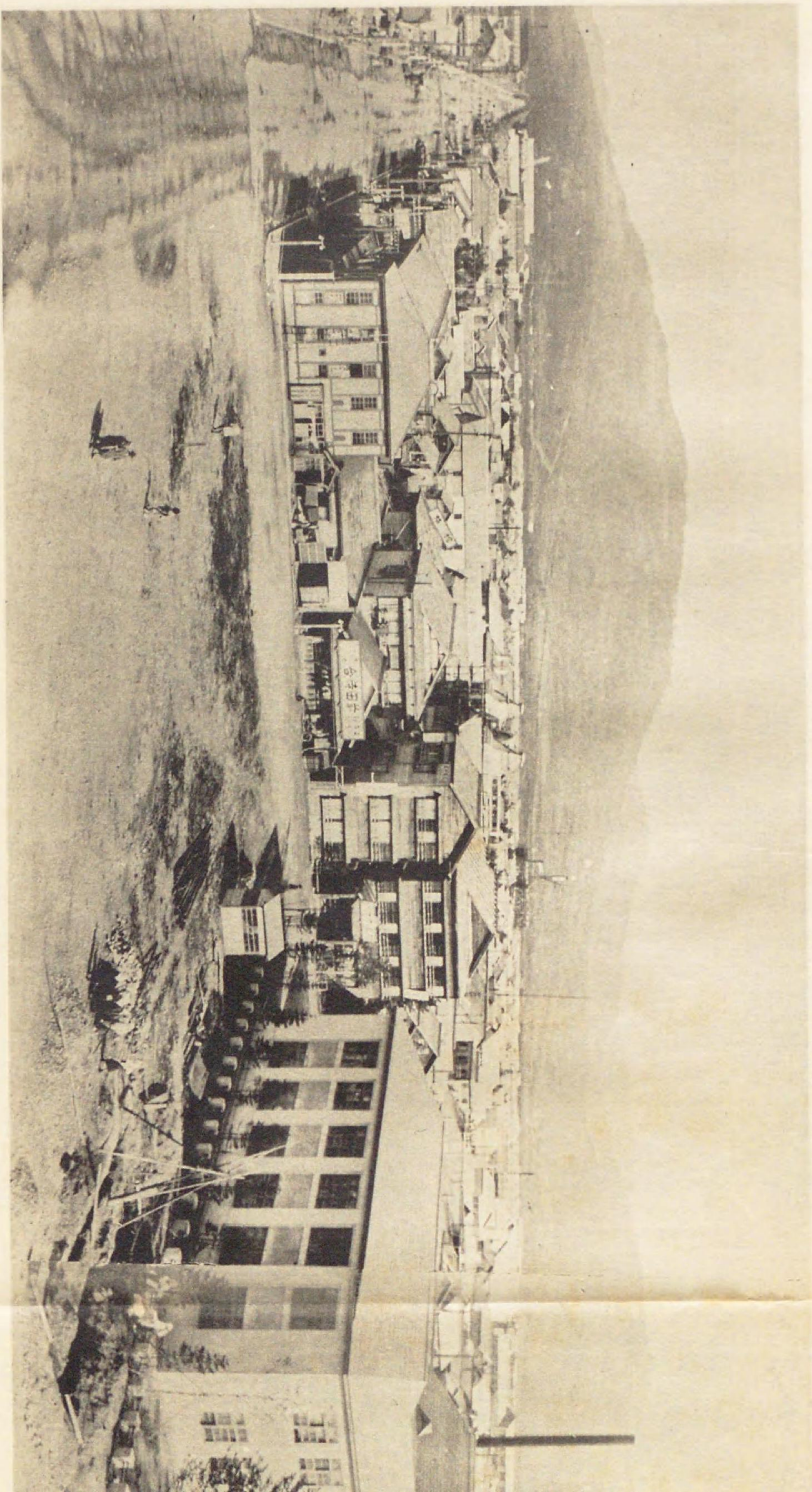
以上は時代順に列擧せる岩類の代表的のもののみなり。

東部山地帯 東部山地帯を構成する岩石は主として結晶片岩類及古生界の岩石にして、東北山脈は主として結晶片岩類と古生界の岩石より成り、鈴谷山脈は殆んど全く結晶片岩類より成り、南部山地は古生界の岩石及花崗岩其の大部分を成し北端に中生界白堊紀の砂岩及頁岩あり。

西部山地帯 西部山地帯を構成せる岩類は白堊紀及其以後の岩石なり。西部山地帯の脊梁を爲す山脈を構成せる岩石は白堊紀に屬し南北に長く連互す。是より西方は漸次高さを減じ臺地的地形となり、此の臺地を構成するものは第三紀岩石にして廣大なる石炭層及石油層も亦本層中に胚胎せらる。而して此の臺地帯には處々に火山岩の迸出せるありて休火山を作り地形の單調を破れり。

中央凹地帯 中央凹地帯を構成するものは主として第四紀層なり、北中央凹地帯には幌内河畔に點々存する安山岩の外堅硬なる岩石なく、厚層の泥炭、粘土及砂、礫等より成る。南中央凹地帯は主として、粘

以上は
 東部山
 して結晶
 の岩石
 西部山
 構成せ
 地を構
 帯には
 中央
 する安



原市街の一部

深成岩、花崗岩、閃綠岩、橄欖岩等

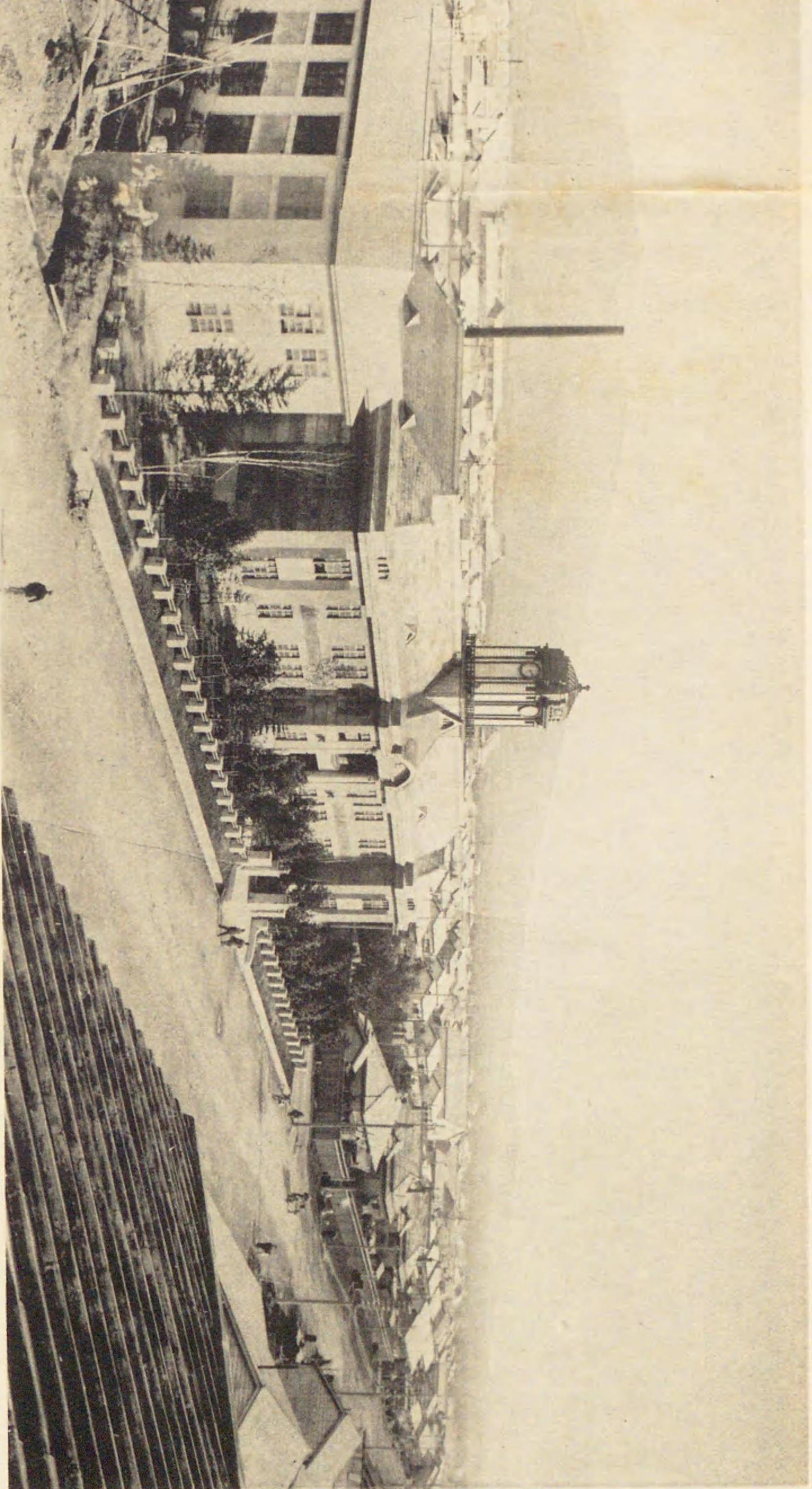
迸出岩、安山岩、玄武岩、流紋岩及アルカリ岩等

以上は時代順に列擧せる岩類の代表的のものゝみなり。

東部山地帯 東部山地帯を構成する岩石は主として結晶片岩類及古生界の岩石にして、東北山脈は主として結晶片岩類と古生界の岩石より成り、鈴谷山脈は殆んど全く結晶片岩類より成り、南部山地は古生界の岩石及花崗岩其の大部分を成し北端に中生界白堊紀の砂岩及頁岩あり。

西部山地帯 西部山地帯を構成せる岩類は白堊紀及其以後の岩石なり。西部山地帯の脊梁を爲す山脈を構成せる岩石は白堊紀に屬し南北に長く連亘す。是より西方は漸次高さを減じ臺地的地形となり、此の臺地を構成するものは第三紀岩石にして廣大なる石炭層及石油層も亦本層中に胚胎せらる。而して此の臺地帯には處々に火山岩の迸出せるありて休火山を作り地形の單調を破れり。

中央凹地帯 中央凹地帯を構成するものは主として第四紀層なり、北中央凹地帯には幌内河畔に點々存する安山岩の外堅硬なる岩石なく、厚層の泥炭、粘土及砂、礫等より成る。南中央凹地帯は主として、粘



豊原市の街

土、砂及礫等より成り泥炭層甚だ薄し。

總括 一種特別なる本島の地形は前記岩石の分布と密接なる關係あるを知るべし。即ち堅硬なる結晶片岩類、古生界及白堊紀の岩石が長く南北に連互し、永年の削磨作用に堪へて高處を作れる結果地形は主として此等堅硬なる岩石の分布に左右されて作られ、今日見るが如く南北に延互せる地形を成せるものにして同時に主要河川も亦此等山脈及岩石に左右されて殆んど全部南流或は北流す。

第四節 主要市街地 (戸口は昭和四年末現在)

一、豊原町 戸數 五、三七〇戸
人口 二五、九八七人

樺太廳の所在地にして本島第一の平原たる鈴谷平野の中央に位し、面積四十二方里規模輪奐壯大にして市區整然たり。政治、文化、交通の中心地にして鐵道本線は此の地を過ぎて東海岸榮濱に至り、東西樺太を連結すべき豊眞鐵道の通ぜらるゝに及び島内交通の集軸を占む。

露領時代ウラジミロフカと稱せし舊市街は町の北端に位し今尙露人式家屋(丸太造)を存し當時を偲ぶものあり。東郊の勝地旭ヶ岡には官幣大社樺太神社あり土地高濶眺望絶佳鈴谷平野を一眸に聚む。

各種の機關概ね此の地に置かれ樺太廳を初めとし豊原支廳、豊原警察署、鐵道事務所、豊原林務署、豊原醫院、豊原中學校、豊原高等女學校、豊原郵便局、私立藤川實踐女學校、樺太廳博物館、樺太地方裁判

所、豊原區裁判所、札幌刑務所樺太支所、函館地方專賣局樺太出張所、日本基督教會、日本メソヂスト教會、天主教教會、豊原神社、東西本願寺、豊原町役場、樺太慈惠院、豊原商工會議所、北海道拓殖銀行豊原支店、王子製紙株式會社豊原工場、樺太電氣合資會社其の他新聞社、銀行、會社、工場等あり。道路四通發達、電信、電話、電燈、水道等文明の設備整へり。

二、大泊町 戶數 六、三八二戸
人口 二九、九六八人

亞庭灣の北澳千歲灣の東岸に位する開港場にして内外の船舶輻輳す。鐵道廳鐵道泊榮線の起點にして内地連絡及島内交通の要地を占め、交通頗る頻繁市況殷盛、本島物資の吞吐口にして貨客集散の中心を爲し本島第一の大都市なり。元コルサコフ(楠溪町)及ポロアントマリ(榮町)と稱し、露領時代にはコルサコフ郡廳、監獄等ありて南部樺太の首都たり。明治三十八年領有後暫時政治の中心を爲し各官公署の此地に置かるゝもの多かりしを以て、領有の初期に於て急速の發展をなせり。

市街は中央の丘陵を以て自然的に區劃され、北部楠溪町一帯は官署を中心として住宅地帯を爲し、南高地を隔て、榮町及本町一帯は商家櫛比して商業地帯を形成し、船見町は更に南に延びて漁業者及一般勞働者を中心とする住居地を成し、海岸地帯は船舶業、運送業、旅館等軒を列ぬ。大正九年築港事業を起し昭和二年度に於て完成し、之と内部の開発と相俟ちて倍々繁盛を加ふ。大泊支廳の外に大泊警察署、大泊林務署、大泊醫院、大泊中學校、大泊高等女學校、觀測所、大泊郵便局、同無線電信分室、豊原區裁判所大

土子 より 六年 なる 場、 取村 見る 中に 知取

所、豊原區裁判所、札幌刑務會、天主教會、豊原神社、原支店、王子製紙株式會社豐通發達、電信、電話、電燈、

二、大泊町

戶數
人口

亞庭灣の北澳千歲灣の東岸地連絡及島内交通の要地を占本島第一の大都市なり。元ココフ郡廳、監獄等ありて南部地に置かるゝもの多かりしを市街は中央の丘陵を以て自地を隔て、榮町及本町一帯は者を中心とする住居地を成し和二年度に於て完成し、之と務署、大泊醫院、大泊中學校



大泊市街一部份

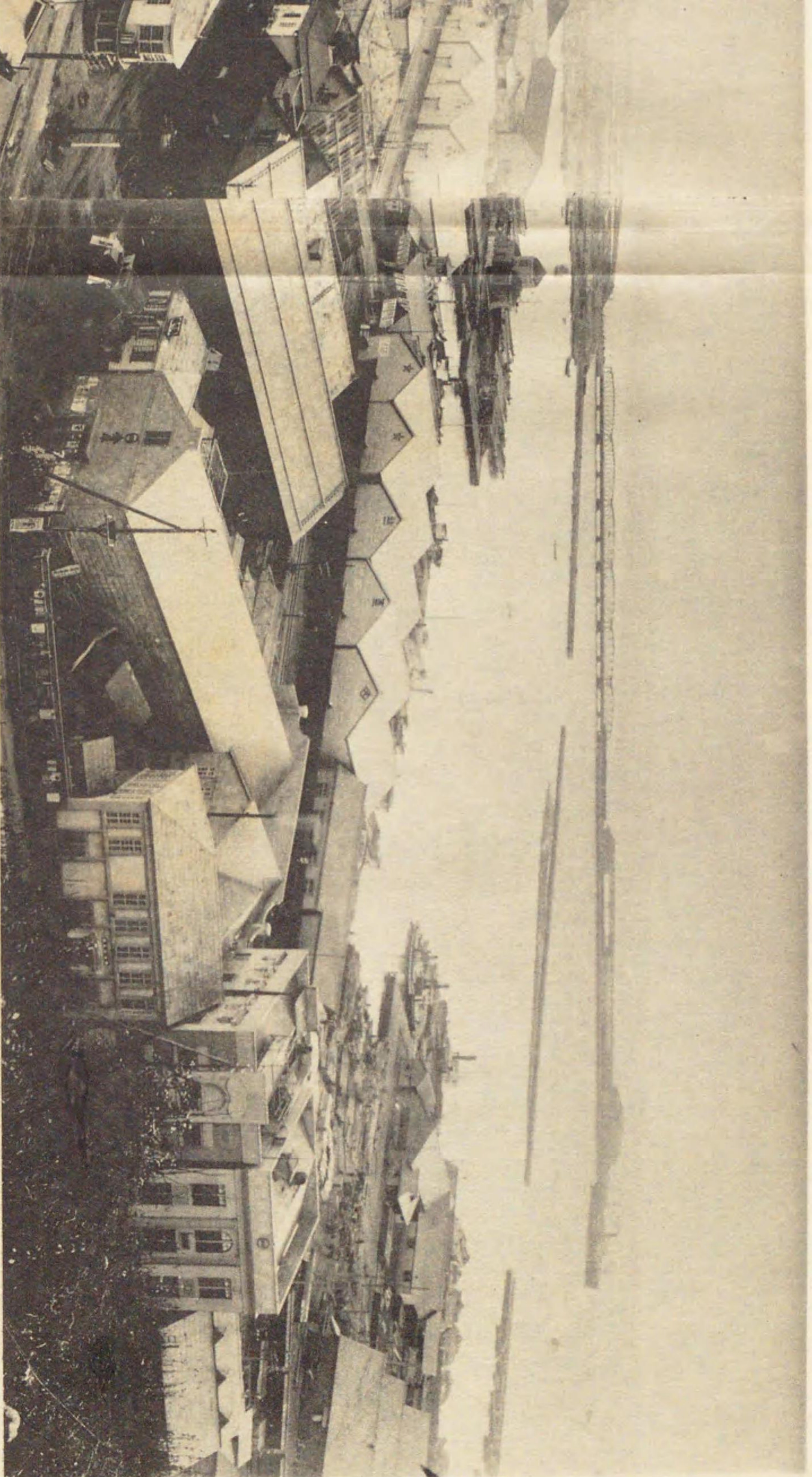
所、豊原區裁判所、札幌刑務所樺太支所、函館地方專賣局樺太出張所、日本基督教會、日本メソヂスト教會、天主教教會、豊原神社、東西本願寺、豊原町役場、樺太慈惠院、豊原商工會議所、北海道拓殖銀行豊原支店、王子製紙株式會社豊原工場、樺太電氣合資會社其の他新聞社、銀行、會社、工場等あり。道路四通發達、電信、電話、電燈、水道等文明の設備整へり。

二、大泊町

戸數 六、三八二戸
人口 二九、九六八人

亞庭灣の北澳千歲灣の東岸に位する開港場にして内外の船舶輻輳す。鐵道廳鐵道泊榮線の起點にして内地連絡及島内交通の要地を占め、交通頗る頻繁市況殷盛、本島物資の吞吐口にして貨客集散の中心を爲し本島第一の大都市なり。元コルサコフ(楠溪町)及ポロアントマリ(榮町)と稱し、露領時代にはコルサコフ郡廳、監獄等ありて南部樺太の首都たり。明治三十八年領有後暫時政治の中心を爲し各官公署の此地に置かるゝもの多かりしを以て、領有の初期に於て急速の發展をなせり。

市街は中央の丘陵を以て自然的に區劃され、北部楠溪町一帯は官署を中心として住宅地帯を爲し、南高地を隔て、榮町及本町一帯は商家櫛比して商業地帯を形成し、船見町は更に南に延びて漁業者及一般勞働者を中心とする住居地を成し、海岸地帯は船舶業、運送業、旅館等軒を列ぬ。大正九年築港事業を起し昭和二年度に於て完成し、之と内部の開發と相俟ちて倍々繁盛を加ふ。大泊支廳の外に大泊警察署、大泊林務署、大泊醫院、大泊中學校、大泊高等女學校、觀測所、大泊郵便局、同無線電信分室、豊原區裁判所大



大泊市街

泊出張所、函館税關大泊支署、大泊町役場、大泊商工會議所、北海道拓殖銀行大泊支店、樺太銀行、王子製紙株式會社大泊工場、東洋養狐場、樺太製藥株式會社其の他新聞社、銀行、會社、工場等多數あり。

三、落合町 戸數 二、六三七戸 人口 一三、二七〇人

東海岸榮濱の稍南に位し泊榮線沿線の要地にして、樺太鐵道株式會社の經營に係る鐵道は此の地點より起り東海岸を長驅して知取に至る。元ガルキノウラスコエと稱し十數戸の一寒村に過ぎざりしが大正六年製紙工場の設置せられてより急激なる發展を爲し期年ならずして市街地を形成せり。加之附近に肥沃なる農耕適地と奥地に豊富なる炭田を擁するを以て、之が開發と相俟つて將來益々發展すべし。落合町役場、富士製紙株式會社落合工場其の他新聞社、會社、工場等あり。

四、知取町 戸數 三、五四〇戸 人口 一六、四二六人

東海岸の要地にして大正十三年富士製紙工場の設置以來急激なる發展を遂げ、大正十五年村名東知取村を知取町と改稱するに至れり。落合、知取間鐵道開通し沿線の商工業の發達著しく一層町勢の發展を見るに至れり。尙、此の地より敷香に至る鐵道敷設の計畫あり、昭和四年四月既に工事に着手し昭和六年中には完成を見る豫定なり。現に知取警察署、知取郵便局、知取町役場、公立小學校、富士製紙株式會社知取工場、登帆炭礦株式會社事務所其の他新聞社、會社、工場等あり。

五、本斗町 戸數 一、七四〇戸 人口 九、〇九五

教 豐 四 路 内 爲 此 高 用 勞 昭 林 大 所

西海岸南部本島唯一の不凍港にして内樺連絡の要地を占め、西海岸鐵道の起點なり。大正五年築港事業を起し十箇年繼續事業として遂行し、昭和元年度に竣工せり。

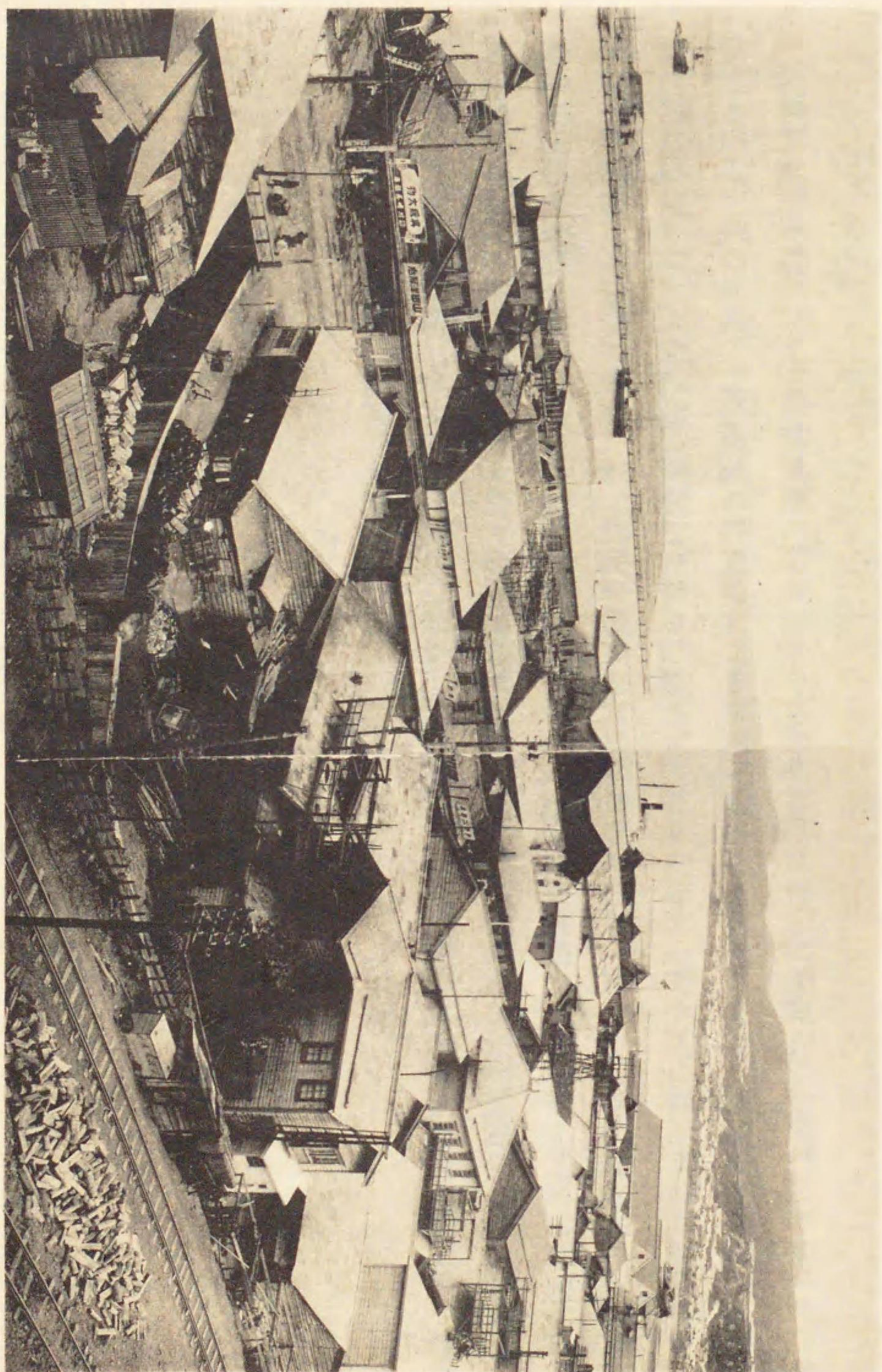
領有當時は僅に十數戸の一寒村に過ぎざりしが、近海魚族の饒多なると林産物、鑛産物の豊富なる爲め急激に膨脹發展せり。

海岸は暖流を以て洗はれ海水凍結せずして、氣候溫和風光亦佳にして、近海漁業盛んに行はれ、附近に林産、鑛産豊富なるも開拓未だ完からず。之が開發と相俟つて其の發展は今後に囑せらる。本斗支廳の外本斗警察署、本斗林務署、本斗郵便局、本斗町役場、本斗海陸運輸株式會社其の他新聞社、會社等あり。

六、眞岡町

戸數 三、〇六九戸
人口 一四、五三一人

元マウカと稱し西海岸の要地を占むる開港場にして、本斗に發せる西海岸鐵道は此の地を経て北方野田に至り、豊原との間に豊眞街道を通ずるの外、昭和三年九月三日豊眞鐵道開通に依り豊原を経て大泊及東海岸方面との鐵道連絡の便開け、益々商工業の活潑を來し西海岸に於ける交通經濟の中心となり會社工場等多し。大正十年築港事業を起し昭和二年度竣工せり。眞岡支廳の外眞岡警察署、眞岡林務署、眞岡醫院、觀測所支所、眞岡郵便局、中央試験所宇遠泊農事試験支所、眞岡區裁判所、札幌刑務所樺太支所眞岡出張所、函館税關眞岡支署、眞岡町役場、眞岡中學校、眞岡高等女學校、眞岡商工會議所、北海道拓殖銀行眞岡支店、樺太銀行眞岡支店、樺太工業株式會社眞岡工場其の他新聞社、銀行、會社、工場等あり。



眞岡市ノ一

七、泊居町

戸數 一、九四〇戸
人口 九、〇五七人

西海岸北部の要地にして泊居支廳の所在地なり。領有當時は僅かに十數戸の一寒村なりしが近海漁業の發達と附近炭鑛の採掘、工業會社の設立等により漸次發展の途上にありしが、大正七年支廳の久春内より此の地に移轉してより急激なる發展をなせり。然るに大正十一年十一月火災に罹り其の主要部分を烏有に歸し一時慘憺たる状況にありしが、住民の發奮と當局の機宜の措置とに依り災前に倍したる市街を建設し面目を改むるに至れり。野田より此の地を経て久春内に至る野久鐵道は大正十四年工事に著手せるを以て之が完成の上は地方の開發と共に益々發展するに至るべし。泊居支廳の外泊居警察署、泊居林務署、泊居郵便局、眞岡區裁判所泊居出張所、泊居町役場、公立高等女學校、樺太工業株式會社泊居工場、樺太汽船株式會社其の他新聞社、會社、工場等あり。

第五節 氣 象

第一款 氣象觀測事業の變遷

第一項 露領時代

本島の氣象觀測は、薩哈噠年鑑に據れば一八五三年(嘉永六年)「ロソセイ」灣(千歲灣)岸の「クシユンコ

タン」(大泊楠溪) 開港に當り、ブツセ氏に命じて觀測せしめたるを以て大泊に於ける氣象觀測の濫觴とす。越へて一八六〇年(萬延元年)メルカゾフ海軍中尉は「クスンナイ」(久春内)に於て觀測せしも僅一年足らずして廢止し、更に一八六六年(明治元年)七月より翌年六月に互りデブラレドウツチ氏は大泊地方の觀測をなせしも繼續的にして、稍々秩序的に觀測せしは一八八一年(明治十四年)以降にして、一八九三年西能登呂岬に、一八九六年眞岡に、一八九八年内路、敷香、東白浦、落合、留多加等に觀測所を配置せり。

第二項 邦領後の觀測

明治三十七八年戰役の際、臨時觀測所官制の發布に基き明治三十八年十月コルサコフ(大泊)に第十臨時觀測所を設置したり。之本所の始めにして本島氣象觀測の一紀元を劃するに至れり。當初中央氣象臺の所屬なりしが、明治四十年四月樺太廳の開廳と共に同廳所屬となり、觀測を繼承し今日に及べり。

樺太廳觀測所名稱及位置

名稱	地名	東經	北緯	創立年月
樺太廳觀測所	大泊	一四二、四六分	四六、三九分	明治三十八年十月
敷香支所	敷香	一四三、〇七	四九、一四	同 四十年九月

名稱	地名	東經	北緯	創立年月
眞岡支所	眞岡	一四二、〇三	四七、〇三	同 四十年十一月
落合支所	落合	一四二、四七	四七、二〇	同 四十年十一月
本斗支所	本斗	一四一、五二	四六、四〇	大正九年一月
安別支所	安別	一四二、〇九	五〇、〇〇	同 十一年十月

第二款 概説

本島は沿岸は寒暖二種の海流に洗はれ、内部は二條の山脈之を縦貫し、近く亞細亞大陸の影響を受けるものあり。氣象は地方によりて種々の狀況を呈せり。

然れども之を概観するに南西沿岸部は暖流に洗はるゝを以て比較的溫暖に、北東海岸は寒流の影響を受け寒冷にして中部は山脈に圍まるゝを以て大陸氣候を呈し寒暑の差甚し。而して世界同緯度の地に比して氣溫の低きは、近海に暖流の勢なきは其の一因なりと雖も主として亞細亞大陸の影響を受くるにより。近海暖寒兩流の衝突する附近には濃霧を生じ、冬季氣溫低下するに至りて止む。冬季は山脈を境とし西海岸は概ね陰曇にして東海岸は霽明なり。

第三款 氣溫及風

氣温 年平均氣温は本斗の四度六より敷香の氷點下零度二の間に在り、最寒なるは一月最暖なるは八月にして温度の急昇するは融雪期其の劇降するは降雪初期なり。各地を通じ冬期は氣温の差甚だ大なれども夏季は小なり、而して又内部地方は海岸地方に比すれだ冬季は寒冷にして夏季は高温なり。西海岸は暖流の影響を受け同緯度の東海岸に比し各季節を通じて高温を示し、本斗、安別は大泊、敷香に比し一度餘の差あり。盛夏七、八月の候内部及北東部は南西の暖風に誘はれ往々三十度を越ゆることあり。

風 平均風向は各地皆風癖を有し一定せざるも。概括すれば四月乃至九月の六箇月は南風にして、其の他の六箇月は北風なり。其の北風より南風に變ずるは各地とも其の期を一にするも、南風より北風に轉ずるは各地多少の遅速あり。而して西海岸南部に於ては南北風共に東に偏すれども、内部は西に偏し、多來加灣北岸に於ては五月乃至七月の三箇月は東に偏し、其の他は西に偏す。是れ海陸風の發達著しきに由るものなり。最多風向に視れば整然たる區別あるは敷香にして、大泊に比すれば南風の期間稍々長し。之れ秋季に於て黒龍江下流に發現する低氣壓の往來頻繁なるに由るものにして、東海岸北部の比較的溫暖なる一因も亦之に由るものゝ如し。

第四款 湿度、降水及霜雪

湿度 平均湿度は夏季に高く春季に低し、各地を通じて月平均九十%に上ることあるも七十%に降ることなく、多來加灣沿海の如きは平均八十二%に上り、最乾なる月に於ても七十五%を降らず本邦中殊に多

濕の地とす。然れども春秋兩季に於ては最も能く乾燥し日平均三十%以下に降ること珍しとせず、沿海地に於ても往々二十%内外に降ることあり。本島は既記の如く對比湿度甚だ高く概ね濕り勝なるも、絶對湿度は甚だ低きが故に殊に乾燥し易く、一日中の變化は其差二十%内外に上り、曇天又は雨天の場合は飽和状態にあるも霽るれば忽ちにして乾燥して四、五十%の變化を呈するが如きは敢て珍らしからず。

降水 降水量は一般に夏秋の候に多くして冬春の交に少く、月量多きも二百五十耗に止り少きは十耗に充たず。内部は沿海地に比し多きも尙年量九百耗を出でずして、本邦中最寡雨地の一として南滿州に次ぎ北見沿岸と略相等し。最大日量は其の五十耗を越ゆることは少からざるも、百耗を起ゆることは甚だ稀なり。

降雨日數は南部に於て秋冬の交に多く夏季に少きも北東部は之に反す。而して西海岸南部に於ては略々山陰地方に等しく一年の總日數は約二百日に達し、東海岸北部は關東地方と大差なく百五十日に過ぎず。

霜雪 結霜は九月中旬内部に始まり、十月初旬に至りて全島に普き、五月下旬に至りて終を告ぐ。然れとも内部に於ては間々六月下旬に互ることあり、其の中間日數は内部及北東部に於ては二百五十日内外にして西海岸南部は二百三十日内外なるも、内部に於ては往々二百七十日を越ゆることあり。雪は北部は早く概ね十月中下旬に現はるゝも、南部に於ては同月初旬鈴谷連山に冠雪することあるも平

地の初雪は概ね十月下旬なり。終雪は各地とも五月中下旬の交にあるも、大正二年には南部一體六月中に於て降雪を見たり、斯の如き晩雪は又稀有のことに屬す。而して各地とも十一月下旬乃至十二月初旬には既に根雪となり、通常南西部は四月上旬、内部及北東部は同月下旬に於て融雪を見る。

第五款 海霧及海水

海霧 本島沿岸に於ける海霧の發生は三月乃至十月に互り、其の最盛期は六月乃至八月の三箇月なり。其の他の期間に於ては甚だ稀にして且つ概ね淡霧なり。

之が發生は暖寒兩海流の衝突に由るが故に、其の交流の最も著しき北知床岬、中知床岬及西能登呂岬附近は殊に多く、是等岬角を離るれば頗る減少するものゝ如し。海豹島及西能登呂岬に於ける夏季三箇月の海霧總日數は五、六十日に上り、濃霧日數のみを算するも四、五十日に及び、本邦に於て最も多霧なる根室及襟裳岬附近に比すれば約旬日少きも朝鮮西岸よりは多し。其の發生の時刻は各地とも大差なく、午前ものは約六割を占め午後のは約四割に充たす。連續時數に就て見れば往々斷續四、五十時間に互ることあるも、總じて十時間以上に及ぶものは總回數の二割に上らず多くは五時間以内にして止む。

海水 本島は冬季殊に低溫にして海水温も亦氷點以下に降り沿海は概ね結氷し、春季に至りては流水を見る。唯眞岡以南四五十裡間は著しき結氷なきも、宗仁岬附近までは西能登呂岬を遶りたる氷塊の流着す

ること珍しからず。海水の凍結は主に河口附近に始まり、流出結合して寒威の増進するに従ひ遂に沿岸に膠着して流動せざるに至る。然れども卓越風の向背消長に由りて著しき移動あり、殊に其の盛期に於ても一度暴風の襲來することあらんか忽ちにして潰裂流出し、風風げば再び聚着し春暖の候に至りて流出融解す。其の期間の概括すれば左の如し。

- 東海岸 敷香沿岸 十二月下旬乃至三月下旬
- 榮濱沿岸 十二月下旬乃至四月下旬
- 亞庭灣 大泊沿岸 一月中旬乃至三月中旬
- 西海岸 安別沿岸 一月上旬乃至三月中旬
- 眞岡沿岸 一月下旬乃至二月下旬

第六節 戸口

靜態 昭和三年末現在人口は總數二五一、三三一人にして中内地人二四四、九三一人、朝鮮人四、一九七人、土人一、九二一人、外國人二六三人なり。

之を領有當初明治三十九年末人口一、三六一人に比すれば二三八、九五二人の増加にして實に約二〇倍に達す。

人口累年比較 過去二十年に於ける人口の趨勢を示せば

地誌	年	戸数	人口		計
			男	女	
豊原	明治四十三年	七、六四	一七、六九三	一三、三三四	三一、〇二七
大正	明治四十四年	八、八六	二〇、七四一	一五、九八四	三六、七二五
大正	元年	九、八七一	二三、九〇三	一八、三三五	四二、二三八
大正	二年	一〇、七七七	二四、五七三	一九、七六三	四四、三三六
大正	三年	一三、一〇七	三二、三三四	二四、八九二	五七、二〇六
大正	四年	一三、八四六	三三、一五四	二六、五〇六	六〇、六六〇
大正	五年	一四、六三四	三七、二四〇	二九、〇四〇	六六、二八〇
大正	六年	一六、〇八九	四一、八七九	三三、一〇〇	七三、九七九
大正	七年	一六、五八五	四五、二九五	三四、五〇〇	七九、七九五
大正	八年	一八、〇七二	四七、五九八	三七、二四七	八四、八四五
大正	九年	一九、二六〇	五一、三四	三九、八三三	九一、一三六
大正	十年	二一、一三一	五九、一三六	四四、四九四	一〇三、六三〇
大正	十一年	二三、四五四	七〇、三五四	四九、八六八	一二〇、二二二

支應別人口 昭和三年末現在人口を支應別に示せば左の如し

地誌	年	戸数	男	女	計	一方料二付
豊原	大正十二年	二七、二六二	八三、一八〇	五七、一八一	一四〇、三六一	一一〇、九
大正	十三年	二九、九七六	八八、六四六	六四、〇三三	一五二、六六八	一三〇、七
大正	十四年	三七、四〇二	一〇八、五二七	八〇、五二九	一八九、〇五六	一七〇、三六
昭和	元年	四一、二四五	一二七、二六九	八六、三四	二一三、六一三	一八〇、五七三
昭和	二年	四四、五三三	一二七、〇四二	九四、一〇一	二二一、一四三	一九〇、四三
昭和	三年	四八、五六〇	一三四、五六一	一〇五、九四一	二四〇、五〇二	二〇〇、五三
昭和	四年	五一、二九九	一三九、五〇三	一一一、八一〇	二五一、三一一	二〇〇、三三

地誌	面積	戸数	人口		計	一方料二付
			男	女		
豊原	四、七五〇・五 <small>(方軒)</small>	一〇、八八八	二八、七五二	二三、九二四	五二、六七六	一一〇、九
大泊	四、八四二・九	一三、一九五	三四、四八七	二九、七九九	六四、二八六	一三〇、三七
本斗	一、五六六・六	三、一五一	九、二六二	七、七三七	一六、九九九	一〇〇、八五
真岡	二、四九〇・一	七、四三三	二〇、一五〇	一六、六九〇	三六、八四〇	一四〇、七九
泊居	六、九〇二・八	八、一一一	三二、七四九	一六、三三四	四九、〇八三	五〇、六
元泊	三、一〇〇・九	五、〇七三	二二、九八五	一〇、三〇八	三三、二九三	七〇、四三

地誌	香	計
三六	一、四七	六、九六
一八、三五	一、四七	三六、〇八
一五、三三	一、四七	三六、〇八
七、四〇	一、四七	三六、〇八
一一、八一〇	一、四七	三六、〇八
一三、五〇三	一、四七	三六、〇八
五、二九九	一、四七	三六、〇八
三六、〇九〇・三	一、四七	三六、〇八

年・齡・別・人・口 本島人口は青壯年者の移住に依る増加多く、其の年齢構成は拓殖進展にある本島の特徴を示すものと謂ふべし。

昭和四年末現在に於ける年齢別人口を示せば左の如し。

年齢	男	女	計
五歳迄	一七、一〇二	一五、八八六	三三、〇八八
六	一四、五二〇	一三、一〇一	二七、六二一
一	一三、一三六	一〇、九三二	二四、〇六八
一	一〇、七七一	一〇、二九八	二一、〇七〇
一	一一、八七八	一一、八八三	二三、七六一
二	一五、六六四	一一、〇七二	二六、七三六
二	一五、〇五〇	一〇、一七〇	二五、二二〇
三	一四、〇三六	九、九七九	二四、〇一五
三	一三、二〇一	一〇、九七九	二四、一八〇

年齢	男	女	計
四	七、九〇一	六、六三三	一四、五三四
四	四、九四三	三、四四一	八、三八四
五	三、〇九三	二、一四七	五、二四〇
五	一、八〇九	一、九七一	三、七八〇
六	一、〇三二	六八一	一、七一一
六	四〇八	四〇八	八一六
七	四四	二二六	二七〇
七	一〇五	八五	一九〇
八	三三	二二	五五
八	一	二	三
九	一三、五〇一	一一、八三二	二五、三三三

本籍別人口 在住内地人の本籍に就き之を地理的關係に従ひ十二地方に大別して表示せば左表の如し。
(昭和四年末)

地誌	男	女	計
北海道	一三、五〇一	一一、八三二	二五、三三三

九 州 區					四 國 區			中 國 區							
鹿 兒 島	宮 崎	大 分	熊 本	長 崎	佐 賀	福 岡	高 知	愛 媛	香 川	德 島	山 口	廣 島	岡 山	鳥 取	地 誌
二、三三	九、五	三、三七	三、三四	三、五九	一、九三	二、八〇	八、九三	三、二四	三、〇八	三、九五	二、四三	七、〇二	三、八三	三、〇三	
二、一〇	六、八	二、九二	六、四二	三、八四	一、六八	三、三二	七、六〇	二、六八	三、三一	三、二六	一、九二	四、九〇	二、七九	三、四二	
四、二三	一、六三	六、二九	九、七五	七、四三	三、六一	五、二二	一、六五	五、八二	五、三九	七、二二	四、三四	一、一九	六、六二	五、四四	四〇

沖 繩	樺 太	計
二、八	三、五四	一、五、六〇〇
		一〇九、三三一
		二、四四、九三二

職業列人口 本島の人口を職業別に観察すれば左表の如し。(昭和四年末現在)

種 別	本 業 者	從 屬 者	計
農 業	三、四八三	二四、一六六	四六、六四九
水 産 業	一〇、八五〇	一八、八六五	二九、七一五
鑛 業	二、一八〇	三、九三三	六、一三三
工 業	一、一五九	一七、五二二	二九、一二一
商 業	一、九、五八三	二六、九二三	四六、四九四
交 通 業	三、六五三	六、五五五	一〇、〇九八
公 務 及 自 由 業	七、六〇〇	一六、三三九	二三、九三九
其 他 の 有 業 者	二、三、六五二	三、三、九六六	五、六、六一八
無 職 業	八 四	二、四二二	二、四九六
計	一〇一、七二四	一四九、五九九	二五一、三二三

第三章 交通通信

第一節 交通

第一款 道路

露領時代に於ける道路施設は殆んど原始状態に在りて、必要已むを得ざるもののみ所在の森林を伐開して小徑を通じ僅に通行せる有様にして、道路として稍見るべきものは大泊より豊原を経て東海岸を北上し、内路より北樺太オノールを経てアレキサンドルフスタに至る幹線道路及二、三小路の通ずるものありたるに過ぎず。然れども其の構造粗悪にして且つ幹線道路と雖も其の大半は荒廢し、降雨の際は交通全く杜絶する状態にして、之が施設改善に關しては創始的努力を要せり。

拓殖の業進み人口増加して各種事業の勃興するに従ひ道路の普及は倍々緊要となれるを以て、年々新道を開鑿すると共に舊道を修築して其の普及發達を計り、道路網の實現を期し居れり。

本島は地形上道路の設定は勢ひ海岸線に依らざるを得ず、従つて幹線道路の配置は東西兩海岸の縦貫線と之を連結する横斷線に分つ。本島の路線は右幹線の外官公署所在地、樞要都邑等を連結する爲め幹線よ

り分岐せる路線及農村殖民部落を連絡する農耕道路より成り現在主要道路の延長六百餘里に達す。

一、東部縦貫幹線

大泊を起點とし豊原、落合を過ぎ東海岸榮濱に出で海に沿ひて北上し、東白浦、元泊及内路を経て國境に至る。而して更に北走すれば露領オノールより遠くアレキサンドルフスタに達す。大泊國境間延長百一里餘、幅員十五尺乃至十八尺全線車馬を通じ、大泊、榮濱間及落合、知取間既設鐵道と相俟て貨客の集散に益し交通甚だ至便なり。殊に大泊、榮濱間の道路は昭和四年度改良工事を施し道路幅員を二十四尺(落合、榮濱間十八尺)に擴張し勾配並に曲線を緩和し、砂利敷を爲したる爲自動車運行等に極めて便利となり。

榮濱を距る北方約一里にして内淵橋(内淵川)あり、同橋はハウトラス式延長百六間、幅員十五尺、工費十一萬六千圓を要し、大正十年の竣功に係り本島に於ける最大の橋梁なり。本線は南樺太に於ける主要道路なるのみならず實に南北樺太を連結する主要幹線にして、國境奥地附近の産業發展に伴ひ之が利用は將來益々頻繁となるべし。

二、西部縦貫幹線

本島の南端西能登呂岬に發し菱苦の嶮を越へ西海岸に沿ひて北上し、武意泊、本斗、眞岡、泊居、久春内及鶉城を経て國境安別に至り、更に北走すれば遂に亞港に達すべし。延長約百三十里東部縦貫線と相俟

て本島交通の動脈を爲す。本線惠須取、自主間百里餘は開鑿既に成り幅員十二尺乃至十八尺車馬を通じ野田、久春内間及本斗、自主間は乗合馬車あり夏季は乗合自動車を通じ、本斗野田間の既設鐵道と相俟て交通至便なり。

三、横斷線

眞岡街道 豊原より軍川、中野、逢坂を経て眞岡に至る東西を連絡する重要路線にして延長十九里餘、幅員十五尺全線車馬を通じ、特に夏季は自動車を運轉し交通至便にして往來頻繁なり。

眞縫街道 本島の中央最狭部を横斷連絡する路線にして軍事費を以て開鑿せるものなり。眞縫より久春内に至る延長八里、幅員十八尺車馬を通じ、定時乗合馬車往復するの外夏季は定期自動車を運轉し貨客輸送に便す。

東西を連絡する横斷路線は以上の二條なるが、本島の地形及其他の實狀に鑑み尙數條の横斷線の必要を認め之が計畫を進めつゝあり。

四、農耕道路

農村内及農村相互間を貫通連絡する路線にして、應に於て經營開鑿せる官營道路と、農村に補助を與へて開鑿せしめたる補助道路の二種あり。現在の總延長二百四十四里餘に達し地方農村の交通運輸の便に資する所尠からず。

五、其の他

留多加街道 豊原より追分、並川、小里を経て留多加川口に至り、延長十里幅員十二尺全線車馬を通ず。本道は雨龍街道及眞岡街道逢坂より分岐し二股を経て留多加に至る清水街道と共に留多加大殖民地に至る重要路線なり。

雨龍街道 東部縦貫道路貝塚より分岐して亞庭灣岸に沿ひ西南走し留多加、雨龍を経て西能登呂岬に至る延長三十一里餘、貝塚、江の浦間三里、留多加、雨龍間九里は開鑿既に成り車馬を通ず。

長濱街道 大泊より亞庭灣岸に沿ひ東南走し長濱を経て中知床岬に至る。延長二十六里餘にして其中大泊、長濱間八里餘は改修既に成り幅員十二尺車馬の通行自由なるのみならず乗合自動車の定時運轉の便あり。

富内街道 大泊より東北に向ひ喜美内を経て東海岸富内に至る。延長十三里餘、幅員十二尺全線車馬を通じ富内地方より亞庭灣岸に通ずる主要路線にして交通頻繁なり。軌道敷設計畫成り大泊、古牧間二里餘は工事既に終り、全線の開通を見るも遠きにあらざるべし。

敷香街道 本道は元泊より敷香に至る路線なるも、元泊、内路間は東部縦貫幹線中に掲げたるを以て省く。内路に於て東部縦貫線と別れ東北走して敷香に至り、延長約五里、幅員十八尺平坦にして知取、内路と共に夏季は自動車あり。交通極めて容易なり。

皆岸街道 豊南、皆岸間六重を開鑿して大泊街道、富内街道と相通じ、車馬の交通頻繁なるのみならず夏季は定期自動車の便あり。

野寒街道 本道中富内、落帆間二里半を開鑿して車馬の交通に便す。

以上の外尙散江街道、遠内街道、知床街道等あるも未改修にして徒歩通行し得るに過ぎず。

第二款 鐵道

本島には領有當時未だ鐵道の敷設なく、軍政時代に軍需品輸送の爲め陸軍鐵道大隊が咄嗟の間に敷設したる大泊、豊原間の輕便鐵道を以て嚆矢とす。軍政撤廢後樺太廳に於て之を繼承し、爾來之に改善を加ふると共に新線を計畫し現在營業線路延長一八三哩(一九四・六籽)にして、尙建設中のもの一線あり。

營業線路 建設中のもの

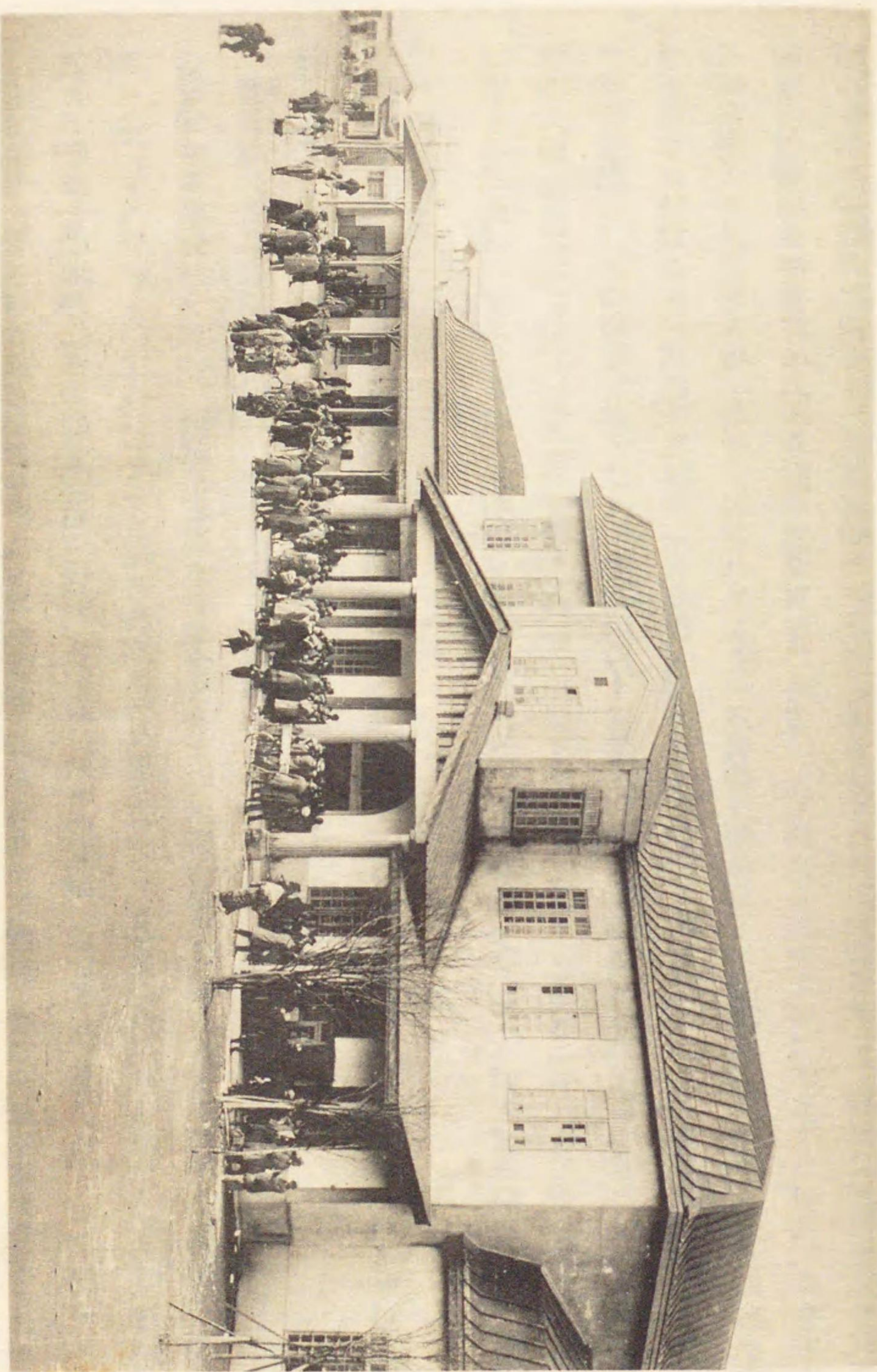
本線 大泊港—榮濱間 野久線 野田—久春内間

川上線 小沼—川上炭山間

豊真線 豊原—手井間

西海岸線 本斗—野田間

本線 本線は我が陸軍鐵道大隊が明治三十九年九月より僅々六十日間を以て急設したる楠溪町、豊原



楠 溪 町

間の軍用輕便鐵道に始まる。當初線路は屈曲急勾配多く十八封度軌條を用ひ、軌間二呎獨逸双合式重量十五噸の機關車及積量僅か二十五噸の無蓋貨車のみにして軍需品を輸送するに過ぎざりしが、明治四十年四月軍政廢止と共に樺太廳に移管、同年八月より一般營業を開始せり。翌明治四十一年四月大泊、楠溪町間を延長せるが越えて明治四十三年十一月全線を軌間三呎六吋(一米〇六七)にする改築工事竣工し茲に始めて普通鐵道としての形態を整へたり。翌明治四十四年六月豊原、榮濱間新設工事に著手し同年十二月竣工に大泊、榮濱間延長五八哩五分(九四・二籽)の全通を見たり。而して昭和三年八月三十一日大泊突堤竣工に伴ひ海陸連絡の便を計る爲大泊港驛を新設し大泊港、大泊驛間一哩(一・六籽)を昭和三年十二月開業するに至れり。

川上線 本線小沼驛より分岐し西北川上炭山に至るものにして、大正三年四月には小沼、奥川上間を運轉し大正十一年一月に全線一三哩四分(二一・六籽)の開通を見たり。

豊眞線 首都豊原と西海岸の要地眞岡とを連結する街路に當り、中間に鬱蒼たる大森林と留多加川流域の豊饒なる殖民地を擁し、拓殖上重要な使命を有す。大正十年十月起工大正十四年十月豊原、鈴谷間六哩一分(九・八籽)、大正十五年十一月手井逢坂間一九哩二分(三〇・八籽)の開通を見たり。更に昭和三年九月三日鈴谷、逢坂間二六哩四分(四二・四籽)を開業し茲に豊眞線の全通となれり。

西海岸線 西海岸南部の要地本斗より眞岡を経て野田に至る。従來西海岸交通は海運を主としたるが近

時沿岸各地の著しき發展に鑑み大正七年工を起し、大正九年十月本斗、眞岡間工成り翌大正十年十一月全線五八哩四分(九四・〇籽)開通せり。

一、運輸

營業線 現在營業線哩(籽)程、其の他

(應鐵)

線名	營業哩程	運轉回数	驛	所	荷取扱所	信號所
泊榮線	五九・五(九五・八籽)	一〇	二〇	一	一	一
川上線	一三・四(二・六籽)	六	一	一	一	一
豐眞線	五・七(八三・二籽)	四	九	一	一	一
西海岸線	五八・四(九四・〇籽)	五	八	一	一	一
計	一八三(二九四・六籽)	三三	三八	一六	一	一

右の外夏期石炭輸送の爲め豊原、川上炭山間臨時貨物列車を運轉し、其の輸送年量二十萬噸に達す。從業員 現在從業人員は一干六百餘名にして庶務、會計等の事務に従事する外運輸、倉庫、車輛、保線、建設用地、保健等の各系統に分屬す。而して是等從業員は一哩八人強に當り、内地其の他に比し配當人員過少なるが鋭意能率増進を計り以て之を補ひつゝあり。

運輸成績 拓殖の進捗、人口増加及線路の延長等に因り之が利用逐年増加しつゝあるが、殊に大正十二年五月より鐵道省の稚泊連絡、大正十三年十月より北日本汽船株式會社の稚斗連絡、大正十五年四月より北日本汽船株式會社及近海郵船株式會社の大泊眞岡と小樽青森間の航路を經由して樺太廳鐵道と鐵道省線との連帶運輸開始するに及本島内地間を近接せしめ更に大正十五年十月南樺鐵道株式會社の南樺線(新場、留多加間十二哩一七〇・五籽)の開通延いて昭和二年十一月樺太鐵道株式會社の經營に係る楠鐵線(落合、知取間百六哩一七〇・五籽)の開通等に依り、本島拓殖に一大利便を與ふると共に日露の經濟的關係を密接ならしむる效果大なり。我樺太廳鐵道は是等會社線と連帶運輸の便を計れり。今最近五箇年間の應鐵運輸成績概要を表示すれば左の如し。

年度	種別	旅客	貨物	收入	鐵道省、社及汽船會社ヨリ割賦受領	同上拂額及廳線内代引拂額	純收入
大正十三年		一、一九二、六八四	五〇八、〇二五	二、一四四、一九一、〇〇〇	四五、九九八、四六〇	五九六、八三四、七〇〇	一、五九三、三五五、七三〇
大正十四年		一、三四八、八九六	五三三、五七〇	二、四八〇、二四五、四二〇	七三、一四二、五〇〇	八〇四、六〇二、五四〇	一、七四八、七八五、三八〇
昭和元年		一、三三四、九七六	六〇〇、九二一	二、七六三、五五五、九六〇	一一三、二四三、二八〇	九七一、二六四、七四〇	一、九一二、五三三、五〇〇
昭和二年		一、四六八、二八五	六九四、六七六	二、九七八、四三一、五〇〇	一一三、四九九、九六〇	一、一一三、七四一、八九〇	二、〇九九、一四九、五七〇
昭和三年		一、五八〇、六八四	七三三、三八〇	三、五二八、八七四、一一〇	三三九、五〇三、五七〇	一、五三〇、六六六、〇八〇	二、三六七、六九一、六〇〇

交通通信

主要貨物輸送數量

年度別	種別	米	木材	挽材	薪炭	石炭	砂利	石灰石	牧草	パルプ	洋紙
大正十三年度		一二、九一三	一五、八二〇	一九、三六〇	三三、〇七七	一〇七、〇七七	三七、四七五	七、五四三	五、九九〇	四六、四七一	一、五四六
大正十四年度		一三、五五三	一五、〇八〇	二一、七四四	三二、七五三	一三〇、九三三	四七、二六七	一三、二六三	七、三九七	四五、〇三九	四、三三三
昭和元年度		一三、七八八	二〇、一七三	一八、一七五	二九、七五六	一二七、六六九	六〇、四九九	一七、一二三	七、五五五	五五、四六六	四、一三七
昭和二年度		一六、七四二	二三、六六六	一五、六六六	三三、二七七	一三五、八四三	三七、一七八	一八、一五二	七、九九四	六一、三五二	一五、〇三六
昭和三年度		一九、九三二	一九、九三三	一五、四七一	三〇、二七二	一八四、四一八	七四、三三三	二〇、一八九	八、八九七	六五、一三八	三三、二八四

運輸收入累年表

年度別	種別	旅客收入	貨客收入	合計
大正十三年度		七五、〇〇〇 <small>円</small>	八四三、三三六 <small>円</small>	一、五九三、三三六 <small>円</small>
大正十四年度		八三、二九九	九二五、四八六	一、七四八、七八五
昭和元年度		八六、八六六	一、〇二五、六六六	一、九一三、五三二
昭和二年度		九七、三六四	一、一三六、〇六六	二、〇九九、四三〇
昭和三年度		一〇七、一六八	一、二九一、五三三	二、三三七、七〇一

野久線 西海岸線の終點野田より泊居を経て北方久春内に至るものにして目下野田、泊居間約二六哩(四一・二籽)の土工其の他の工事中なり。開通の曉は沿線殖民地の開発に寄與する所大なるものあるべし。

三、地方鐵道

地方鐵道の營業免許を與へたるものは樺太鐵道株式會社及南樺鐵道株式會社の二社にして、樺太廳は拓殖の進展、地方開發の緊要なるに鑑み右二鐵道に對し樺太地方鐵道補助法により補助金を交付せり。

樺太鐵道株式會社線 本社は資本金一千萬圓にして樺太廳鐵道泊榮線落合驛より北境敷香に至る延長一四八哩六分(二三・九・二籽)、落合、知取間一〇六哩(一七〇・五籽)は昭和二年十一月二十日開通し近時開展を辿りつゝある同地方は一層の發展を見るべきのみならず、昭和五年には知取、新向間開通の見込にして益々日露の經濟的關係漸く密接ならしめ、北樺太との交通の要路たる本線の活躍に俟つべきもの愈々緊切なるべし。

南樺鐵道株式會社線 本社は資本金百二十萬圓にして樺太廳鐵道泊榮線新場より留多加に至る延長一二哩(一九・三籽)にして、大正十四年六月起工大正十五年十月開通せり。沿線は景勝に富み且つ留多加川流域には屈指の農耕適地を擁し、將來の開発は期して俟つべし。

第三款 港 灣

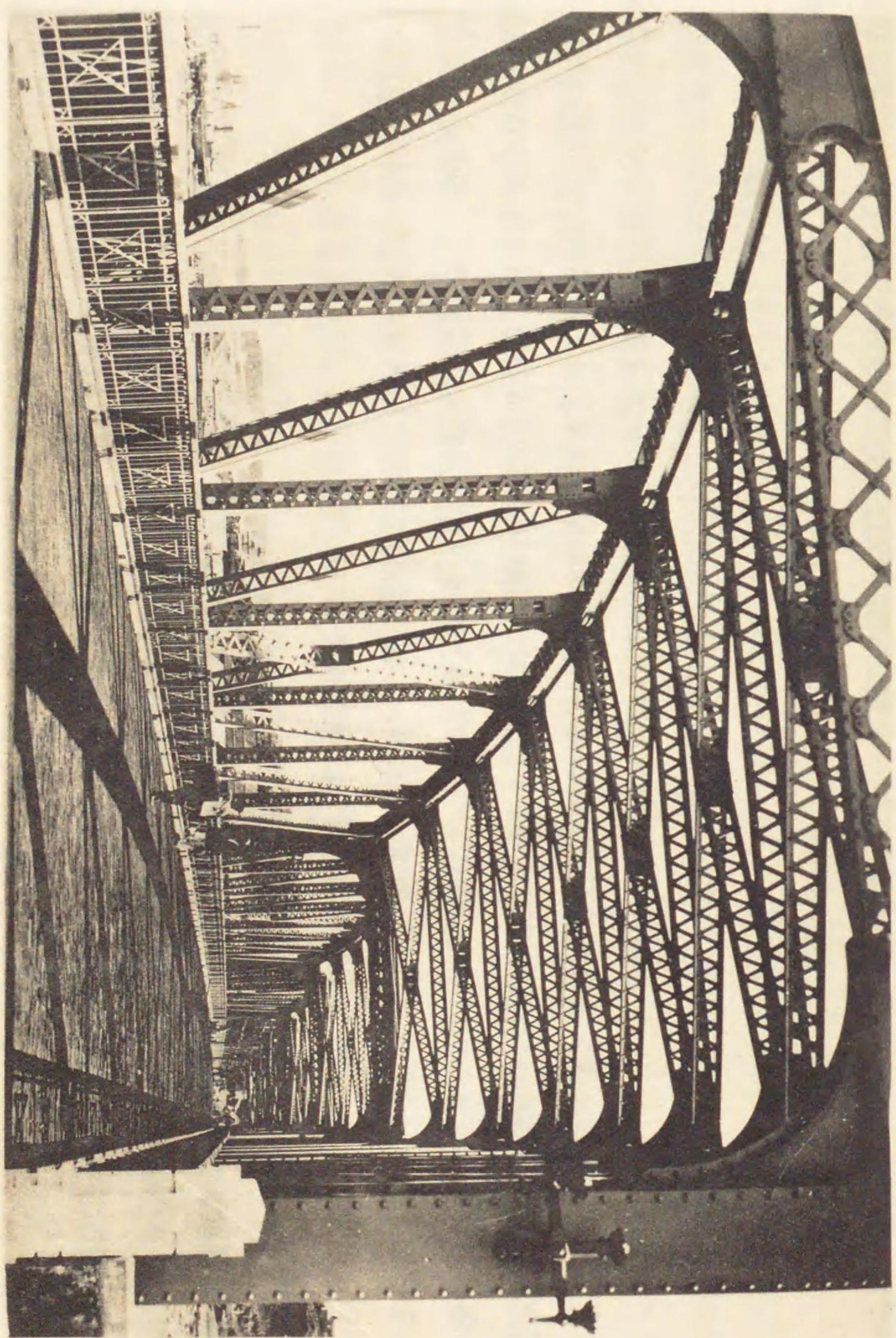
本島は四面環海の地にして外部との連絡は一に船舶に依らざるべからざるのみならず、其の主要産業たる漁業に關し漁港設備の必要なるは言を俟たざる所にして、港灣施設の如何は其の拓殖の消長に關するもの洵に大なりと云ふべし。

然るに本島は海岸線極めて單調にして天然の良港甚だ乏しきを以て政府は調査研究の結果内外の連絡港として大泊、本斗及眞岡の三港に築港するの外、沿海航行の小汽船及漁船の繫留竝に避難所として沿岸樞要の地に船人澗を築設して海運に便せり。

一、大 泊 港

本港は亞庭灣の北澳千歲灣の東岸に在りて四時海上平穩なり。露領當時は市街の北楠溪町地先に木造棧橋を築造し海陸連絡を計りたるも、明治四十四年工費約五十萬圓を投じて榮町前面約七萬坪を埋立て船澗二箇所を築設して水陸の連絡に便し、亞で大正九年度起工繼續修築の計畫を樹立し、總工費五百八十七萬四百圓を以て昭和三年度に竣功せり。

築港 突堤延長三千三百六尺八寸、内繫船部千四百七尺は幅員百二十尺とし三千噸級二隻、二千噸級二隻を繫船するの装置をなし専ら稚内、大泊連絡船貨客の乗降に便す。假防波堤一千八百八十三尺(三連)を



大 泊 港 棧 橋

以て面積四萬二千三百坪を被覆し小型船舶の繫留に便し、其の左右面積九萬三千餘坪を埋築し市街地及倉庫地となせり。

二、眞岡港

西海岸中部より稍南に偏し北方に小能登呂岬突出して大灣形を爲し、元個人經營の一漁場に過ぎざりしも邦領後漸次發達し西海岸に於ける交通産業の中心地にして開港場たり。

領有當時に於て港灣として何等の設備なく大正元年始めて二千四百坪の船入澗を築設せるも近時激急なる發展に伴ひ本港修築の緊要を認め、總工費二百五十萬圓を以て大正十年度起工し昭和二年度に竣功せり。
築港 貨客船一千噸級四隻を繫岸し得べき水深十六尺五寸、面積八千七百五十坪を有する濕船渠を主とし之が航路に當る前港を浚渫し、船渠の背部に接して水深九尺面積二千八百坪の船入澗を設け小船の繫留に備ふ、而して其の西南方に互る海面三萬二千坪を埋築し市街及倉庫地となす。

三、本斗港

西海岸南部に位する要港にして、陸地より約二百間の沖に陸地に竝行して延長一哩餘の岩礁露出し天然の防波堤を爲し南北兩端に港口あり、本島唯一の不凍港にして往時より小形船舶の避難港として相當利用せられたり。領有當時は單なる土人の散在部落に過ぎざりしが、近海に於ける水産と附近林産、鑛産の豊饒なること世上に知らるゝや急激に發展膨脹するに至れり。

本港は西海岸南部の要地且つ本島唯一の不凍港にして、之を改修し海陸連絡の便を計るは拓殖進展上緊要なりとし、港内面積三十萬坪の内十六萬坪を改修し主として三千噸級船舶六隻の繋留を容易ならしめ、沿岸七萬餘坪を埋築して上屋及倉庫其の他海陸連絡上必要なる陸上設備を施すべく計畫を樹立し、總工費二百五十萬圓を以て大正五年起工、昭和元年度に其の一部を竣工せり。

築港 北防波堤二千五百六十五尺、埋築三萬七千坪、船入澗五千坪、概成防波堤内港域五萬餘坪を水深十五尺以上二十尺に浚渫し、一千噸級船舶四隻を繋留し得、昭和二年度に於て繋船棧橋を築設し専ら稚内本斗連絡船貨客の乗降に便す。

四、船入澗

沿岸航行小汽船、發動機船及近海漁船の繋留、避難所竝に荷役艇船の繋留所として船入澗を築設し大正十年に其の數十を算せるが近年の急激なる發展は之を以て足れりとせず、更に工費百十四萬圓を以て大正十一年度より沿岸樞要の地に船入澗十一箇所築設の工事に著手し漸次進捗しつゝあり、完成の曉は既設船入澗と相俟つて沿岸海運に資すること大なるべし。

船入澗施設の概要は有效面積三千坪内外、水深五尺乃至六尺三十噸以下の小型船舶の繋留に適す。

第四款 航路

四面環海の樺太に於て外部と接觸するには唯海上交通に依るの外なく、従つて航海業の振否は直ちに本島拓殖の上に大なる影響を及ぼすを以て之が施設に關しては最善を期しつゝあり。

顧るに本島の航海業は領有以來南部の開拓と相俟つて逐年隆盛に向ひつゝあるが、殊に大正十二年鐵道省經營の稚泊連絡運航せられてより急速の進歩を爲し翌大正十三年には稚斗連絡、大正十五年には大泊、眞岡と小樽、青森間の船車連絡開始せらるゝに至り、益々發展の域に進みつゝあり。今昭和三年度に於ける航路を便宜樺太廳命令航路、遞信省命令航路、鐵道省連絡船及社外船の四に分ち左に略説すべし。

第一項 樺太廳命令航路

樺太廳命令航路を内地北海道線及沿岸線に大別す。

一、内地北海道線

内地北海道線は大阪線、敦賀線、伏木線、西海岸線、東海岸線の五線に分つ。

大阪線 本線は大阪より東西兩海岸に至るものにして東海岸に至るものは四月より十月に至る間汽船三隻を以て大阪を基點、敷香を終點とし十二回、西海岸に至るものは四月より十月迄汽船三隻を以て大阪を基點とし恵須取を終點とする十四回、及汽船三隻を以て大阪基點、眞岡を終點とする十四回往復す。

敦賀線 四月より十月迄敦賀を基點とし大泊間を汽船二隻を以て十二回往復す。

伏木線 東西兩海岸及大泊に至る三線あり。東海岸に至るものは四月より十月迄汽船二隻を以て、伏木、惠須取間を十六回及伏木、大泊間は四月より十一月迄汽船一隻を以て七回各地寄港往復す。

西海岸線 本線は函館を基點とするもの、小樽を基點とするものとの二線及、稚内、本斗間の連絡船あり。函館を基點とするものは汽船二隻を以て四月より十月迄二十八回、同地を發し海馬島、本斗、眞岡、泊居、惠須取等を経て安別に至る沿岸各地に寄港往復す。

小樽を基點とするものは夏期は惠須取を、冬期は泊居を終點とし汽船三隻を以て夏期は七十六回、冬期は十九回往復す。

稚斗連絡は汽船一隻を以て稚内、本斗間を夏期毎日、冬期隔日運行して樺太廳鐵道と鐵道省線との連帶運輸をなす。

東海岸線 函館を基點とするもの及小樽を基點とするもの二線あり。函館を基點とするものは五月より十月に至る間、汽船三隻を以て小樽、大泊、富内、榮濱、元泊、知取、敷香等を経て海豹島間を十八回往復し内三航海は國境遠内に延航す。

小樽を基點とするものは五月より十月迄汽船一隻を以て榮濱、元泊、知取及内路を経て敷香間を二十一回往復す。

二、沿岸線

沿岸線は東線、西線及灣内線の三線に大別す。

東線 大泊を基點とし敷香に至る航路、知取を基點として能登を経て海豹島に至る航路の二ありて、大泊を基點とするものは汽船二隻を以て十八回、知取を基點とするものは發動機船二隻を以て六十回何れも五月より十月に至る間往復す。

西線 眞岡を基點として名好を終點とするもの、本斗を基點とし海馬島を経て西能登呂に至るもの及惠須取を基點として安別を終點とするもの三航路あり。眞岡、名好間は汽船二隻を以て四月より十月迄五十五回、本斗、西能登呂間は發動機船三隻を以て夏季五十五回、冬季十五回、惠須取、安別間は發動機船を以て五月より十月迄三十六回往復す。

灣内線 大泊を基點とし亞庭灣内東西兩海岸に至るものにして小型汽船二隻を以て四月より十一月迄各七十回往復す。

第二項 遞信省命令航路

遞信省命令航路二隻を以て函館を基點とし青森、小樽、大泊、眞岡間を四月より十一月迄四十八回、十二月より三月迄二十四回往復するものにして樺太廳鐵道と鐵道省線を連絡し連帶運輸をなす。

第三項 鐵道省連絡船

鐵道省連絡船は大正十二年北海道宗谷本線の全通を機とし鐵道省の施設せるものにして、汽船二隻を以て稚内、大泊間を夏季は毎日、冬季は隔日に兩地を發航す。

第四項 社外船

社外船と稱するは所謂不定期船にして、多くは夏季に於て木材或は特殊物産の運送を目的とし航海するものにして、内部の開發に伴ひ其の出入亦年々多きを加へつゝあり。

第五款 航路標識

本島は露領當時航路標識と稱すべきものなく近海航行中難破の厄に遭遇する船舶多數に上りしが邦領となるや航路標識を建設し、船舶通報を開始し又測候所及び暴風警報、信號標を新設する等専ら海難の豫防に努めたる結果出入船舶は年々増加するも、其の難破數は却つて減するに至れり。

航路標識は遞信省の所管に屬し現在西能登呂岬、宗仁岬、海馬島、氣主岬の四燈臺及二丈岩燈標竝に大泊に燈竿あり。以上の外沿岸港口に公私の施設に係る簡易なる導燈或は燈竿様のものもあるも、本島は環

海七百九十餘海里に及び、尙幾多燈臺建設の必要なるを認め遞信省に於ては、目下調査中なり。

第六款 驛 遞

本島は人口未だ稀薄にして數里の間人煙を見ざること稀ならず、加ふるに交通機關未だ完からざるを以て僻陬の地方に於ては物資の輸送は勿論一般旅行者の齊しく困惑する所なり。依つて其の不便を補はむが爲め驛遞制度を樹て、必要の箇所に驛遞を設置して旅行者の宿泊、人馬の供給及郵便物の繼立等に備ふることとし、明治三十八年七月先づ大泊、豊原間に之を設け、爾來交通機關の整否開發の程度其の他諸般の事情を斟酌して之を適當に普及せしめ、以て地方交通の便に供し居れり。現在驛遞の數は八十九に達す。

第二節 通 信

第一款 概 說

本島に於ける通信事業は領有當時ウラジミロフカ(豊原)、コルサコフ(大泊)、マウカ(眞岡)、ガルキノウラスコエ(落合)の四野戰郵便局に於て野戰郵便事務の外普通郵便事務の一部を、又コルサコフ外七軍用通信所に於て軍事通信の傍ら公衆電報を取扱ひたるに端を發し、明治四十年四月軍政撤廢と共に樺太廳に於て在來の通信機關全部を繼承し、豊原に樺太廳郵便電信局を置き一般現業事務を取扱ふ外事務管理をも

爲さしめ、地方は總て其の支局として事業の監督統一を圖れり。明治四十二年五月本支局の制を改めて普通局及特定局の二となし専ら現業事務を取扱はしめ、事業は樺太廳直接之を主管することゝなれり。現在局所及關係職員數左の如し。

局 所

(昭和四年十二月末現在)

種 別	局 數	業 務 別			備 考
		郵 便	電 信	電 話	
郵 便 局 (普通)	四	四	四	一	外ニ無線分室一、電信取扱所八、公衆電話所七、切手賣捌所四九七、郵便箱五五五、私書函二八アリ。 (切手賣捌所以下ハ三年度末現在ナリ)
特定郵便局 (集配無配)	五七	五七	五七	七	
計	六一	六一	六一	八	

職 員

區 別	奏 任		判 任		雇 員		囑 託	通 信 夫 備 人	計
	事 務 官 局	長 技 師 局	長 技 師 局	手 記 書 記 補	通 信 事 務 員 (手 含 手 含)	電 話 交 換 (手 含 手 含)			
本 廳	二	一	一	一	一	一	二	一	三三
郵 便 局 (普通)	一	一	一	一	一	一	一	一	六五
特定郵便局	一	一	一	一	一	一	一	一	七四〇
計	二	一	一	一	一	一	二	一	一、七六〇

第二款 郵便

郵便遞送 領有當時に於ける陸上交通施設は殆ど見るべきもなく尙原始的境域を脱せず郵便遞送は甚だ困難を極めたり。然れども人口の増加産業の發展に伴ひ道路の開修、鐵道の敷設等交通機關漸を逐ふて備はり遞送方法も人肩に依るの外車馬或は汽車を利用すると共に一面遞送線路の増設、遞送回數の増加等鋭意施設の改善に努めたる結果大いに其の面目を改めたり。

殊に大正九年度に於て東海岸榮濱、國境間縦貫幹線道路の修築成りて、最も困難を極めたる同方面の冬季遞送は圓滑を得たるのみならず、從來の泊榮線、西海岸鐵道の外に落合、知取間、豊原、眞岡間、新場留多加間鐵道相前後して敷設せられ、尙又近き將來に於ては東西横斷線、知取、敷香線、野田、久春内間の諸鐵道は計畫若しくは工事中に屬し之が完成の曉は西海岸北部、東海岸散江方面灣内一部を除くの外は毫も郵便遞送上の不便を感じざるに至るべし。

水路便は島内相互間を連絡する樺太廳命令航路、本島、内地間を連絡する遞信省命令航路及鐵道省及北日本汽船會社の鐵道連絡線あり。之又冬季結氷期を除く外何等の支障なし。

郵便物數 人口の増加産業の發達に伴ひ郵便物は逐年激増しつゝあり之を表示すれば次の如し。

年度	種別	通 常 郵 便		小 包 郵 便	
		引 受	配 達	引 受	配 達
明治四十年		一、四八三、九三二	一、七五七、〇五四	八、四七〇	二七、六八六
大正二年		四、一三三、三八〇	五、〇三四、九六七	三三、七三七	六〇、三三三
大正五年		五、三六四、一六三	六、一六三、一三六	三五、三三六	九二、二五八
大正八年		八、五五五、六六九	一、四九六、一八〇	六〇、一四三	一七〇、七七七
大正十一年		二三、六五六、一四六	一七、七〇五、七四〇	一〇六、五〇一	三六八、一四三
大正十三年		一九、九八〇、二七七	三三、二七九、八四六	一三六、六六七	四三二、六二七
大正十四年		三三、一六〇、三〇八	三五、九七七、九〇三	一五二、一八二	四八七、〇五五
昭和元年		二〇、二五九、〇六三	三三、九七六、四一八	一六〇、九七六	五五〇、二七三
昭和二年		二二、一六六、一八三	二七、三三七、六八二	一七六、〇〇四	六〇五、五八五
昭和三年		三三、二七九、四八三	二九、〇〇四、九九三	一九三、五八四	六三九、八九五

第三款 爲替貯金

本島は未だ民間に於ける金融機關の普及完からざる爲に預金及送金の大部分は郵便局を媒介とす。之が

現況を示せば左の如し。

郵便爲替

年度	種別	入		拂	
		口 數	金額	口 數	金額
明治四十年		五九、七九九	一、〇六二、九八〇 ^円	一八、五九〇	五三八、七〇三 ^円
大正二年		一一、九八二	二、三七七、三二五	四五、六四六	一、六〇七、一一二
大正五年		一五、八二〇	三、四二九、一八五	六〇、六三七	二、一八八、八四八
大正八年		二三九、二二五	九、一九二、三五	一〇五、二九七	五、八九五、三九〇
大正十一年		三〇六、六八二	一一、三〇〇、八八四	一〇一、九八二	七、二八一、六一四
大正十三年		四一九、五五一	一九、一一一、二二三	一四九、一八八	一一、〇六、九六六
大正十四年		四六八、一〇一	二五、一一五、九三三	一六四、五六四	一五、一四三、六二五
昭和元年		五三四、九一八	三二、四二六、九三三	一八三、三三六	一九、〇三九、九三三
昭和二年		五五五、八三六	三二、八四一、八五八	一九六、八六六	二〇、一六七、〇一六
昭和三年		五六一、三二八	三二、二九五、三四六	二〇九、五八五	一九、六八〇、七〇八

郵便貯金

年度	種別		預	入	拂	戻	現年 在度 高末
	口	金					
明治四十年	一三、五二八	一、九三、四八九	七、五六八	一、四九、七八七			
大正二年	四四、〇五六	六、二五、九一六	一六、〇一五	四、三三、四〇〇			
大正五年	四、一三七	八〇六、〇三三	二〇、二五一	六、三三、六三三			
大正八年	七三、四三九	二、二〇六、一六〇	三、三〇九	一、八五二、五三三			一、一三三、六二五
大正十一年	一三四、七〇四	三、五六七、五三三	四三、八〇二	三、〇〇八、八三三			
大正十三年	一四、二九九	五、三三三、八七一	六、二七七	四、八〇三、四〇六			二、七五一、〇三三
大正十四年	一七五、八六五	六、四一五、五二八	七、四、六三三	五、七三三、八四四			三、二九一、一七六
昭和元年	一八三、六六九	七、六六七、九四五	八三、二〇四	六、八六九、五七七			四、二八五、四一六
昭和二年	二一三、〇〇一	八、一五四、〇八〇	九七、九二〇	七、三五九、〇五九			三、八三五、三九七
昭和三年	二七三、六六四	九、七七七、七九〇	一二、八三三	八、七二〇、七六〇			五、二六八、五九九

振替貯金

年度	種別		口	込	拂	金	渡
	口	金					
明治四十年	一、一九三	五〇、八八八	一一	四八七			
大正二年	九、三三〇	一、八七、八四八	二九七	二、三三三			二、三三三
大正五年	三七、六〇〇	一、二二〇、〇四六	七四	七、一六三			七、一六三
大正八年	六九、六〇〇	四、二〇八、七六一	一、五三三	四、六四、五〇七			四、六四、五〇七
大正十一年	一一九、三三〇	四、〇五八、九三六	二、一五一	六、三三、七五九			六、三三、七五九
大正十三年	一五四、七六六	五、〇〇八、五八九	三、〇六二	一、〇七四、六九四			一、〇七四、六九四
大正十四年	一八九、五四一	五、八三七、六〇一	七、四三六	五、五六〇、四三三			五、五六〇、四三三
昭和元年	二二九、五三〇	七、〇〇〇、六〇七	一〇、八九七	八、四八四、一三一			八、四八四、一三一
昭和二年	二五五、五六八	七、五〇八、六六四	一〇、九五九	七、七八五、一七五			七、七八五、一七五
昭和三年	二九八、七七三	八、七九、〇一六	一二、六五七	九、三三四、九九五			九、三三四、九九五

第四款 電信

海陸交通の機關は既述の如く漸次整備の域に進みつゝあるも、本島特有の現象として冬期は風雪の襲來沿岸の結氷等の爲め交通杜絶すること尠からず。従つて電信の利用極めて旺にして通信機關中最も長足の

交通通信

進歩發達を示せるは素より其の所なり。現時郵便局六十六中並川を除く外は悉く電信事務を取扱ひ、尙大泊、大泊港、豊原、中里、眞岡、荒貝、本斗各驛には電信取扱所を設く。昭和三年度末回線數二四（内豊原より北樺太亞港に通ずる國際回線を含む）自働通信機三座、二重機八座、單信音響機七九座、モールス機二座及電報送受用電話機二七、通信監督機一座を有す。此の外内地連絡有線電信の故障に備ふる爲め大正十年八月大泊町高地に無線電信を設け、平時は主として船舶との交信に使用す。殊に大正十一年來木材積取の爲め露領沿海州方面に航行する本邦汽船著しく増加し、是等船舶に發受する電報は殆んど我が大泊無線の中繼に係り夏季は通信の輻輳甚しく疎通圓滿ならざるを以て尙一個の陸上無線電信設備の要を認め之が計畫中なり。本島、内地間連絡電信は豊原、札幌二回線及眞岡、小樽間一回線なるに依り何れも自働二重電信機を使用せり。左に電信線路及取扱電報數比較表を掲ぐ。

陸上線

年次	區別	區別		年次	區別	延長	
		互長	延長				
明治四十年	里町間	104,000	111,000	大正十三年	里町間	340,353	
大正二年	里町間	285,077	341,778	大正十四年	里町間	356,075	
						里町間	66,171
							890,000

大正五年	333,280	501,073	昭和元年	356,075	855,123
大正八年	344,287	531,184	昭和二年	356,075	853,014
大正十一年	344,000	577,000	昭和三年	358,180	914,010

ケーブル線 互長 一杆 延長 一杆
水底線

能登呂、泊内間（一番線）
四四渚（札幌豊原線一番線の一部）
五五渚（札幌豊原線二番線の一部）

眞岡、坂ノ下間 一三二渚（眞岡小樽線の一部）

電報通數

年次	種別	電報通數		合計
		發信	着信	
明治四十年		150,573	134,151	284,724
大正二年		264,579	244,417	508,996
大正五年		338,710	306,410	645,120

交通通信

大正八年	四九六、七七八	四七八、〇九四	五五六、〇五二	一、五三〇、九〇三
大正十一年	七九〇、二七五	七七一、四三三	七六六、八三三	二、二七八、五二一
大正十三年	九六一、八〇九	八五九、七四七	一、〇九八、七六三	二、九一〇、三三九
大正十四年	一、一四三、四四三	一、〇三八、九五四	一、一八三、〇一七	三、四六五、三二四
昭和元年	一、三三三、九九九	一、二八八、四四五	一、六六八、一九一	四、一〇〇、〇三五
昭和二年	一、三七九、五〇九	一、二八四、九三九	一、六五五、三九二	四、二八九、八三九
昭和三年	一、三七九、九四七	一、二七、四九五	一、八二八、一〇四	四、四七五、五四六

大泊郵便局無線電信分室設備

- 一、地理上の位置 東經一四二度四六分四六秒 北緯四六度三六分四〇秒
- 二、電報取扱時間及取扱業務の種類 無制度 一般公衆通信、配達事務を取扱はず
- 三、設置年月日 大正十年八月二十一日
- 四、工事設計大要
 - (A) 装置方式 現用遞信省式真空式一基 豫備遞信省瞬滅火花式一基
 - (B) 電力 現用六基 豫備七基
 - (C) 使用電波長 火花式 一〇〇〇キロサイクル(三〇〇米) 五〇〇 同キロサイクル(六〇〇米) 三七五同 (八〇〇米) 一六六 同 (八〇〇米) 真空管式 耳聽電波五〇〇キロサイクル(六〇〇米) 三七五 同 (八〇〇米) 持續電波一三六同 (二二〇〇米) 一二五 同 (二四〇〇米) 一一五同 (二六〇〇米) 七五 同 (四一五〇米)
 - (D) 受信機種類 R、A三七號但しオートダイナ受信機

五、無線電報取扱數(送受信)

區別	年	度	總通數	一日平均
	大正十二年		三三、三三三	九七
	大正十三年		二一、八八九	六二
	大正十四年		二三、七一〇	六五
	昭和元年		一五、四三三	四二
	昭和二年		一三、四〇一	三六
	昭和三年		一八、八一九	五〇

市外通話時數

種別	年度	
	明治	昭和
加入者相互	一四、四二〇	一八、三三三
	五七	一、五二二
電話所扱	一四、九四七	三九、八八三
	計	三、六四四
	大正二年	大正五年
	三〇、八二五	一八、五〇〇
	一、八一九	一九、七三三
	大正八年	十一年正
	一八、三三三	二二、五四四
	二〇、八五八	二〇、四八九
	大正十四年正	昭和元年
	二六、一一八	三三、七六七
	三〇、三七一	三五、九六三
	昭和二年	昭和三年
	四四、一七三	三八二、〇〇八
	四六、七五三	八五、五〇四

市外通話區域 現在市外通話區域は豊原を中心として北は落合、元泊を経て知取迄、南は大泊より分岐し富内、長濱及留多加迄、又西海岸は眞岡を中心として北は野田、泊居を経て恵須取迄、南は内幌に至る。此の外東海岸の北部内路、散江間及眞岡より逢坂、豊原を経て大泊及東海岸に至る間及泊居、大榮間を通話區域とす。

第六款 簡易生命保険並郵便年金

簡易保険、郵便年金 本制度は相互扶助の精神に基き、勤儉貯蓄の美風を涵養し、島民の福利を増進せしめ生活の安定を得せしむるにあり。而して其の積立たる資源は、地方に還元し社會公共事業の勃興を促進する等社會政策的施設として間然すべからざるものと認め、簡易保険は大正十五年十月一日より、郵便

年金は昭和三年十月一日より、就れも郵便振替貯金を媒介し、島内各郵便局をして取扱はしむることとなりたり。

而して孰れも實施後未だ短日月なるに拘はらず、之が普及發達は著しきものあり。其の狀況を示せば左の如し。

一、簡易保険

年次	種類	契約件數	保 險 金	人口千人に對する普及率
昭和元年度末		七、六二四	一、三四三、九七〇	四一件
昭和二年度末		一九、七五八	四、七五四、一一〇	八九件
昭和三年度末		三五、四一〇	八、四六一、八六八	一四九件
昭和四年度末		四八、二六二	一一、七〇七、八四八	二〇〇件

二、郵便年金

年	契 約 件 數	掛 金 額	年 金 額
昭和三年度末	一九二件	三、七〇〇	二九、八三三

三、積立金放資状況

昭和三年十二月末現在

町村廳舎建築資金		小學校建築資金		火葬場建築資金		計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
五	1,111,000 円	六	1,121,000 円	一	1,000 円	一一	2,232,000 円

第四章 地方制度

第一節 地方制度の沿革

明治三十八年本島領有後移住者は漸次各地に集團し部落を形成するに至るや、部落民會或は町民會等の團體を組織し、總代或は評議員等を選出して部落に於ける公共事務を處理せしめたり。其の費用は總て住民の釀出に係り未だ單なる申合せ團體に過ぎざりしも、本島に於ける地方自治の萌芽は既に此の時に發せりと謂ふべし。

次いで明治四十二年に至り廳令を以て部落に部落總代を置く制度を布きたるが、部落總代は部落住民中より樺太廳支廳長之を選任し、且つ其の取扱事項は専ら官廳事務の補助なりしも、實質的には部落の執行機關として公共的施設に當らしめ以て自治的訓練に資したり。

越えて大正四年六月樺太の郡町村編成に關する勅令の公布あり、全管内を十七郡、四町、五十八村に區劃せるが單なる地理的區劃に止まり、各地に部落總代を置き地方事務所を取扱はしめたるは従前の如くなりしも、地方制度實施と共に設置せる町村の區域は此の區劃に據れり。爾來人口年を逐うて増加し自治心

の向上著しきものありしを以て遂に其の要望を容れ、大正十年四月法律第四十七條を以て樺太の地方制度に關する件公布せられ、自治の基礎始めて確立するに至れり。同法律は大正十一年勅令第七號に依り同年四月一日より施行せらるゝと共に同年勅令第八號を以て樺太町村制の公布ありたり。此處に於て從來の部落總代は廢止せられ當初先づ五町十九箇村に之が施行を見、續いて大正十二年四月一日より全管内に施行せられたり。之を現行制度に比し制度の劃一的なると町村長は官の任命にして、其の諮問機關たる町村評議會は官選の評議員に依り組織せらるる等は主なる差異なるも實際の運用に於ては住民の政治自覺と多年郷土に於ける自治的經驗とに依り良好なる成績を示せるを以て之が改正に着手せり。即ち昭和四年三月法律第二號を以て樺太町村制、同年六月勅令第九十五號を以て同施行令の公布を見、同年七月一日より實施せられ本島に於ける町村自治の制度茲に完く成備するに至れり。

第二節 町村

第一款 概 説

達の現勢に鑑み町村を一級及二級に區別し、一級町村は町又は之に準すべき村にして、大體人口五千人に達し、住民土着心に富み且つ財政の基礎鞏固なるものにして之が制度も略々内地町村に準せり。二級町

村は爾余の町村にして、大體人口千五百人に達し獨立經營に堪え得るものとし、之以下の町村及特殊なる事情の存すものは仍當分の内従前の規定を適用す、現在一級町村十一、二級町村二十四、舊制を適用するもの五箇村あり。

而して町村は法人とし官の監督を受け法令の範圍内に於て其の公共事務及法律勅令に依り町村に屬する事務を處理す。町村長は町村を統轄し町村を代表す。議決機關として町村會あり、町村は第一次に樺太廳支廳長、第二次に樺太廳長官、第三次に主務大臣之を監督す。町村は其の事務を執行するに要する費用に充つる爲、使用料、手数料、町村税及夫役現品の賦課徴收及永久の利益となるべき事業、舊債償還又は天災事變の爲必要ある場合に限り借入金爲すことを得。

第二款 町 村 會

町村會は町村會議員を以て組織す。町村會議員は名譽職とし町村民中より之を選擧し其の任期は四年なるも公民なる要件として一級町村に在りは二年以來、二級町村に在りては一年以來其の町村の住民たるを要す。其の議員定數は一級町村十二人以上三十人以内、二級町村八人以上二十四人以内なるも町村條例を以て特に増減することを得。而して町村會は町村長を以て議長とするを原則とするも特別の事情ある一級町村に於ては町村條例を以て議員中より町村會の選舉に依る議長及其の代理人一人を置くことを得、現

在豊原、大泊及眞岡の三町に置かる。

町村會は法律勅令に依り其の權限に屬する事件の議決、選舉を行ひ其他行政廳の諮問に答申し、町村の公益に關する事件に付、關係行政廳に意見書を提出することを得。

町村會の議決事項は一級町村に在りては概括例示主義に依るも二級町村に在りては制限列舉主義を取り其の議決事項は著しく局限せらるるのみならず、其の輕易なるものに就いては書面決議の方法に依ることを得るの特例を認めらる。

町村會に對する發案は町村長の外、歳入出豫算を除きては議員三名以上より文書を以て爲すことを得。

第三款 町村吏員

町村には執行機關として町村長を置く。一級町村に在りては町村會之を選舉し其の任期は四年とし名譽職を原則とするも特別の事情ある町村に於ては町村條例を以て有給となすことを得。二級町村に在りては樺太廳長官の任命にして給料は國庫の負擔とす。

町村長の補助機關として一級町村に助役を置き町村長の推薦又は町村會の選舉に依り選任し任期其他は町村長に同じ。町村の出納其他の會計事務を掌らしむる爲收入役を置き有給とす。一級町村に在りては其の選任、任期共助役に同じぐ、二級町村に在りては町村會の推薦に依り樺太廳支廳長之を任命す。

前記の外書記及必要なる有給吏員を置き町村長之を任免す。又處務便宜の爲區長及其の代理者、其他臨時又は常設の委員を置くことを得せしむ。何れも名譽職にして區長及其の代理者は町村公民中選舉權を有する者より、委員は町村會議員又は町村公民中選舉權を有する者より町村長の推薦に依り町村會之を定む。

第二節 町村の財政

町村には未だ基本財産の見るべきものなく且使用料、手数料其他の税外收入亦僅少にして町村費の大部分は之を稅收入に頼るの外なき現況に在り、而も本島拓殖の進展に伴ひ諸般の公共的施設益々多きを加へ逐年經費の膨脹を來たし財源の窮乏に苦しみつある現狀なり。

而して町村稅として賦課し得べきものは直接國稅の附加稅及特別稅にして、特別稅の種類は命令を以て次の如く定めらる。

戸別割 町村内に住所を有し又三月以上の滞在者にして構戸若は獨立生計者に對し其の所得額及資産の狀況を標準として之を賦課す。

建物割 法人及町村住民にあらずして其の町村に建物を所有する者に建物の構造、用途及敷地の地位に

依り其の差を設け坪敷を標準として之を賦課す。
 所得割 樺太に住所又は一年以上居所を有せざる者の樺太に於ける資産又は營業を有する者に對し居住地の法令に依り賦課せられたる場合、其の所得税額中樺太に於ける資産又は營業より生ずる所得に對する所得税相當額を見積り法人に在りては其の十分の五、其の他に在りては十分の三以内を限度として賦課す。
 土地割 市街宅地又は國より貸付、讓與若は賣拂を受けたる後五年を経ざる土地を除き、土地臺帳又は土地貸付臺帳記名の土地の所有者、又は貸付を受けたる者、若は國有地を使用する者に對し賦課す、其の種類左の如し。

部落宅地、工業用地、漁業用地、鑛業用地

營業税 國稅營業收益税の賦課を受けずして左の營業をなすものに純益を標準とし之を賦課す。但し藝妓置屋業及貸座敷業は定額に依る。

物品販賣業、無盡業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、寫眞業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、兩替業、湯屋業、理髮業、寄席業、遊戯場業、藝妓置屋業、貸座敷業

雜種税 左に掲ぐる營業、稼業又は行爲をなす者若は物件を所有する者に之を賦課す。
 船、車、橋、電柱、倉庫、畜犬、狩獵、不動産所得、藝妓、酌婦、興行、遊興、流木、漁業

尙町村稅賦課額を示せば次の如し。

町村稅賦課額調

昭和四年度

町 村 稅 種 別	賦 課 總 額	一 戶 當 負 擔 額
國稅營業收益税附加税	1101,285	5,152
國稅所得税附加税	197,527	4,064
國稅市街宅地稅附加税	50,331	1,032
國稅鑛業稅附加税	5,334	0.110
國稅砂鑛區稅附加税	11	0.000
特別稅戶別割	918,38	18,909
特別稅建物割	196,898	4,054
特別稅土地割	11,356	0.231
特別稅所得稅	73,655	1,517
特別稅營業稅	39,059	0.800
特別稅雜種稅	72,941	1,462
計	2,147,336	42,957

第五章 財政及金融

第一節 財政

第一款 概説

樺太の歳計は領有の當初に於ては臨時軍事費特別會計に屬せしが、明治四十年三月軍政を撤去し樺太廳官制實施と共に樺太廳特別會計を設置し、租税其の他の收入及一般會計よりの補充金を以て諸般の歳出に充當することゝなれり。今特別會計開始以來累年の收入及支出額を示せば左の如し。

樺太廳特別會計歳入及歳出

年 度	歳 入			公債及借入金	計	歳 出
	收 入	補充金	繰入金			
明治四十年	一、〇三七、〇四六	六二九、四〇六	—	—	一、六六六、四五二	一、二二一、九八七
明治四十一年	七三、五三三	六二九、四〇六	四五四、四六四	—	一、八〇七、四二二	一、五六九、四五五
明治四十二年	一、〇六一、四二四	五〇〇、五〇〇	二七七、九六六	—	一、八三九、八八〇	一、五七八、八五七
明治四十三年	一、二二九、七〇五	五四〇、七一四	二六〇、五二四	—	二、〇四〇、九四三	一、八九七、四六五
明治四十四年	一、三六九、〇四五	五七〇、六五七	一三七、四七九	—	二、〇七七、一八一	一、九〇七、三三一
大正元年	一、五三四、九八一	五九一、八一九	一六九、九四九	—	二、二九六、七五九	二、〇七七、六七七

大正二年	二、〇六一、五七四	三八九、二九一	二一九、〇八一	—	二、六七〇、九四七	二、二七八、〇四六
大正三年	一、五四八、七四八	三三三、五七五	三九二、九〇一	—	二、二六五、二三四	二、〇七三、九三三
大正四年	一、四九五、〇四六	三三三、五七五	一九一、一九一	—	二、〇〇九、八二二	一、六八〇、六五七
大正五年	二、〇五八、五七六	二九三、五七五	三三九、二五五	—	二、六八一、四〇六	一、八五一、八四三
大正六年	二、六九一、三一五	三三三、五七五	八九、五三三	—	三、七七二、四二三	二、一〇八、四八三
大正七年	二、九三六、七九三	—	一、六三三、九七〇	一、〇九一、〇〇〇	五、六六一、七六三	二、九七二、六五一
大正八年	三、五七〇、六五六	三〇〇、〇〇〇	二、七二〇、一一〇	一、一七三、五〇〇	七、七六四、二六八	五、七四一、八六五
大正九年	五、三三一、六七四	七七〇、〇〇〇	二、〇三三、四〇四	三、三八一、二〇九	一、三九五、二八七	八、二八五、四八四
大正十年	七、〇五七、一〇三	一、四三三、〇〇〇	三、一〇九、八〇七	四、一七三、二九〇	一五、七七三、二〇〇	一三、〇六五、五八一
大正十一年	八、三八六、〇二二	一、一〇〇、〇〇〇	三、七〇七、六三三	七、六〇七、九二〇	二〇、八〇一、五五五	一八、〇四七、五八八
大正十二年	一三、四三六、八六一	一、七六六、〇〇〇	二、七五三、九六九	四、四七五、四三六	二一、四五二、二六六	一九、二八四、〇二六
大正十三年	一五、七七一、〇五六	一、〇〇〇、〇〇〇	二、一六八、二四五	四、一六、二二八	一九、三五六、五二九	一九、二七九、〇六五
大正十四年	一六、〇〇〇、三〇五	九〇〇、〇〇〇	七八、四五四	一、七〇〇、〇〇〇	一八、六七八、七五九	一八、〇五九、九四五
昭和元年	一八、三三九、三〇八	一、五七七、三四三	六八、八一四	一、七八六、五六二	二二、三三三、〇二七	一七、七三四、〇九九
昭和二年	一八、四一四、七〇二	二、〇二九、六三五	四、五六七、九二七	一、八四五、〇五二	二六、八七七、三二六	一九、九八二、三四〇
昭和三年	二二、八六三、八三五	二、〇二九、六三五	六、八九四、九七六	一、八五七、九二四	三三、六四六、三七〇	二五、六九一、二七〇
昭和四年	二五、九〇一、四二五	三、六〇〇、〇〇〇	二、四七九、九八〇	一、〇五五、五三〇	三三、〇三六、九三五	三三、〇三六、九三五
昭和五年	二六、五四三、七七七	一、六〇〇、〇〇〇	二、五三一、七七六	—	三〇、六七五、五三三	三〇、六七五、五三三

第二款 歳入

第一項 租税

權太に於ける租税制度は明治四十年三月の制定に係り、當時戸數割、營業税及雜種税の三目に分類せられしが爾來數次の改廢又は増設に依り今日に至れり。今現行種目を示せば市街宅地税、所得税、營業收益税、酒造税、出港税、消費税、鑛業税及漁業税等にして支廳長に於て賦課徴收す。而して支廳出張所長は其の事務の一部を分掌することとなり居れり。今其の各目に就き左に説明せむ。

市街宅地税 本税は大正十年四月の制定に係り特に指定したる市街宅地の拂下價格を以て地價と定め、課率は之を二級に分ち一級は地價千分の五、二級は地價千分の三を賦課す。實施初年度歳入は六千八百參拾參圓なりしが昭和五年度豫算額は九千二百二十圓を示す。

所得税 大正八年度始めて法人所得(第一種)のみに對し賦課し、大正十一年度より新に第二種及第三種をも賦課することに改正し猶ほ大正十三年、十四年及昭和二年三月一部分の改正を爲し以て今日に至れり。其の課率は第一種(同族會社に對する加算税率を除く)第二種は内地と同一なり。第一種同族會社に對する加算率及第三種は内地に比し概して低減し、本税實施初年度歳入は拾萬五千貳百七拾五圓にして、昭和五年度は六十三萬八千七百二十九圓を計上す。

營業收益税 本税實施前は營業税として明治四十年實施以來數回の改廢ありしも昭和三年度より之を廢止し新に本税の實施を見たり。營業税は外形的の標準により課税せられたるに依り各業體毎にその標準を異にしたりしも本税は法人に在りては全部の營利法人に對しその總益金より總損金を控除したる年額に、個人に在りては營業の純益金額に課税し個人の課税營業種類は物品販賣業、銀行業、無盡業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、寫眞業、席貸業、旅人宿業、料理店業、代理業、周旋業、仲立業、問屋業の十九種とし其の課率は法人個人内地と同一なり。營業税は施行初年度即ち明治四十年年度歳入貳萬五千圓(雜種税共)なりしも、商工業の發展に伴ひ逐年増加し大正十五年度參拾五萬八拾貳圓を計上するに至り、昭和五年度豫算額は四十三萬七千八百五十二圓を計上す。

酒造税 本税は創始時代營業税中に加へられ等級課税なりしが、大正五年度より造石課税に改められ大正十年四月より獨立税目となれるものなり。之が課税は課率を異にする外略内地同様にして清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒、酒精及酒精含有飲料等各酒類の酒精分を標準とし造石高に賦課するものにして、其の税率は酒精分三十度以下に在りては一石に付貳拾貳圓五拾錢、三十度を超ゆるものに在りては一石に付酒精分一度毎に七拾五錢の割合を以て計算することとせり。之が製造に付ては申告制度を採用し、造石數の制限は内地の清酒三百石、濁酒百石、燒酎十石なるに對し、清酒百石、濁酒五十石なる等稍緩和せられたる點あり。本税課税標準の造石高に改められたる大正五年度の造石高は一千五十一石にして、逐年増

加し本税の獨立したる大正十年度酒造石高は六千六百二十石となり、漸次増加歩合上昇し大正十四年度酒造石高參萬八千貳百八拾五石を示すに至れり。昭和五年度(昭和四年度酒造分)の見込石數四萬一千六百四十石此の豫算稅額九十一萬三千六百九十一圓を計上す。

出港稅 本税は樺太に於て製造したる酒類を帝國内の他の地方へ移出するとき燒酎に在りては酒造稅法、酒精及酒精含有飲料に在りては酒精及酒精含有飲料稅法の造石稅の同一の稅率に依り課す。大正元年八月制定後大正四年度に始めて百參圓の歲入あり、爾來逐年増加したるも昭和四年度は四百六十圓に激減し、昭和五年度見込石數約八石、豫算稅額千四百六十一圓を示すに至れり。

消費稅 砂糖消費稅は明治四十二年度より、織物消費稅は明治四十三年度より内地當該稅法を施行せり。然れども樺太には製造者なく偶々北樺太方面より移入取引ありたる際課稅するの狀態にして、砂糖消費稅は大正十三年度始めて參拾六圓、織物消費稅は大正十一年度拾七圓、大正十二年度拾壹圓、大正十四年度貳百參拾四圓の歲入ありしに過ぎず。昭和五年度豫算額五拾圓を計上す。

鑛業稅 本税は創始當時は雜種稅中に加へられて課稅したるも、大正十一年四月鑛業法及砂鑛區稅法の全部を施行し内地同様賦課することゝなれり。之れが實施當初たる大正十一年度の歲入は拾貳萬四千五百九拾圓なりしが、逐次減少したるも昭和五年度豫算額は十二萬八千五百八圓を増加計上せり。

漁業稅 本税は從來租稅外收入として漁業料の目にて徵收せるものにして、其の時代に屬する明治四十二年度の如きは歲入額實に七拾八萬圓を算したりしが、漁獲高の漸減と一面大正十二年度より租稅に改められ同時に課率の改正ありたる關係上其の實施初年たる大正十二年度歲入額は激減して拾九萬九千貳拾圓となり其の後數次稅法の改正ありて昭和四年度豫算稅額十九萬千六百六十三圓を計上せり。

第二項 租稅外收入

租稅外收入の概要を記述すれば左の如し。

官業及官有財産收入 昭和五年度豫算額二千六百八十八萬八千五百四十八圓にして其收入の内容を左に略述す。

- イ、郵便、電信、電話、切手收入二百十八萬五千四十四圓
- ロ、鐵道に依る旅客、小荷物、貨車及其の他鐵道より生ずる收入六百五十九萬三千八百六十八圓
- ハ、官設醫院の入院料、往診料、藥價、治療料及其の他醫院より生ずる收入二十五萬四百五十二圓
- ニ、中央試驗所に於ける水産部、農業部、林業部の收入九萬三百七十三圓
- ホ、國有森林に於ける原木官行斫伐及其の他副産物の賣拂收入千三百四十一萬六千六百六十三圓
- ヘ、市街宅地、部落宅地、未開地、諸建物其の他官有物の貸付料收入十五萬二千六百四十八圓
- 印紙收入 收入印紙の賣拂代及稅印押捺に依る現金收入にして、昭和五年度豫算額貳拾八萬八千五百參拾圓を計上す。

煙草專賣益金受入 樺太に於ける專賣益金を一般會計より繰入れらるゝものにして、昭和五年度豫算額は百五十八萬五千二百圓を計上す。

雑收入 懲罰及沒收金、辨償及違約金、手数料、中學校及高等女學校の授業料、石炭採掘料及其他の雑入等にして昭和五年度豫算額は四十一萬五千三百五圓を計上す。

大藏省預金部特別會計より受入 貯金事務取扱費の財源として受入れらるゝものにして昭和五年度豫算額三萬圓を計上す。

官有物拂下代 市街宅地、部落宅地、未開地、建物、船舶、石炭、物品其の他の官有物拂下に依る收入にして、昭和五年度豫算額は二十四萬八千二百四圓を計上す。

返納金 定期及据置貸金の返納金にして、昭和五年度豫算額は二千四圓を計上す。

補充金 樺太廳特別會計へ補給の爲め一般會計より繰入れらるゝものにして、昭和五年度豫算額百六十六萬圓を計上す。

前年度剩餘金繰入 前年度剩餘金を繰入れらるものにして昭和五年度豫算額二百五十三萬千七百七十六圓を計上す。

第三款 歳出

昭和五年度に於ける歳出豫算の概要を示せば左の如し。

歳出 經常部

一、樺太神社費

官幣大社樺太神社に要する交付金なり

一三、〇〇〇圓

一、樺太廳の經費

主として樺太廳、支廳及支廳出張所並に町村長俸給所要經費にして大要左の如し。

一、六三〇、六二三圓

俸給

四六一、六九七圓

廳費

二八〇、二〇四圓

町村長俸給

六七、八六〇圓

雇員給及傭人料及給與

三二一、六七二圓

其他の雜給及雜費

五〇九、一九一圓

一、教育に關する經費

二、一八八、九〇六圓

中學校、高等女學校及實業補習學校の維持經營並に公立小學校教員の俸給及旅費等の經費にして大要左の如し。

俸給 (奏任、判任給)

三七二、六二九圓

財政及金融

中學校	一六一、七四三圓
高等女學校	九三、一六六圓
實業補習學校	二二三、三六四圓
師範學校	八、二六九圓
小學校教員諸給	一、五二九、七三五圓
	八六六、一五六圓

一、警察に關する經費
各警察署の警務に要する經費にして大要左の如し。

俸給	三四、九二四圓
廳費	二七、六四〇圓
巡查諸給	五〇五、七五一圓
雜給及雜費	二九七、八四二圓

一、林務署に關する經費
昭和四年度に於て新設せられたる林務署經費にして林木の年期賣拂、造林、林業試験、官行斫伐等の事業を行ひ其の經費の大要左の如し。

俸給	三九五、七一六圓
	三、七〇四、八一四圓

事務費

六六九、一五四圓

斫伐費

二、六三九、九四四圓

造林費

三九一、〇六六圓

一、現業に關する經費

九、一一四、三八六圓

遞信、鐵道の經營、氣象觀測及農事並に水産の試験に要する經費にして大要左の如し。

遞信費

二、〇二四、八七五圓

鐵道費

六、六五七、五八一圓

測候費

五九、六八六圓

中央試験所費

五五〇、九二四圓

一、衛生に關する經費

三八三、八六二圓

豊原、大泊及眞岡に於ける廳立醫院の診療に要する經費にして大要左の如し。

俸給

一〇二、五五七圓

事務費

一三一、四一六圓

患者費

一二七、一二二圓

助産婦及看護婦養成費

一一、一五〇圓

財政及金融

一、試験事業に關する經費

七七八、六九五圓

昭和四年度に於て施設せられたる中央試験所經費にして農事、畜産、水産、林業及鑛業の學究的試験を行ひ其の經費大要左の如し。

俸給

一〇三、〇五七圓

事務費

一四一、八四五圓

農業部費

五八、五八三圓

畜産部費

四九、九〇九圓

林業部費

五七、二〇四圓

水産部費

六三、八四七圓

其他

一〇七、四七九圓

一、諸支出金

一三〇、八五六圓

死傷手當、國有林被害諸費、傳染病豫防費、恩賜及救助費、傳染病豫防費補助、諸拂戻金、滯納處分費、受刑者及刑事被告人押送並に留置諸費、遞信事業用證票類諸費、檢丁及新兵旅費等主なるものとす。

一、公債及借入金の經費

一、六七五、〇二一圓

港灣修築、鐵道建設、改良及道路開鑿並に退職賜金等に要する公債及借入金の利子並に之に伴ふ諸雜費とす。

一、豫備金

一八〇、〇〇〇圓

第一豫備金

六〇、〇〇〇圓

第二豫備金

一二〇、〇〇〇圓

歳出經常部合計

一一〇、四九二、七三一圓

歳出臨時部

一、土木營繕並に拓殖に關する經費

三、九四三、九三四圓

交通、通信及治水事業の施設、廳舎、學校等の増設、新營並に拓殖開發の爲め各種事業の擴張に要する經費にして大要左の如し。

俸給

二五二、〇八六圓

廳費

一四八、九三一圓

雜給及雜費

四三五、四七三圓

道路修繕費

四〇六、〇〇〇圓

港灣及治水費

一六三、〇〇〇圓

財政及金融

財政及金融

電信電話費	五〇、五三〇圓
醫院新營	四三四、〇〇〇圓
郵便局舎新營	三〇〇、〇〇〇圓
中央試験所廳舎新營	二三五、三九〇圓
官舎新營	一一七、〇六七圓
廳舎及學校其他の増築、新營、修繕費	二一六、七九七圓
土地改良費	五三二、二〇三圓
土地區劃選定及處分費	五三、二二八圓
殖民費	一二八、八五六圓
森林經營費	三五一、二八六圓
調査費	一〇九、五七八圓
其他	五〇、四三四圓

一、補助費

二、七七一、一〇〇圓

水道、私設鐵道、航路、運輸交通、商工業、農畜産、竝に移住獎勵教育、公醫、公獸醫、公設消防組、石油試掘等に對する補助金

一、繼續費

二、四九九、二五九圓

鐵道建設、通信改良、道路開鑿、船澗修築、國勢調査に要する經費の本年度年割額にして、其の金額の内容に就ては前項に掲記せるに付省略す。

一、鐵道改良に要する經費

五四八、五二九圓

鐵道に於ける軌道其他器具機械等の改良に要する經費にして大要左の如し。

俸給	六、八〇〇圓
事務費	二九、三〇〇圓
工事費	五二二、四二九圓
道路改良費	四一九、〇〇〇圓
歳出臨時部合計	一〇、一八二、八二二圓
歳出總計	三〇、六七五、五五三圓

第二節 金融

樺太に於ける金融機關の大要を略述すれば左の如し。

財政及金融

銀行 明治三十八年本島の邦領となるや北海道拓殖銀行は政府の命に依り直に大泊に派出所を設け、中央金庫事務の取扱を爲す傍ら預金及爲替業務を行ふこととなり。當時一般銀行業務は同行定款の許さる處なるを以て本島の拓殖資金の供給に對しては全然没交渉の状態に在りしが、明治四十年一月右派出所を樺太支店となし一面同行後援の下に大泊、真岡の兩地に泰北銀行支店を設置し、一般銀行業務を営むに至れり。越えて明治四十一年大泊に於ける諸官衙の豊原に移轉するや北海道拓殖銀行樺太支店も亦豊原に移轉し依然從來の業務を行ひしが、明治四十四年拓殖銀行法を改正して本島をも同行の一般營業區域に加ふる事となれり。其の後大正三年四年に至り本島に於ける泰北銀行の業務全部を繼承する事となり大泊、真岡に出張所を設置せり。爾來同行支店出張所は一般普通銀行業務、不動産抵當貸付、地方低利資金取扱、農業者連帶無擔保貸付、公共團體無擔保貸付、漁業權抵當貸付、漁業者連帶無擔保貸付及工場財團抵當貸付等を取扱ひ、其の業務極めて廣汎にして、本島の開發と時勢の進運に順應し本島の資金需要年々増加の趨勢に在り、尙同行に於ては大正八年に泊居に派出所を。大正十年に野田に出張所を、又大正十三年には本斗に派出所を設置せり。而して樺太支店は大正三年四月之を豊原支店と改稱し、大泊出張所は大正七年八月、真岡出張所は大正八年七月、野田出張所は大正十三年十二月何れも支店に昇格せり。昭和二年落合知取間鐵道開通と共に兩町とも非常なる發展をなし延いて資金の需供は頻繁を加へ同行はこの趨勢に鑑み昭和三年九月一日知取出張所を同年九月十日落合に出張所を設けたり。

樺太に於ける産業資金の供給を圓滑ならしむるの目的を以て樺太廳の補助を得て大正三年五月設立せられたる樺太金融株式會社は、定款を變更して大正五年十月大泊に資本金五拾萬圓よりなる株式會社樺太銀行を創立し銀行業を開始せり。然るに各種産業の發展に伴ふ資金の需要漸次多きを加へ來れるを以て、大正八年三月資本金を貳百萬圓を増資すると同時に真岡に支店を設置せり。以上の二行は銳意拓殖資金の供給に努力し、本島開發に貢獻する所尠からず。

右の外樺太に於ける唯一の貯蓄銀行として大正十一年四月一日支店を豊原に設置したる株式會社北門貯蓄銀行は銳意島民貯蓄心の向上に努め其の業績漸次良好に向ひつゝあり。今參考迄に昭和四年六月末現在の各種銀行貸付及預金額を示せば次の如し。

株式會社北海道拓殖銀行各支店

貸付金總額

一三、九〇五、九一七圓

預金總額

一〇、八七五、二九七圓

株式會社樺太銀行

貸付金總額

三、九二二、三〇二圓

預金總額

三、〇九七、五三〇圓

株式會社北門貯蓄銀行支店

一八〇、六二三圓

貸付金總額
預金總額

一八〇、六一三圓
五〇八、一〇八圓

産業組合 大正四年産業組合法施行以來各地に設立せらるゝもの逐年其の數を増加し成績見るべきものあり。今其の組合數を見るに、施行當時即ち大正四年に設立を許可せるもの二組合なりしが、昭和三年末に於ては三十七組合となれり。而して其の出資總額八十六萬八千七百七十九圓、内拂込済出資額六十九萬四百九十八圓にして積立金、準備金、借入金、剩餘金及組合員の貯金等合算すれば其の運用資金總額百七十二萬三千三十四圓に達するに至れり。之を本島人口約二十四萬(昭和三年末)に比較すれば其の發達良好にして尙益々發展せんとするの狀勢にあり。之を表示すれば

年次	種別	組合數	拂込済出資金高	積金高	準備金高	借入金高	貯金高	剩餘金	合計
大正十年		三三	二七三、七六八	六、五三三	二四、五九七	一〇九、二七三	八三、七〇一	四三、九一一	五四〇、八三三
大正十一年		三四	三三九、二〇九	一〇、三五五	四一、六三三	一四一、三七七	九七、二八二	五三、四四七	六八三、二八三
大正十二年		三四	四四九、二六五	一一、〇六九	五二、六八〇	一三四、九九八	一三九、〇一一	七二、三五九	八六〇、三八一
大正十三年		三七	四三三、三三七	一四、八七六	六、八〇四	一三三、八五六	二〇五、〇〇三	八八、九五六	九二一、八三一
大正十四年		三七	五七七、〇九七	二一、〇三三	八九、〇六九	一一九、八九八	二八七、〇六九	九八、七五六	一、一九二、九二二

年次	種別	組合數	拂込済出資金高	積金高	準備金高	借入金高	貯金高	剩餘金	合計
昭和元年		三三	六三、五六九	三〇、九〇〇	一〇九、四三四	一一七、四三三	三三八、三〇三	一〇六、六一九	一、三二六、二五二
昭和二年		三六	六七四、四三二	三七、三〇一	一四〇、六六六	六九、〇五〇	四三三、七六〇	一一四、五二二	一、四五九、一七〇
昭和三年		三七	六九〇、四九八	三三、四五六	一五四、二五七	六二、一八一	六六九、八〇五	一一一、一三七	一、七二〇、三三四

質屋營業及無盡講會 金融機關の施設備はらざる本島に於ては質屋は重要な金融機關にして各地の何れも相當利用せられつゝあり。質屋營業に付ては明治四十年質屋取締法施行せられ、昭和四年六月末に於ける營業者數百六十人、總運轉資金額百三十六萬八千三百十八圓、昭和四年上期中に於ける總貸出金百五十七萬七千五百三十二圓を算出す。無盡業法は未だ施行せられざるも小資本商工業者の資金融通機關として無盡業は急速の發展を示すと共に講會も亦逐年増加の趨勢に在るを以て、大正十三年四月廳令を以て講會取締規則を施行したり。昭和四年六月末に於ける無盡營業者數四十、資本金二百二十六萬六千圓、内拂込金額七十一萬七千五百五十圓、給付契約高一千五百五十二萬五千圓、加入人員一萬四千五百四十四人を算せり。講會數は昭和四年六月末日現在數三六六、講金總額五百八十四萬七千二百六十二圓を算し、金融機關として重要な地位を占め漸次其の機能を發揮しつゝあるを認む。

第二節 煙草專賣

煙草專賣

沿革

本島に煙草專賣法を施行せられたるは明治四十二年六月一日にして、其以前は大泊に有力なる煙草卸商人ありて豊原、眞岡に支店を設け、生産地より直接煙草を移入し、小賣商人を経て全島各地に煙草を供給し來りしなり。然るに專賣法施行と同時に函館專賣支局出張所は豊原に、同專賣官吏派出所は大泊に新設し、専ら煙草供給に關する事務を取扱ひ尙豊原、大泊、眞岡に煙草元賣捌人を置き、各地の煙草小賣人は其儘煙草小賣人に指定せられたり。爾來土地の開發に伴ひ漸次増設せられて現在に於ては豊原、大泊、眞岡、泊居、元泊、敷香の六箇所に專賣官署(出張所若は派出所)及元賣捌營業所を置き略ぼ煙草供給機關の完成を見たり。

前三箇年煙草賣渡代金調査表

口付の部

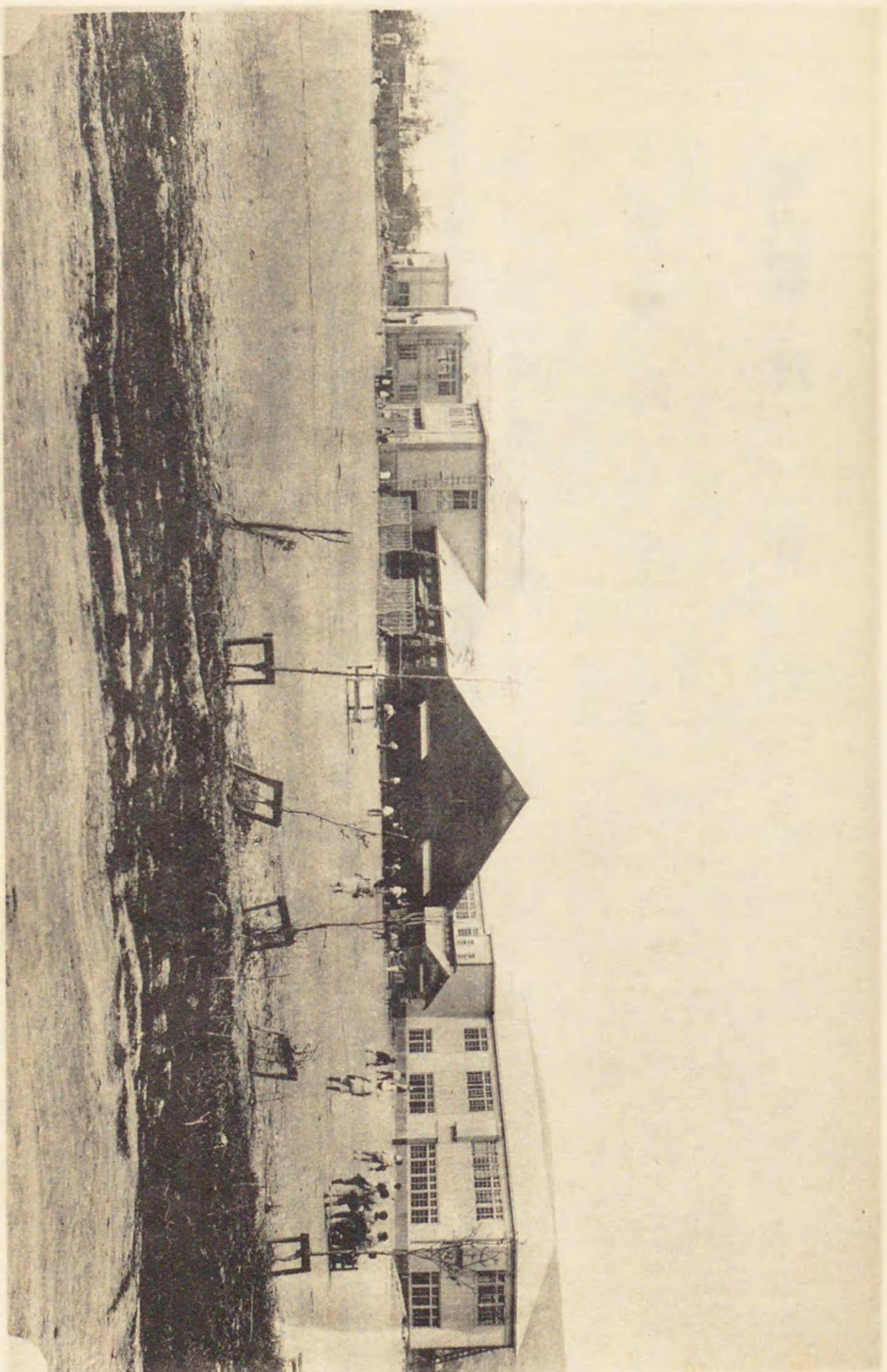
年 度	敷 島	敷 上 用	朝 日	不 二	昭 和	や よ ひ	其 他	合 計
昭和元年度	九六、七二	三三	一八三、〇九一	三、六七七	—	二、〇三五	三、八九九	一、一五四、七五六
昭和二年度	八七、一九九	四、三八四	二三四、三九九	三、九五	—	二、三四九	三、三六三	一、〇九五、五九九
昭和三年度	八四、六〇〇	三、三三三	二三八、一六三	二、八六	四六、六七七	一、五五六	五、三三〇	一、一四三、一四六
昭和四年度	六六、三九一	二、九七五	二四八、〇四四	五、三三〇	七、五二四	二、〇三六	六、五五五	九九八、二六四

兩切の部

年 度	ゴ ー ル デ ン	シ エ ツ ア プ	チ エ リ ー	蝴 蝶	ス タ ー	其 他	合 計
昭和元年度	五四、四二二	一三、三七三	一〇、一七九	一五、七三五	二、一九二	二、五〇五	六〇八、三三三
昭和二年度	六五、一四七	一七、七四八	一五、九三九	三六、二二〇	三、四四五	四、一一四	七三三、〇三三
昭和三年度	六八、〇七〇	一七、二四七	三六、〇一八	四〇、八七三	三、九六五	二八、二一〇	八〇七、〇五五
昭和四年度	八八、九九九	一五、六〇八	一四、四八五	三八、一三三	四、一七六	三、五〇一	九六〇、八〇二

年 度	あやめ	さつき	白 梅	は ぎ	なでしこ	其 他	合 計
昭和元年度	三三、七四	一四、五五	四、一〇〇	一七、六三	三、三二	三、三三	五五、一三
昭和二年度	三六、二七	一〇、六四	三、六三	二、一七	三、六二	二、六一	五二、〇四
昭和三年度	四三、五六	八九、九三	二六、〇七	三、三〇	四、六七	一、三九	五八、五八
昭和四年度	四七、三五	七五、三〇	三、一〇	五、二二	七、〇七	一、三三	五七、三九

尙此の外輸入煙草は昭和三年八千八百六圓、昭和四年には四千六百九十八圓に達せり。



校學小等高常尋一第原豊

第六章 教化

第一節 教育

第一款 概説

明治三十八年本島領有當時に於ては何等施設の見るべきもなく百般創始の状態に在りたり。然るに渡航者は續々として相踵ぎ豊原、大泊及眞岡の三地の如きは忽ちにして市街地を形成し、従て兒童亦多數を算せるが其の教育機關なきを以て之が設立の急に迫られ、明治三十九年八月始めて豊原に小學校を開校し次で同年十月大泊及眞岡の兩地に小學校を開校せり。之れ樺太に於ける小學校の嚆矢なり。而して同年九月樺太小學校内規を定め其の據る可き所を明かにせり。然るに教育上の施設を要するは嘗て是等市街地のみならず、其の他の村落に於ても之が必要に迫れるを以て、應急策として民間に相當補助を與へて之が設立を助成せり。即ち明治三十九年には私立簡易教育所二、同四十年に私立簡易教育所二、私立小學校一の設置を見たり。越えて明治四十一年樺太に於ける小學校に關する件（勅令）公布せられ大體小學校令に依ると共に、之が細則に就ては内務省令を以て一部を除く外小學校令施行規則を準用することとなり、

次で廳令を以て私立小學校補助規則を定め、三市街以外の村落の私立小學校に對し教員俸給及設備費に補助を與ふることとし之が普及を圖れり。然れども小學校に尙廳立、私立の二種あり、私立小學校には補助を與ふと雖も教員の招來其の他に不便尠からず。茲に於て大正九年管内の小學校を統一して之を公立とし教員の諸給與は之を國庫の負擔として教育機關の刷新を圖れり。

斯くの如くして初等教育機關の普及漸く其の緒に就ける時、一方既に高等普通教育機關の必要に迫られ之が要望の聲漸く高きを以て、明治四十五年大泊に中學校を、大正五年豊原に高等女學校を、次で大正十四年豊原に昭和二年眞岡に孰れも中學校を設置せり。之より曩大正四年大泊に私立大泊女學校の設立を見數次の變遷を経て大正十三年公立大泊高等女學校となりたるが昭和二年四月之を廳立とせり。尙大正十五年眞岡に公立眞岡實科高等女學校の開設を見、昭和四年四月之を廳立高等女學校とし、同年四月泊居に公立泊居高等女學校を設置せり。

教育機關の普及漸く其の緒に就くと共に教育行政上、監督機關充實の忽にすべからざるを認め、大正五年四月樺太廳に視學を置くと同時は支廳に兼任視學を配置し、之が監督統一の嚴密を期すると共に大正九年教育に關し告諭を發し以て其の嚮ふ所を示せり。以上の如く初等及中等教育機關稍整備し來りたるも、社會教育に關する施設及小學校教員の養成機關未だ完ならず依て之を整備し以て教育の普及を圖らんと努め居れり。

第二款 初等教育

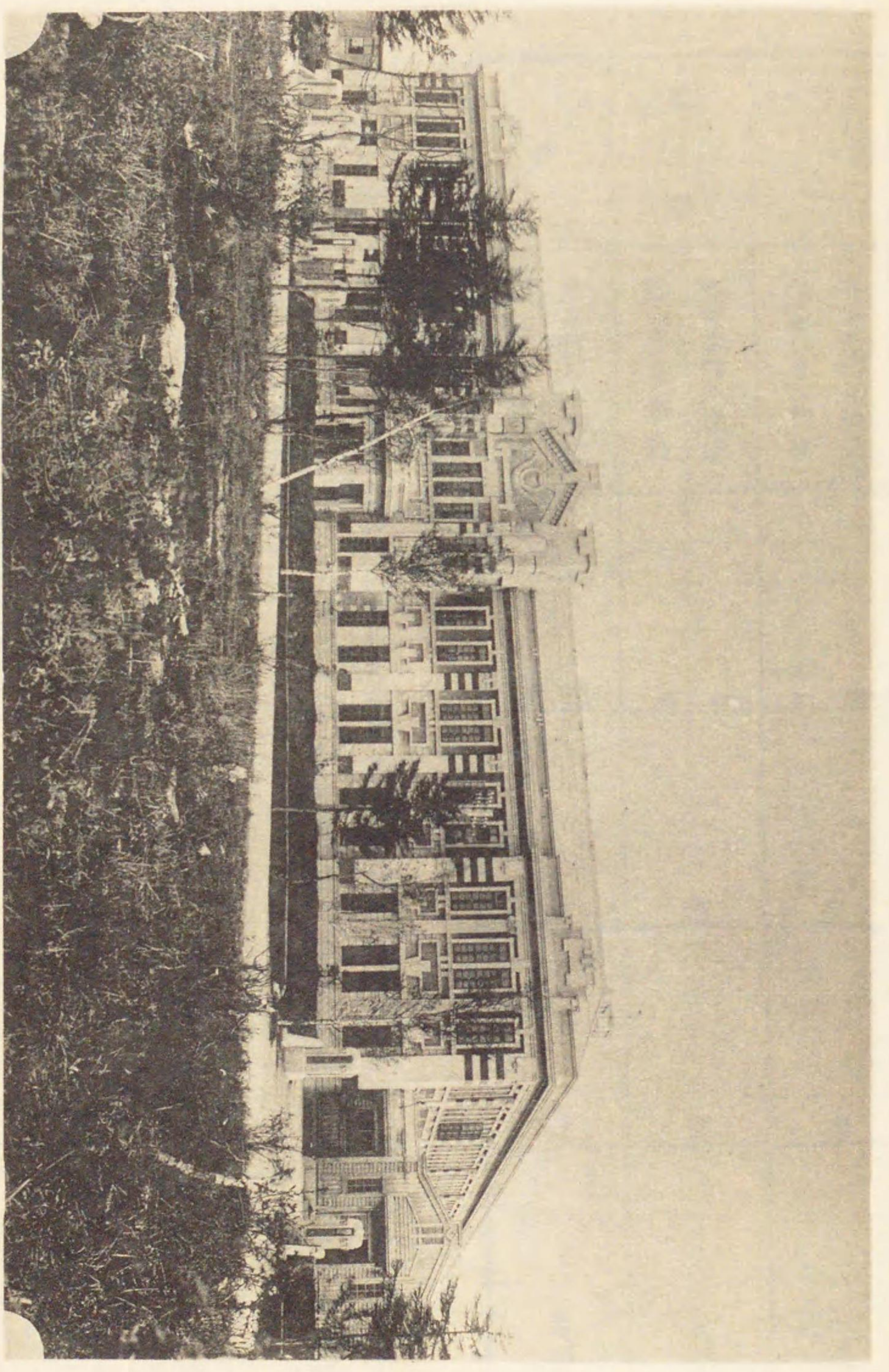
輓近拓殖の進展人口の増加に伴ひ學齡兒童の増加亦著しく、依て學校の増設と共に内容の充實を圖りて教育の改善振興に努め居れり。而して學校は概ね普及し今や村落の形成する所學校の設置を見ざるなき狀況にして、従つて學齡兒童の就學率又頗る良好となれり。

學齡兒童就學歩合

年次	區別	學齡兒童	就學兒童	不就學兒童	學齡兒童就學歩合
大正十二年	四月	一八、四八八	一八、四二七	六一	九九・六七%
大正十三年	四月	二二、三六六	二二、一四四	二二	九九・九九
大正十四年	四月	二五、一〇七	二五、〇一一	七六	九九・六九
大正十五年	四月	二八、二八〇	二八、二二七	三三	九九・八八
昭和二年	四月	二九、九三三	二九、八八九	四四	九九・八五
昭和三年	四月	三一、二九七	三一、三三七	六〇	九九・八〇
昭和四年	四月	三九、六六一	三九、五〇六	五五	九九・八六

學校、學級及教員、兒童數 (昭和四年三月)

支 出 張 所	種 別	學 校 種 別	學 校	學 級	教 員	兒 童
豐 原	尋常高等小學校 尋常小學校	尋常高等小學校 尋常小學校	10 15	175	198	7,533
大 泊	尋常高等小學校 尋常小學校	尋常高等小學校 尋常小學校	13 4	110	130	9,498
本 斗	尋常高等小學校 尋常小學校	尋常高等小學校 尋常小學校	9 2	8	8	2,830
眞 岡	尋常高等小學校 尋常小學校	尋常高等小學校 尋常小學校	13 16	141	161	5,250
泊 居	尋常高等小學校 尋常小學校	尋常高等小學校 尋常小學校	9 1	102	110	4,730



豐原中學校

一、樺太廳大泊中學校

明治四十五年四月開校五月一日より授業を開始す。元樺太廳中學校と稱せしが大正十四年四月樺太廳豊原中學校設立と同時に改稱す。教科目は中學校令施行規則（文部省令）に準じ、徴兵令第十三條及文官任用令第六條第一號に該當するものと認定せられ、他の學校への入轉學に關しては中學校令に依り設置したる中學校と同一の取扱を受く。

種別	年度				
	大正十四年三月	昭和元年三月	昭和二年三月	昭和三年三月	昭和四年三月
教員	二五	三	三	三	三
學級	一六	一八	一八	一八	一八
生徒	五二	六二	五二	五七	六五〇
入學	一〇〇	一〇〇	一八〇	一〇〇	一〇七
卒業	四六	五	七	六	七

二、樺太廳豊原中學校

大正十四年四月開校同月二十三日より授業を開始し、昭和三年三月始めて第一回卒業生三十七名を送り出せり。教科目其の他は大體大泊中學校に同じ。

年度	種別				
	教員	學級	生徒	入學	卒業
昭和二年三月	一五	一八	三六	一五〇	一
昭和三年三月	三	二	四六	一五〇	三
昭和四年三月	二六	一三	五二	一五〇	六

三、樺太廳眞岡中學校

昭和二年一月創設同年四月十五日より授業を開始しせり。教科目其の他は大體大泊中學校に同じ。

四、樺太廳豊原高等女學校

大正五年四月開校五月一日より授業を開始す。元樺太廳高等女學校と稱せしが昭和二年四月樺太廳大泊高等女學校設立と同時に改稱す。其の教科目は高等女學校令施行規則（文部省令）に準じ、他の學校への入轉學に關しては高等女學校令に依り設置したる高等女學校と同一の取扱を受く。

昭和四年四月より四年制並に五年制を併置す。

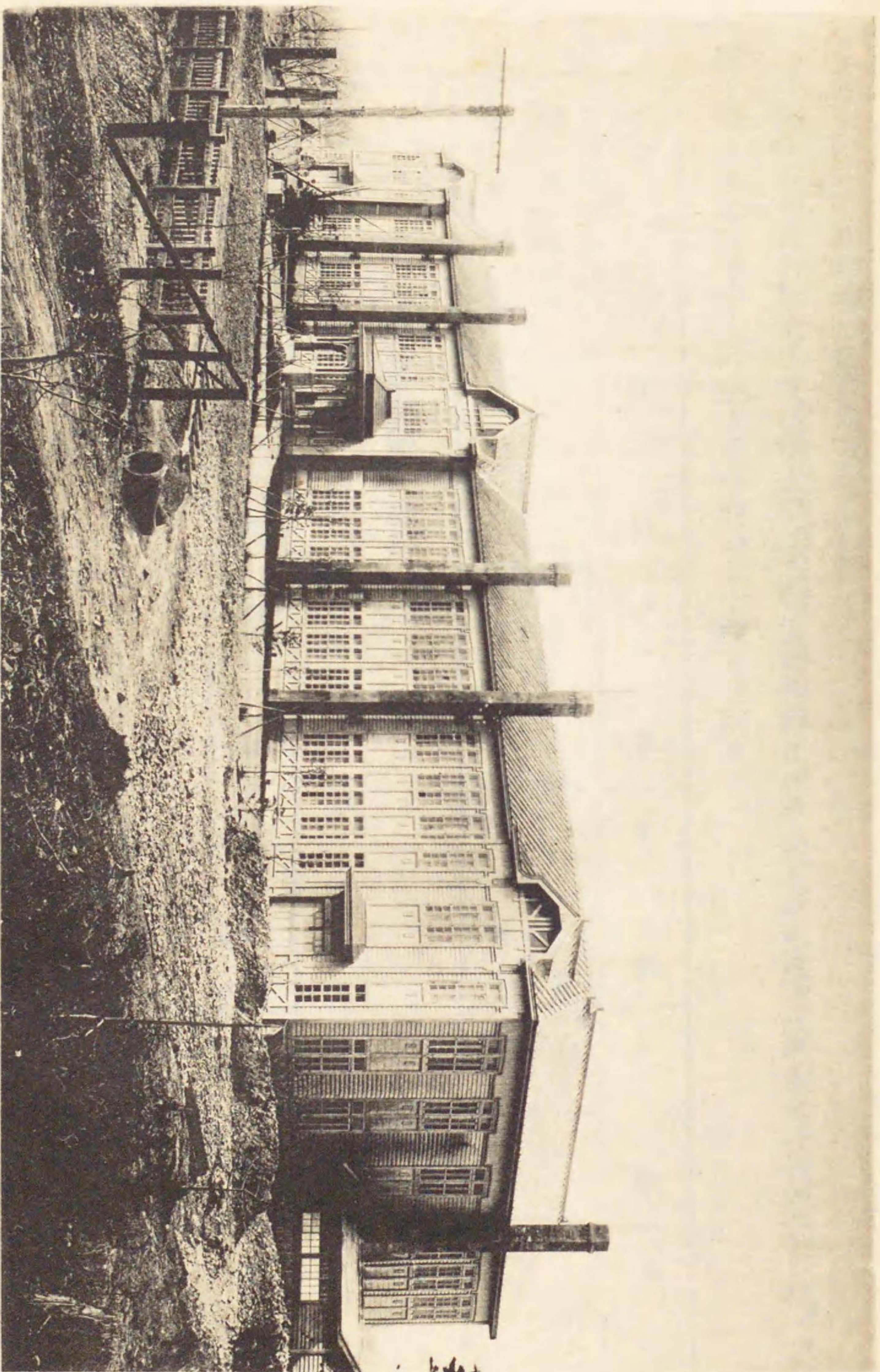
種別	年度				
	大正十四年三月	昭和元年三月	昭和二年三月	昭和三年三月	昭和四年三月
教員	一八	一六	一六	一六	二〇

學 生 入 卒		級 徒 學 業	
一八	三〇二	九八	四
九	三三三	一〇〇	七
九	三六九	一〇八	五
九	三七〇	一五四	八
一〇	四四四	一六四	三
		內補習科	三

五、樺太廳大泊高等女學校

昭和二年四月開校し、教科目其の他は大體豊原高等女學校に同じ。
 本校は大正四年十月私立大泊女學校として設立せられたるものなるが、大正八年五月財團法人組織となし大正十三年八月之を公立高等女學校に變更したるを更に廳立に變更したるものなり。最近に於ける學級教員生徒數を示せば左の如し。

種 別	年 度				
	大正十四年三月	昭和元年三月	昭和二年三月	昭和三年三月	昭和四年三月
教 員	二七	一三	一五	二二	一七
學 徒	一〇一	二七	二九	三八	三五
生 入	一〇一	九	一九	一〇〇	一〇〇
卒 業	二五	三	四	六	七



大 泊 高 等 女 學 校

六、樺太廳眞岡高等女學校

大正十五年四月樺太公立高等女學校官制及同規程に依り公立眞岡實科高等女學校設立せられ、昭和四年四月樺太廳に移管せられ廳立眞岡高等女學校と改稱せり。

年 度	種 別	教 員		學 級		生 徒		入 學		卒 業	
		数	員	級	級	徒	入	學	卒	業	
昭 和 三 年			三	二	二	五		一		七	
昭 和 四 年		八		四	二	二	四	九		五	

七、公立泊居高等女學校

昭和三年四月開校す。

年 度	種 別	教 員		學 級		生 徒		入 學		卒 業	
		数	員	級	級	徒	入	學	卒	業	
昭 和 四 年		九		二		八		五		一	

八、私立學校

本島の私立學校に關しては大正九年九月私立學校規則を定め、其の設立廢止の都度所定の事項を具し長

官の認可を受けしむることなし、大正十二年十二月眞岡に私立裁縫女学校の設立を見、漸次増加し今日に及び。現に同規則に依れる学校の状況を示せば左の如し。

名	稱	位置	經營者	設立年月	生徒數	教員數
私立豊原夜間中學校	豊原	樺太教育會附設	大正十五年四月	106	17	
私立豊原商業學校	豊原	山田伊佐雄	昭和三年二月	14	4	
私立藤川實踐女學校	豊原	藤川マキ	大正十五年八月	83	5	
大泊夜間商業學校	大泊	大泊青年團	昭和三年四月 昭和四年四月廢止			
大泊裁縫女學校	大泊	橋イチ	昭和三年六月	60	4	
大泊實科女學校	大泊	志田秀子	昭和三年八月	60	7	
私立眞岡裁縫女學校	眞岡	大場秀代	大正十二年四月	33	4	

第四款 教員養成其の他教育施設

第一項 教員養成

拓殖の伸展人口の増加に伴ひ逐年小學校の増加を來しつゝあるも小學校教員の養成機關未だ完からず。爲めに其の補充の大部は未だ之を内地に求むるの状況にあり。亦僻遠の本島に於ては周圍の刺戟少きのみ

ならず、諸般の事情内地と大に異なるを以て常に之が指導改善に努め居れり。

一、小學校教員講習所

本所は大正七年の開設に係り大泊中學校に附設せらる。修業年限一年にして當初尋常科准訓導以上の實力ある者を收容し尋常小學校本科正教員を養成せるが、大正十一年之を改め中等學校卒業若しくは之と同等以上の學力ある者を收容することとなり、師範學校第二部と軌を一にせり。尙昭和二年より本科の外に研究科を創設し、本科卒業若しくは師範學校本科卒業若しくは小學校本科正教員の免許狀を有する者にして樺太に於て一年以上小學校教育又は教育事務に従事し現に其の職に在る者の中より選抜收容し、本科の學科目又は之に關聯する學科目に付尙精深なる學習を爲さしむることとせり。

本所卒業後は一年現役兵たるの特典あり、入學者には學資として入學旅費、支度料、被服費、教科用圖書費、食費、手當及修學旅行費等を給す、入學志望者逐年増加しつゝあり、入學者及卒業者左の如し。

種別	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年
入學者 本科 研究科	5	9	13	16	15	15	17	50	60	44
卒業者 尋常 研究科	5	9	13	16	15	15	17	50	60	44

二、樺太廳高等女學校

樺太廳高等女學校に補習科を置き高等女學校卒業者を收容す。修業年限一年にして小學校教員ならむとする者には特に必要なる學科目を教授し卒業後は無試験檢定を以て尋常小學校本科正教員の資格を與へ適宜任用しつゝあり。

三、教員の指導教養

本島領有の初期に於ては教員の無資格者尠からざりしも、現在は殆ど有資格者を以て充たし内地と些の遜色を認めず。然れども生徒は何れも内地各地方よりの移住者の子弟にして、其の風俗習慣區々にして歸一する所なく、之が教育に就ては内地に於て味ひ得ざる周到なる注意と不斷の努力の必要とするのみならず、僻陬の地なるを以て環境の刺戟極めて尠く稍もすれば研鑽を怠らんとする弊あるを以て、常に優良教員の招來に努めると共に一方研究の機會を與へ、之を善導し素質の改善を圖り居れり。

小學校教員 小學校教員に對しては左記の方法に依り向上改善に努めつゝあり。

イ、機に應じ校長會議、研究會、講習會等を開き、或は研究論文を募集する等努めて研鑽の機會を與ふ。

ロ、毎年十名内外の現職者を選び内地及朝鮮其の他の殖民地に派遣し、教育狀況の實際を視察研究せしむ。

ハ、學術研究員規程を設け、現職者より試験又は無試験に依り毎年數名を選抜し、任意又は指定の學校に派遣依託して研究せしむ。

研究員は之を甲種、乙種に分ち甲種は一年、乙種は六箇月とし、大正十年度以降派遣せるもの甲種十名乙種十五名を算す。

中等學校教員 中等學校教員は之を内地に求めざるべからざる爲め不便尠からずして、之が對策として大正十年中等學校教員依託養成規程を定め、適當と認むる學校に依託生を置き在學生中より之を募集せり。依託學生には學費月額參拾五圓、被服費月額百七拾五圓を給與し、卒業後は學費を給與したる年月日間就職の義務を負ふものとす。依託學生は大正十年より大正十二年迄に高等師範學校、早稻田大學、東洋大學、音樂學校、共立女子職業學校等十一名を算せるが、大正十三年以降中止の状態にあり。

第二項 其の他の教育施設

本島は未だ開拓の過渡期にありて社會教育的施設完からざるを以て、之が普及發達は將來に俟たざるべからず。其の施設の主なるものを擧ぐれば左の如し。

實業補習學校 本島に於ける小學校兒童數は逐年著しき増加を見るに至れり。従つて之等卒業兒童中直に職業に従事する者に對し職業に關する知識技能を授けると共に拓殖に須要なる教育を施すことは最も緊

要なりとす。

從來之が施設なかりしに鑑み昭和四年四月全島七個所に高等小學校卒業程度以上を入學資格とする修業年限二個年の實業補習學校を設置したり其の概況左の如し。

學校名	學級數	教員數	生徒數	設置場所
豐原商業補習學校	一	五	二五	豐原町
大泊商業補習學校	一	七	二六	大泊町
眞岡商業補習學校	一	三	一九	眞岡町
留多加農業補習學校	一	五	二七	留多加町
知取工業補習學校	一	七	二六	知取町
本斗水産補習學校	一	四	一八	本斗町
泊居工業補習學校	一	五	二七	泊居町
計	七	三六	二四二	

教育會 從來各支廳の下に獨立したる教育會ありたるが時代の推移は之を以て足れりとせず、是等を統一するの要あるに鑑み、大正十三年三月從來の教育會を解散して新に支廳管内を統一したる教育會を創設し、之を單位として中央に樺太教育會を設置したり。爾來講演會、研究會、夏季大學の開催、各科研究調

査會及夜間中等學校の開設並に機關雜誌の刊行等着々事業を進め、尙新刊書籍を購入して巡回輪讀に供すると同時に將來圖書館の建設に備へ居れり。

幼稚園 本島は其の氣候、風土内地と大に其の趣きを異にするを以て、幼兒の保育に關しては特に注意を要するものあり。之が保育機關を設け以て幼兒身神の健全なる發達を圖るは最も緊要なりとす。大正十年始めて大泊に設置せられ、次で大正十二年豊原に、昭和元年大泊楠溪町に之が開設を見、目下右三幼稚園は町立にせんとする計畫中なり。其の概況左の如し。

名稱	經營者	設立年月	保母數	組數	園兒	保育料
豐原幼稚園	私立	大正十二年五月	三	一	一〇三	一、八七五
大泊幼稚園	私立	大正十年七月	三	二	六五	一、五〇〇
楠溪幼稚園	私立	大正十五年六月	三	二	八四	一、一〇〇

男子青年團 從來青年團は町村に於て各任意に設立し來りたるが、大正十四年九月是等各青年團を統一して支廳管内聯合青年團を設置し、之を支團とし町村部落各青年團を以て分團とし、之等を基礎として更に樺太青年團を組織して節度あるものたらしめたり。之等青年團は各地方の中心勢力となり各種公共的事業に活動しつゝあり。其の概況左の如し。(昭和四年九月調)

支 種 別	青年 團數	團員數		本年度 經費 預算	資 產	事 業 概 要
		正團員	其他			
豐原	三〇	一、七四八	一七八	一六、五四四	一、〇三六	講習會、講演會、夜學會、陸上競技會、公共事業
大泊	二四	一、五三七	一五〇	六、八九〇	二、〇八九	講習會、講演會、文庫購入、陸上競技會、夜學會、共同作業
眞岡	一七	七九七	一三三	三、二七四	二、五六四	講習講演會、夜學會、陸上競技會、共同労働、視察
泊居	一九	五〇〇	七三	一、二五〇	一、〇三八	講演會、夜學會、圖書購入、體育會
本斗	二六	五三三	一四四	四、六三三	三、四四五	講話會、道路修理、共同作業、夜學會、運動會
元泊	六	三三九	七二	二、三九八	二、七〇八	講演會、陸上競技會、道路標識建設、夜學會
敷香	七	二四二	二六	一、七五五	二〇〇	講演會、公共事業、勞力寄付、武道、運動會
計	一二九	五、五四七	七三四	三三、五三四	一三、〇五〇	

女子青年團 本島に於ける女子修養機關は、從來處女會を各町村に於て任意に設置し來りたるが、大正十五年十一月女子青年團に對する内務省、文部省訓令の發せられるや之が創立準備を企圖し、昭和三年十二月曠古の御大典を記念として支廳管内各處女會を統一し、支廳管内聯合女子青年團の設立を見、更に之を基礎とする樺太聯合女青年團の組織行はれ統一節度あるものたらしめたり。

其の内容は内地と殆んど同様にして本島各地方の社會教化に力め、又は公共事業を援助する等の教化に

盡力するところ大なり。其の概況左の如し。(昭和四年九月調)

支 種 別	青年 團數	團員數		本年度 經費 預算	資 產	事 業 概 要
		正團員	其他			
豐原	三二	八九八	一五五	三、四四五	五三三	講演講習會、バザー、編物講習、ミシン講習、修養會
大泊	二二	七五五	七九	一、五八〇	三〇五	講習會、體育會、團員表彰、編物、修養會
眞岡	二〇	六四四	七五	九八一	七四四	料理講習會、修養會、バザー、夜學會、運動會
泊居	八	三六八	四	一、三六一	六〇	月例修養會、雜誌發行、生花講習、家事實習
本斗	二四	三三三	六	一、一五〇	五七三	手藝講習、雜誌講讀、運動會、敬老會
元泊	四	一五七	三三	八三三	九	講演會、講習會、手藝展覽會、奉仕事業
敷香	三	八二		二〇一	七	學藝會、講話會、讀書會
計	一二三	三、一七六	三八三	九、五五二	二、四三三	

青年訓練所 大正十五年四月勅令第七十號を以て内地道府縣に對し青年訓練所令公布せられたるも殖民地には之を施行せられず、然れども本島の如き社會教育的施設の少き土地に於ては最も適切なるものと認め、大正十五年五月廳令第十七號を以て之が規定を公布するに至り。其の内容に付ては唯私人の設置を認めざるの外總て内地同様にして孰れも小學校内に附設し當該小學校長之が主事たり。主として小學校教

員、在郷軍人等が指導員として公民教育、職業教育及國民的教練を課す。現在に於ては收容人員比較的多き箇所のみなれとも將來は全町村に普及し以て全島青少年の修養に資せんとす。現在に於ける概況左の如し。

支種 廳別	訓練所	在籍者	設置町村		
			設	置	町村
豊原	七	一七	豊原町	豊北村	川上村 落合町 築濱村
大泊	五	二三	大泊町	留多加町	深海村 長濱村 富内村
本斗	三	五	本斗町	内幌村	好仁村
眞岡	八	三三	眞岡町	小能登呂村	清水村 廣地村 蘭泊村 野田町
泊居	四	七	泊居町	鶺鴒村	惠須取町 名寄村
元泊	三	一七	元泊村	知取町	帆寄村
敷香	四	六〇	泊岸村	敷香村	内路村
計	三三	一〇六			

第二節 博物館

本島の我領有に歸するや拓殖の礎を樹つる爲、其の天産物を調査し利用の途を究むるは最も必要なりとし、明治三十九年五月樺太民政署に於て斯道の權威者に囑託して植物調査を遂げ、樺太廳設置と共に動物調査を數年間に亙りて行ひ、其の標本を樺太廳舎の一室に保管せり。越えて明治四十二年島内の農水林鑛産等産業的標本を蒐集するに當り、同時に土人の使用せる器具等をも蒐めて陳列せしが、未だに公開觀覽せしむるに至らざりき。標本、物産等の蒐集せらるゝもの多數に上るや大正六年舊樺太駐屯軍司令官々舎に陳列して公開し、大正十一年には内容漸く備はりたるを以て、樺太廳博物館規定を設け、五月より十月に至る間を開館し、本島唯一の觀覽施設たらしめたり。爾來觀覽者年と共に増加し昭和二年には、植物、動物、水産、林産、農産、鑛産、土俗及歴史參考品等の各部を設け、整理改革して内容の充實を計り、陳列品は殆んど本島特有のものにして學術上の好參考資料及本島の事情を知る爲、視察者の見逃すべからざる施設の一たり。開館は毎年四月一日より十月末日迄にして昭和四年度に於ける觀覽者總數は殆んど二萬人に達せんとする狀況に在り。

第三節 社會事業

本島に於ける社會的事象は未だ複雑ならず従つて社會事業の發達亦著しきものなかりしも、輓近本島の

人口の増加と時運に伴ひ此種事業の發達を促すこと漸く繁く、最近豊原、大泊等主要市街地に於ては無料宿泊所、託兒所、職業紹介所等の設置せらるゝに至りたるも未だ基礎十分ならずして成績の見るべきものなし。由來本島の社會事業は慈惠、救済及釋放者の保護感化を主とせり。

財團法人樺太慈惠院は主として自活し得ざる者を救済し、天恵を全ふせしむるを以て目的とす。而して救済者種別を擧ぐれば行旅病人、精神病者、土人患者、收容施療患者、看護及同伴者、教育者、院外救護者及外來者の八種とす。

本院創立以來の救護成績及現在收容人員を擧ぐれば左の如し。

實人員 二、二四六人

延人員 一九九、〇一二人

行旅病人	精神病者	收容施療患者	看護及同伴者	教育者	計
四三	五	一	一	四	五三

財團法人樺太共濟會は樺太に於ける住民に必要な物資の需給を調節し、兼ねて天災事變に際し罹災者を救助するを目的とす。

財團法人樺太恩賜財團及樺太慈惠財團は共に鰥寡、孤獨者、孝子及節婦等にして貧困又は病氣の爲自活療養の途なきものに對し惠恤をなすこととせるも未だ見るべきものなく管内調査の上事業擴張に努めつつあり。

樺太保護會は刑の執行を受けたる者に對し釋放者の保護指導等をなすものにして、直接收容して保護するもの、間接に保護を加へるもの其他一時的保護等に從事せり。

昭和四年度の事業概況左の如し

直接收容保護したるもの 一五

間接に保護したるもの 二二

一時的に保護したるもの 一五五

以上の團體は何れも銳意施設經營に努めつゝあるも一般に基礎未だ確實なりと云ひ得ざる狀況にして毎年紀元節の佳辰に當りては斯業獎勵の御思召を以て御下賜金を賜はり、又國庫より補助を與へて事業を助成する等指導改善に努めつゝあるを以て漸次發達の趨向にあり相當の成績を擧げつゝあり。

第四節 神社及宗教

本島の開拓未だ其の途上にありて住民の多くは定住の念薄く稍もすれば地の利を趁うて流轉せんとし、

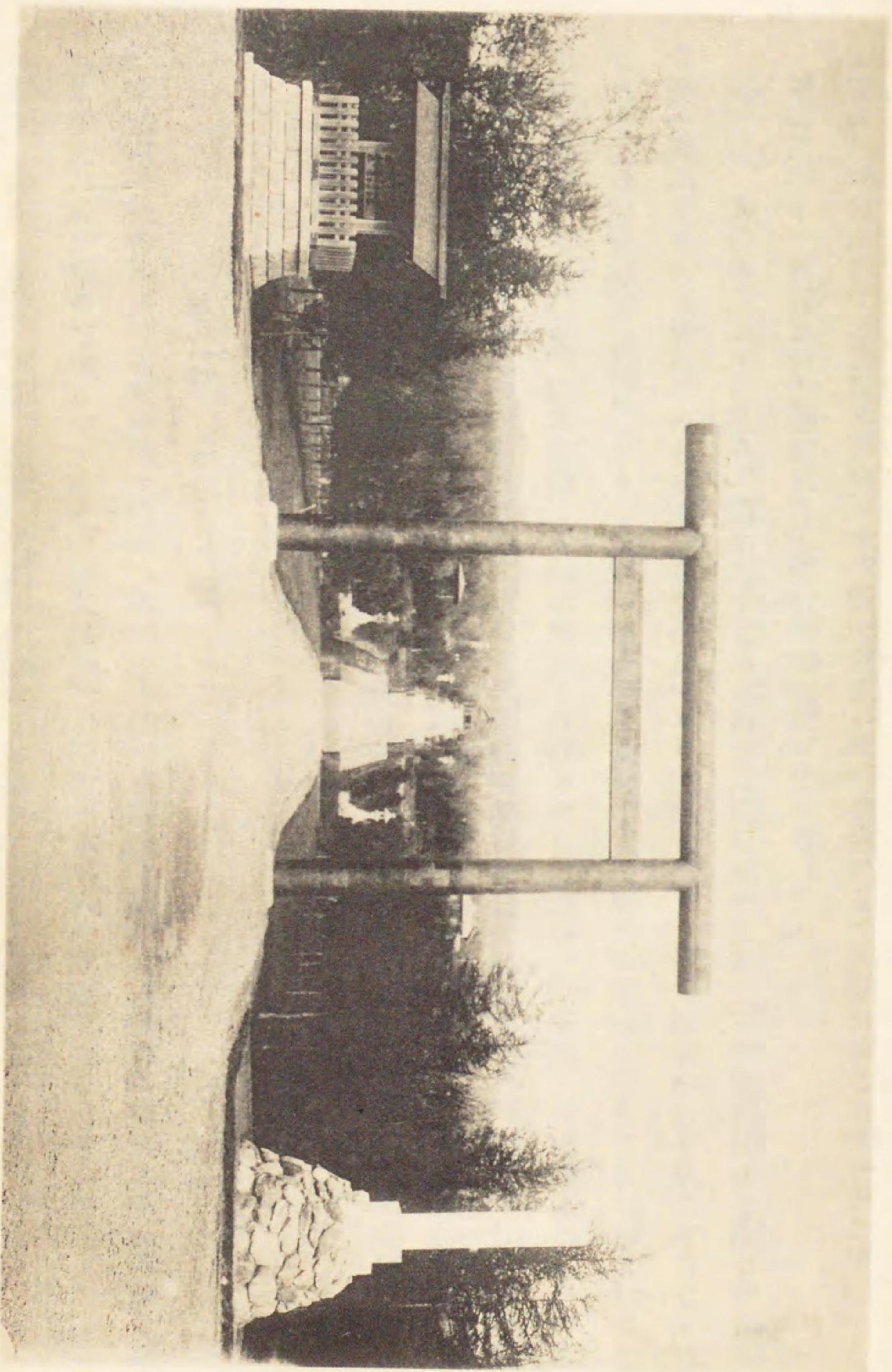
従つて社會的觀念亦比較的淺薄なるを免れざるを以て、敬神崇祖の念を涵養するは即ち是等荒怠せる人心を感化善導する所以なるを思ひ、大正九年廳令を以て神社規則、寺院規則及布教規則を制定し以て之が普及を圖りたりしが、爾來本島拓殖年と共に進み人口の著しき増加に伴ひ、神社、寺院等の創立せらるゝも日に多きを加へ、敬神崇祖の念を振作し美はしき國民性の發露を促して本島拓殖上貢獻尠なからざるもあり。

第一款 神 社

明治三十八年本島領有後住民の増加するに従ひ神社の創立を企畫するもの各地に相踵ぐに至れり。茲に於て人心の歸嚮を察して敬神の思想を涵養し崇祖の信念を振作する爲め明治四十四年全島鎮護の大祀として官幣大社樺太神社を建立せられたり。爾來豊原、眞岡、大泊、泊居其の他各地に相亞で産土神社ウブスナの建立を見現在其の數八十社に及ぶ。

官幣大社樺太神社 祭神は大國魂命、大己貴命、少彥名命の三神一座にして豊原の東郊旭ヶ岡に鎮座し、幽邃絶佳の勝地なり。明治四十三年起工翌明治四十四年八月鎮座あり、大祭日は樺太施政記念日たる八月二十三日なり。

縣社豊原神社 祭神は天照皇大神、豊受大神、明治天皇、昭憲皇太后の三座四柱にして豊原町字北豊原



官幣大社樺太神社

に鎮座し閑雅にして森嚴なる淨地なり。明治四十一年の創建にして例祭日は七月十一日なり。

昭和三年十一月五日付内閣總理大臣縣社列格を認可せらる。

表忠碑 大泊中央高地に在り、明治三十七八年戰役に際し本島に於て不幸戰病死せる陸軍歩兵少佐西久保豊一郎以下軍人軍屬五十一名の遺骨を埋葬して其の英靈を祀り、最も激戰にして敵の主力を全滅したる七月十二日(西久保少佐戰死)を卜して毎年招魂祭を舉行す。全島民の尊崇を鍾むるところにして大正十四年皇太子殿下本島行啓の際には畏くも特に鶴駕を枉げさせられたる、本島唯一の由緒ある記念碑なり。
樺太戰跡記念碑 本島の我領有に歸するや、二十有餘年の今日に至るまで其の戰跡の徒に草野荒野に委棄せられ、漸次其の形態を煙滅するに至らんとするを恐れ、官民有志の組織する樺太戰跡保存會の手に依り一萬數千圓を投じて彼我兩軍の輸贏を一舉に決せる唯一の交戰地たる豊原町字軍川を選び花崗石を以て高さ二十四尺の碑を建設せり。

第二款 宗教

本島領有後各宗派の布教師續々渡來し各地に寺院、布教所を設け布教傳導に努めたる結果歳を遂うて盛んに壇徒の數亦倍々増加しつゝあり。宗派は神教、佛教、基督教の三なり。

神教 神道、黑住、天理、金光、大社の五派にして各地に布教所三十七箇所あり。

佛・教 眞宗、日蓮、曹洞、眞言、淨土の五派にして各派の寺院布教所一三七箇所を達す。
 基・督・教 日本聖公會、日本メソヂスト教會、天主教教會、日本基督教會及救世軍の五にして教會數七箇所あり。

第七章 兵 事

明治三十八年樺太南半を領有すると共に大泊に樺太守備隊を設置し、明治四十年之を豊原に移轉し第七師團の管區に屬せしめ、以て本島の守備警衛に任じたるが大正二年五月終に之を撤退するに至れり。當時住民は甚だ之を遺憾とし爾來復舊を望むこと久しかりしが、時偶々大正九年五月突發したる尼港事件に基因し薩哈連州の保障占領に伴ひ同年十月再び豊原及内路に守備隊の駐屯を見るに至れり。軍隊駐屯の有無は我が極北島地の住民の精神上に與ふる影響頗る大にして其の駐屯を望むや切なり。然るに大正十四年二月、日露の新協約成立し國交の恢復に伴ひ再度守備隊の撤退を見たるは本島の爲め誠に遺憾とする所なり。

本島には從來徴兵令の施行なく特別地域を爲し居たる爲め各種の點に於て遺憾尠からざりしが大正十三年戸籍法と共に遂に之が施行を見、第七師團の管區に屬し漸次關係法規の適用を受け内地と其の軌を一にするに至り、爾來四回の徴兵検査を施行して良好なる成績を得、簡閱點呼、勤務演習其の他一般兵事々務も圓滿なる遂行を見つゝあり。

一、海軍募兵

本島は從來海軍志願の適用は受けざりしが、大正十四年より其適用實施を見たり。爾來本島に於ける志

願者の検査は北海道稚内に於て行ひ來りたるが、其初年たる大正十四年には志願者十九名採用者七名を得て相當成績を收め尙逐年増加の傾向を認むるを以て、昭和二年豊原に検査所新設せられたるも、同検査所に於て全島の志願者を受檢せしむるは交通其他の關係上遺憾の點なきに在らざるを以て、自然東西に區分し得る本島の地形を僥倖とし、西海岸真岡町に昭和三年度より更に検査所を増設せられたるが、同年に於ける志願者總數は六十八名、採用者十四名、昭和四年度は志願者一一四名、採用者二〇名逐年向上の成績を見たるは誠に喜ぶべき現象なり。

二、在郷軍人

一般人口の増加に伴ひ在郷軍人又逐年増加の趨勢にあり、是等在郷軍人は概ね質實剛健能く生業に精勵し良兵良民の實を擧げつゝあり、堅忍戮力堅實なる基礎を築き樞要なる地位を占め、常に指導誘掖率先して範を垂れ住民の師表たるもの尠からず、大正十四年三月陸軍召集令實施せられ續いて大正十五年七月より海軍召集令も施行せらるゝに至りたれば、是等在郷軍人に一層の自覺を促し在郷軍人會の結束愈々鞏固となれり。

三、軍隊と地方との關係

歐洲の大戦に基く露國國家の崩壞に伴ひ漸次極東に於ける政府の安定を缺き、接續地たる北樺太に於て匪徒の横行を看るに及び住民は漸く不安の念を抱けるが、亞で尼港事件突發するに及び一層危惧の念に驅

られ爲めに其の定住心を傷け延て本島の拓殖上憂ふべき結果を齎すに到るなきやを慮れたるも、薩哈噠州の保障占領と共に軍隊の一部は豊原及内路に駐屯せるを以て民心漸く平靜に歸せり。

豊原駐屯の守備隊に於ては爾來青年團員、在郷軍人又は學生等に對し軍事講話を行ひ、又は戦闘教練を實施し、或は管内縦覽を許して兵卒起居の實情を紹介して軍隊と地方住民の接觸親睦を計りたれば、一般軍事思想の普及竝に地方風教上に及ぼしたる效果些少ならざりしと雖も、大正十四年守備隊撤退以來守備駐屯の實現容易ならざるは甚だ遺憾にして爾來軍隊と地方との連絡に就ては徴兵検査に簡閱點呼に巡回の好機に於て軍事講演等を依頼し、相互の緊密に努力する一切ならざるも、近時國民思想動もすれば輕佻浮薄に流れ、國防の本義も國軍の精華も或は輕視せられ質實剛健の氣風日に失はれんとする世態を憂へ、昭和二年七月軍部と協調を遂げ軍事思想の普及を目的とする混成一大隊の行軍を計畫實施せり。各地共有形無形に與へたる感化偉大なるものありたり。

第八章 殖民及農業

第一節 土地

邦領我樺太の面積は約三百六十四萬町歩にして、農牧適地面積は各種方面よりの調査に依れば約二割は農牧に適するものと看做すも大過なかるべし。即ち七十二萬八千町歩を其の目的に利用することを得べし。

而して農耕適地及放牧適地面積を區分する調査未だなしと雖も、大體各國及北海道の例に依り推定するに總面積の一割三分即ち四十七萬三千町歩を農耕適地として殘餘の二十五萬五千町歩を放牧適地と看做すも大差なかるべし。

土地選定 明治三十八年十月以來殖民地の選定事業に着手し、土地の廣袤を概測すると共に地勢、土質、氣候、植物、水利及交通等の狀況を調査し、昭和四年迄に農耕適地十九萬三千八百四十八町歩、牧畜適地二十四萬四千八百八十三町歩、其の他土地改良後の農耕適地二萬二千九百七十三町歩、泥炭地七千五百八十一町歩、計四十六萬八千五百八十五町歩を選定せり。

土地區劃 明治三十八年初めて大泊に宅地を區劃し、戰爭當時の移民を收容したるを嚆矢とす。爾來土地整理並に移住民の收容に便せんが爲、地味の良否と交通の便否とに鑑み、殖民地として區劃を施設したるもの昭和四年末に於て二十三萬五千五百一十一町歩餘あり、其の主なるものを記せば左の如し。

農耕地は地味肥沃にして交通至便の地を選び五町歩乃至七町五段歩を普通農家一戸の收容に充つることとして明治三十九年より事業を開始し、昭和四年末に於て其面積十六萬六千六百五十四町歩餘に達せり。

市街地は樞要の地に之を施設し、普通七十坪乃至百五十坪を一戸分となし、明治三十八年本島領有後直に大泊に區劃を新設せり。爾來新設又は増設を行ひたるもの大泊、豊原、眞岡、久春内、野田、泊居、敷香、名好、本斗、知取、内路、鵜城、落合、惠須取、留多加川口の十六箇所あり、昭和四年末に於ける區劃面積五百五十一町歩餘に及べり。

部落宅地は移住の密居を必要と認めたる土地に之を施設し、殖民地にありては一戸の標準を普通九百坪となして専ら農民の收容に便し之を農村宅地と通稱す。又海岸に於ける必要なる土地には一戸の標準二百坪乃至六百坪となして専ら漁民の收容に便し之を漁村宅地と通稱せり。尙ほ漁村には明治四十二年より六百坪乃至一町歩内外の附屬畑を測設し漁閑を利用して農耕を奨励せり。昭和四年末に於ける區劃面積二千六百五十四町歩に達せり。

土地改良 本島の河川は概して迂曲蛇行せるもの多くして流水を妨げ、爲めに河水氾濫して農耕地を浸

害するものも亦尠からず。大正十年より鈴谷川、留多加川、内淵川及列丹川の四大流域に對し土地改良基
本調査を開始し、昭和四年迄に約七萬二千百十七町歩餘りの調査を爲せり。殊に地味肥沃なれども低濕地
にして直接農牧に利用し得ざる土地に對しては、官營又は補助金を給して大小排水溝の開鑿を企圖して專
ら土地の乾燥を計り、明治四十三年以來官營施設したる大排水溝の延長十四萬八千九百五十一間に達し、
又大正二年より農業者に補助金を給して各自の農耕地内に小排水溝を掘鑿せしめたるもの昭和四年末現在
に於て延長四十四萬六千二百十二間に及びり。

以上排水溝の施設と相俟つて一方農耕道路の開鑿を計畫し、先づ殖民地内及殖民地相互間に所謂幹線農
耕道路を開鑿することとし、其の工事の困難なるもの又は急設を要するものは之を官營となし、簡易なる
ものは農村住民に補助金を給して之を開鑿せしむる等専ら農村交通の便を見れり。昭和四年末に於ける農
耕道路延長官營十九萬八千一間、補助七十萬八千三百四十五間に達せり。

土地處分 樺太國有未開地は隨意契約を以て賣拂又は貸付することを得るも、直に賣拂を爲すは殆ど特
殊の事業に供する場合に限り、他は何れも貸付の際附したる一定の條件を成功したる後に於て賣拂又は讓
與に因り民有に歸するを通則とせり。

土地の貸付は有償を以て原則とする農耕、牧畜及之に直接附隨の用途に供する場合は拓地殖民の見地
より之を無償にて貸付し、専ら農牧業を目的とする移住者の便益を計りつゝあり。

賣拂又は貸付すべき地積の制限は其の使用目的に依り一定せざるも、一人に付、耕作及之に直接附隨の
用途に供する土地は三萬坪、牧畜及之に直接附隨の用途に供する土地は五十萬坪、市街宅地及部落宅地に
供する土地は千五百坪、其の他の事業に供する土地は一萬坪を各限度とす。但し農耕目的地は借地人に於
て一萬五千坪に對し一戸の割合を以て移住農民を收容するときは九萬坪迄を貸付し、其の他の事業に供す
る土地は會社又は組合に對する場合其の所定面積の五倍迄増加することを得せしむ。昭和四年末に於ける
處分面積は貸付地十萬二千六百二十六町歩餘、讓與及賣拂に依り民有に歸したる土地八萬千三百八十九町
歩餘に達せり。

第二節 移 民

第一款 交換前の殖民概況

樺太に於ける移民は文化、文政以後多少の施設經營なきにあらざりしが所謂殖民としての事跡に至りて
は素より論ずべきものなかりしが今より約六、七十年前堀利鯉奉行の建言に基き時の幕府は移住民の招徠
を企て内地漁夫の出稼を奨励すると共に農民の移住をも奨励し新に「是迄本島出稼人ハ松前、函館人別ニ
限ル様相成趣ニ聞ユレ共以後ハ何國ノ者トモ身元慥カナル者ハ引移住居不苦云々」と布達せるを以て奥

羽方面より多數の移住を見るに至れり是本島移住の端緒なり。

次いで明治元年岡本監輔は函館より人夫二百名を募集して移住せしめ、又明治二年岡本判官東京より移出するに際し農工民三百名を募集し同伴して移る彼等に賄料、工料を給して開墾、土木の事業に従事せしめたり。

明治三年九月永住者三ヶ年間一日に付玄米五合、一ヶ月手當金三分、衣類料一ヶ年金五兩を給し、六十五歳以上七十七歳未満は十月より翌三月迄六ヶ月間一日一人に付玄米二合五勺とし、又移住民病死手當をも定めたり。

明治三年十月畑地、漁業共有地を割渡の上永住者には終身無税とせり。又寄留者出稼者には三年間無税にして四年目より收穫高の二分五厘を納めしむ。而して開墾目的の移住民に對しては一人に付三百坪の地を下附し次年検査の際に耕作を勵む者には更に土地を増給する等種々獎勵方法を定めて其の實蹟を擧ぐるに努め移住民を保護したるも多くは風土に慣れざるを以て病者續出したるため明治三年七月病弱男女百五人を東京に返還し同年十月に至りて更に身體虛弱なる農工男女三十名を東京に返還せる状態なりき。

農工永住者は三ヶ年間扶助を受くる規定なりしも其の實殖民の多くは勞力を厭ひて唯一時の糊口を得んがために永住を口實にして扶助を願ひ出づる者多きを以て明治四年三月に至りて更に再度永住扶助願出をなさしめたり。而して農民男女十五歳以上は一人毎に農具七點と扶持を與へたり。

自作家作せんとする者には手當金を給し又漁民と協力漁業をなさんとする者には漁具を貸與せり。明治四年七月には大工職二十名を函館にて募集して移住せしめたれ共是等移民の多くは本島の風土に慣れざるのみならず惰民多く樺太を去り歸國するもの百餘名に達せりといふ。明治六年七月永住者にして官の扶助を受くる者が夫々歸省に托して其の儘歸り來らざるもの多々あるを以て之の弊を矯めんとし以後歸省を願出づる者は事實を調査し土着の見込なく轉籍出願の者は從來給與せる扶助米を返還せしめたる上、歸國を許し又事實歸省の者には保證人を定めしめたり。若し一ヶ年も歸島せざる時は從來給助の扶助米を保證人より上納せしむることとせり。

明治四年十二月に至り從來永住出願者には三年間手當を給與したりしが、此の時より以後は新に願出づる者は手當を給せざる事とせり。

當時の移民は生計困難にして其の多くは様子を窺ひ本島を去らんと計るもの多きに反し、新に永住する者は稀少にして戸口年々減少し明治七年九月に於ける居住民數は僅々四百五十人のみとなれり。

右の如く開拓使に於ては數年間移住民を保護し、自主獨立自活の途を樹てしめんと努力せるに拘らず、應募者の多くは概ね内地に於て生活し能はざる下級民にして誠實に勉勵せず、加ふるに露國人の跋扈甚だしき爲安住するを得ず。百方獎勵の効もなく到底自活の見込なきを以て開拓使は止むを得ず之等移民を北海道に移さむと欲し、明治七年三月樺太支廳は「當州永住人並雇農工民ノ儀ハ詮儀ノ次第モ有之候ニ付一

先御引揚相成候條引拂ノ儀ハ別紙箇條書ノ通り心得ベシ」と布達をなしたり。於是本島の居住民は殆んど皆退散し單に出稼地たるの狀態となり、明治八年領土の交換を待たずして其の實之を投棄したるものゝ如くなりき。

要之當時の殖民は其の選擇を誤りしと交通不便氣候的差異に依る新生活に對する順應性乏しかりし爲新領土移住開拓に適應せざりしこと其の近因なりとすべし。

第二款 露領時代の本島殖民概況

明治八年樺太を露國に讓渡するや露國は同島を以て流刑囚徒の監獄場となし、囚人を此の地に收容し其の改心せる者は之を放免して開拓に従事せしむるの政策を執りたり。即ち年々本國より數百名の囚人を送致し一年乃至三年後一定の制度の下に監獄外の居住結婚を許可し、更に一定の時期を経て農務其の他の事業に従事するを得せしめ、刑期滿了後六ヶ年間品行方正なる時は所轄長官の上申に依りて之を農民に編入し一定條件の下に遂に自由民たるの權利を恢復せしむる等種々獎勵策を講じ大いに同島開發に努力せり。

即ち一八九八年(明治三十一年)調、自由民九、七九七人、流刑民二、二一六七人、計三一、九六四人にして犯罪者は全數の約六九%を占め、一九〇四年(明治三十七年)調、自由民一一、九九七人、流刑民二、三二五一人、計三五、二四八人にして犯罪者は六六%なりき。此の間特記すべきは日本人にして交換以後單に

漁業に従事せんとして夏季渡來する者毎年尙七千人を下らざりしと云ふ。

而して流刑囚の刑期を経て流刑殖民となるを許された者は殖民監督官の監督下に島内諸所に多數居住し以て農業に就き所謂殖民部落を形成せり。即ち其の村落一三三、戸數六、一六八、建物七、四九一、人口二一、七七七なりき。

流刑農民に對する政策

- 一、土地貸付(三町步乃至六町步を一戸とし自由に撰定せしむ)
- 二、住宅建築補助(所要木材の無償給與及勞働補助)
- 三、食糧給與及被服貸與(最初二ヶ年間)
- 四、種子貸付(收穫時迄)
- 五、家畜貸付(民間貸馬の仲介保證)
- 六、官營病院
- 七、小學校設置
- 八、結婚補助
- 九、農産物の買上
- 一〇、私設水車場建設

其の他牧草地、部落宅地、市街宅地、官設備荒倉庫に對する設備等あれ共之を略す。

然れ共彼等は刑餘の民にして概ね着實持久の性質を缺き、從て開拓の事業進捗せざるのみならず、一旦刑期滿了して自由の身となれば何れも島外に退散したるを以て二十有餘年間會て著しき人口の増加もなく其の産業の發達をなすに至らずして終止せり。

第三款 領有後に於ける殖民概況

領有以來本島の人口は實に躍進的增加を示したり。即ち明治三十九年本邦人二〇、八〇六人、土人一、二九一人、外國人二六四人、計一二、三六一人なりしが、昭和三年末に於ては邦人二三三、九三五、朝鮮人四、三〇〇人、土人一、九九三人、外國人二七四人、計二四〇、五〇二人に増加し實に一九倍半に奔騰せり。而して此の人口増加の内容を見るに舊土人及諸外國人を領有當時より現在に至る迄、始ど同一率を以て進みつゝあるに反し、獨り我本邦人のみは逐年急激なる増加を示したるを以て、斯くの如き趨勢を示したるものなり。

爾來本島に於ける移民は逐年著しき増加をなしつゝありと雖も、今尙漁業期にのみ出稼する漁民及夏季間のみに渡來する勞働者等尠からず。本島に移住する者は敢て其の職業を問はずと雖も凡そ處女未開の國土を開發して國産の興起を圖らんとせば、先づ以て農牧業を以て定着移民招來の一大根本政策を確立するに在りとし、領有以來我政府は農業移民の招來に全力を傾注したるを以て、逐年農業移民の増加を來して今日に至りたるものなり。

即ち本島の我領有に歸するや、露領時代の農業經營狀態を考査し斯界専門の學者技術者に託して精密なる調査を遂げたる結果、其の地味、氣候の農業に好適なるを確認し、本島農業經營は自作農業者をして主産農業に倚らしむべきを認識し、諸種の法規も亦此の一大方針に則りて制定し、且土地處分の規定を定め更に農業者に對する保護獎勵の機關を設け、明治三十九年以降農業者の移住を獎勵すると共に、一方農事の積極的研究調査發達の目的を以て諸種の試験場試作場及其の他の施設をなし大に其の研鑽に努め、更に進んで昭和四年秋建設に着手せる樺太廳中央試験所が、大規模なる設備と内容の充實革新完成の曉に於ては、本島農事の劃時代的發達を招徠し、其の大使命たる大自然の富源開發の鍵を把握するに至るべし。

斯の如く農業移民の増加に伴ひ農耕適地面積も亦激増し、明治四十年八百八十町歩、牧畜適地二十四萬四千八百八十三町歩、計四十三萬八千三十一町歩餘を撰定せり。明治三年末に於ける農業者の戸數は專業兼業を合し、一萬六百七戸、四萬八千七百六十八人にして、農作物作付面積一萬七千六百六町歩、此の年産額實に四百二十萬三千八百九圓に達せり。加之今後百萬人の收容力と三十餘萬町歩の廣大なる農耕適地とを有する本島の拓殖計畫は、十年間に毎年二千戸の團體移住者を入地せしむると共に、道路、排水、教育、衛生機關其の他の施設の平行的完成を期せしむるに於ては、之れ實に「極北の寶庫」と稱する本島の前途に

於ける移住價値の増大と現下日本の深刻にして緊急なる人口食糧問題解決に對する一大光明たるべし。明治三十八年十月以來樺太廳は殖民に適する土地の撰定に着手し、三十九年殖民地の部分區畫の測設を設けて、土地貸付を開始せしが、四十年三月以降漸次現行の土地處分の諸法規を施行するに至りたり。

明治二十九年四月

軍令第四十四號官有土地建物貸付假規則

明治四十年四月一日

廳令第三十四號 官有建物貸付規則

同 四十年四月一日

廳令第三十五號 樺太國有土地貸付規則

同 四十年四月二十日

廳訓令第十七號 樺太移住民取扱規程

同 四十一年三月四日

內務省告示第十八號 樺太移住民ニ對スル汽車汽船ノ特別取扱方

同 四十年四月一日

廳令第二號 種子貸付規則

同 四十年四月一日

廳令第四號 家畜貸付規則

同 四十年四月一日

廳令第三號 牛馬豚種付規則

同 四十年十月十三日

廳令第八號 共同放牧地貸付規則

同 四十二年

廳令第七號 農事獎勵補助規定

同 四十年三月二十九日

勅令第八十三號 樺太國有土地管理規則

同 四十一年十月九日

廳令第三十號 有償貸付地賣拂規程

同 四十二年四月二十九日

廳令第九號 公獸醫規定

同 四十二年六月二十九日

廳令第十五號 家畜去勢規則

同 四十三年 四月十日

同 第十二號 家屋建築費規程

同 四十四年 四月十五日

同 第十二號 種畜貸付規則

同 四十四年十二月二十二日

勅令第二九〇號 樺太國有未開地特別處分令

同 四十四年 二月二十二日

廳令第二八九號 樺太官有財産管理規則

等専ら本島に農業移民招來及之が助成發達を期して農民の保護に努め大いに法令を制定し、以て本島開拓の大方針を樹立せり。

即ち此の期に於ては方三百間を一區畫とし、之を更に四分して七町五反少を一戸分の土地面積とし、移住後一ヶ年以内に六坪以上の防寒に適する家屋を建築せる時は、一戸に付金三十五圓以内の補助金を交付し更に種子及牛馬豚をも貸付するの途を講じたり。

大正七年六月廳令第二十一號産業獎勵補助規程制定せられ、移住の招徠に努められ共、農民の數一萬五、六千人、耕地面積一萬町歩を得るに過ぎず、農生産額九十萬乃至三百萬圓に過ぎざりしを以て、大正八年四月十八日廳令第八號移住獎勵補助規則により移住費及開墾費を補助することとせり。

一、移住費十五歳以上の者一人に付五圓以内、但し一戸に付十五圓以内。

二、開墾費十圓。

更に大正十五年六月二十三日廳令第十九號移住獎勵補助規則を改正せられて指定地の貸付を受けたる者に對し、一戸宛三百圓の補助金を交付することとなり、同年七月七日告示第一三七號によりて農業移民を收容すべき指定地を豊原、大泊、眞岡各支廳及留多加出張所の四管内二十ヶ村六九〇戸と定めたり。

然れ共是等農民は所謂自由移民にして、昭和二年初めて收容したる指定地の農業移民は三一八戸に過ぎずして、間もなく指定移民の制度は廢止せられ、昭和三年更に移民の素質向上と官營施設の徹底及補助に依り、從來よりの自由移民と區別し、理想農村建設の一大新計畫を樹立し、以て各府縣よりの農民を集團的に一定の殖民地に移住せしめんとし、現に着々として其の顯著なる實を挙げつゝあり。現在の集團殖民地は上喜美内、豊榮、大豊、小能登呂、近幌、瑞穂の六ヶ所にして其の施設並保護特典の概要を左に述べむ。

- 一、殖民地内に官營を以て土地改良工事を施し農耕道路及排水溝を掘鑿し、且農家一家に對し一町歩の無償開墾を爲す。
- 二、各殖民地内に移住者指導所を設置し指導員を配置して移民に對する萬般の指導斡旋を爲す。
- 三、共同精選所及農業共同倉庫を建設して利用平等ならしむ。
- 四、殖民地内一里以内に小學校を設置して子弟の教育を爲す。
- 五、囑託醫、産婆を配置して保健、衛生に萬全を期す。

六、青森、函館、稚内、小樽の諸港には移住民取扱事務所を設け所員之に従事し諸般の保護指導を與ふ。尙小樽市色内町六丁目(小樽驛より約五丁、棧橋より約五十間)、稚内連絡待合所前及大泊榮町には移民休泊所を設置し實費にて宿泊せしむ。

七、土地の貸付及無償讓與、未開地は一戸に付五町歩乃至十町歩を標準とし無償貸付し五ヶ年若は七ヶ年以内に規定の家畜(一萬坪以下は不要、一萬坪以上一萬五千坪以内は牛又は馬一頭を夫れ以上一萬坪を増す毎に馬又は牛一頭増加す)を有して其の土地に居住し十分の七以上を成墾すれば其の全地を無償にて讓與す。

八、産業獎勵補助

イ、自ら農業を営むもの、又は其の組織したる組合に對しては適當と認むる場合は補助金を交付す。

1 家畜を購したるとき

牛 馬

種畜の資質あるもの 一頭に付評價々格の二分一以内。

其の他のもの (管内にて購入したる場合 一頭に付評價々格の三分の一以内。管外より購入したる場合 一頭に付購入價格の二分の一以内。)

2 農業經營に要する器具機械を購したる場合は、購入價格の二分の一以内。

3 副業を經營したるとき。